

平成13年実績評価結果報告書

警 察 庁
平成14年3月

目次

はじめに

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 1	警察安全相談の充実強化	1
業績目標 2	ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進	5
業績目標 3	安全・安心まちづくりの推進	7
業績目標 4	地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進	10
業績目標 5	少年非行の凶悪・粗暴化防止対策の推進	13
業績目標 6	環境犯罪対策の推進	15
業績目標 7	けん銃密輸・密売事犯の摘発強化	17
業績目標 8	薬物の密輸入事犯の取締りの強化	23

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 1	特定重要窃盗犯に対する捜査の推進	27
業績目標 2	告訴・告発への取組みの強化	32
業績目標 3	科学的・合理的な捜査の推進	34
業績目標 4	犯罪の広域化・スピード化に対応した広域捜査の推進 (参考数値)	37 39

基本目標 3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

業績目標 1	民事介入暴力対策の強化	41
業績目標 2	資金源対策の徹底	51
業績目標 3	暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去	58

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 1	交通安全教育及び交通安全活動の推進	62
業績目標 2	きめ細やかな運転者施策の推進	66
業績目標 3	交通秩序を確立するための施策の推進	68
業績目標 4	道路交通環境の整備の推進 (参考数値)	75 79

基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 1	的確な警備措置の推進	81
業績目標 2	警備犯罪取締りの推進	83

基本目標 6 国境を越える犯罪に対応する

業績目標	来日外国人犯罪対策の推進	86
------	--------------	----

基本目標 7 犯罪被害者を支援する

業績目標	被害者支援のための環境整備の推進	89
------	------------------	----

基本目標 8 情報セキュリティを確保する

業績目標	ハイテク犯罪、サイバーテロ対策の推進	94
------	--------------------	----

はじめに

国家公安委員会・警察庁における政策評価実施要領においては、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標の実現状況を図るために設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされており、また、その実施に当たっては、毎年前年実施した実績評価の結果（評価期間が経過していないものについては実績評価の経過）を記載した実績評価結果報告書を作成することとされている。

平成13年実績評価計画書では、平成13年においては、「8の基本目標と24の業績目標を定め、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、各業績目標の実現状況を把握する」としたことから、本報告書においては、平成13年における各業績目標に係る実績評価の経過を明らかにする。

なお、各業績目標の実現状況の評価については、原則として評価期間が終了した後に、評価期間中の業績指標の測定結果についての分析を行うことにより、実施することを予定している。

本報告書は、平成14年3月11日に開催した警察庁政策評価研究会の意見を聴取し、3月25日に開催した政策評価委員会における審議を経た上で、作成した。

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 1 警察安全相談の充実強化

(説明)

警察に寄せられた相談の取扱件数が急増していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教養の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止等の徹底を図る。

警察安全相談業務とは、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待、悪質商法等の犯罪被害のおそれのある事案のほか、事件・事故に至らない場合でも国民生活の安全に関する相談に応じ、防犯その他の警察目的を達成する見地から、個々の事案の解決又は解決への支援をする活動である。

[平成13年中に講じた施策]

広報の実施

- 警察庁において、平成12年度の全国の相談取扱状況、相談業務充実強化の推進状況、適正な評価・賞揚について広報するとともに、都道府県警察においても、平成13年度の組織改正による警察本部における相談業務担当課の設置及び相談業務の推進状況等を広報した。(4月)

(平成13年4月25日付け広報資料『警察安全相談業務の現状と充実強化方策について』参照)

- 警察相談の日(9月11日)を中心に警察庁及び都道府県警察において警察相談専用電話「#9110」、警察の相談窓口及び業務内容等を広報した。(9月)

(平成13年8月30日付け広報資料『「警察相談の日」(9月11日)の実施について』参照)

相談業務体制の強化

平成13年度地方財政計画において、「警察安全相談員(非常勤職員)」に係る経費を措置し、405名を増強配置することにより、相談業務体制の強化を図った。

警察署における相談専任又は専従(兼任ではあるが、相談業務を主な仕事として従事する場合)の職員(警察安全相談員を含む。)による相談員数:1,569名(9月末現在)

組織改正等

平成13年度組織改正等により、警察署の相談窓口の名称を、「困りごと相談」から「警察安全相談」等に変更した。

教養の実施

都道府県警察の相談業務担当の警部補等(計46名)を対象として、カウンセリング技術等の修得を重点とした警察安全相談実務専科を開催した。(6月)

「専科教養」とは、警察職員に対し、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために行う専門的な教育のことをいい、「専科」と略して呼ばれることもある。

評価期間 5年間（平成13年から17年まで）

業績指標

- 1 警察に寄せられた相談について、取扱件数を継続的に測定するなどにより、その対応状況を把握する。

【相談件数の増加】

平成13年の相談件数は930,228件で、平成12年の約1.25倍（平成11年の約2.7倍）に増加した。

9年	10年	11年	12年	13年
334,396	347,849	343,663	744,543	930,228

【主な相談内容】

平成13年中の相談内容の主なものは、金銭物品貸借、迷惑電話、悪質商法、職場、近隣、友人等の対人関係、少年問題、痴漢変質者の出没、つきまといであり、平成12年と比較した場合、金銭物品貸借、迷惑電話、悪質商法、職場、近隣、友人等の対人関係、痴漢変質者の出没等の相談が増加している（別紙1参照）。

- 2 県や市の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関との連携により解決した事例や連絡協議会の開催等の連携状況を継続的に測定する。

【事例】

「電話機を購入したが解約したい。」との商取引に関する相談を受け、弁護士会を紹介したところ、アドバイスにより解約申込みを行い、実損なく解約することができた。（滋賀）

「夫からの日常的な暴力から逃れるために避難した。」との相談を受け女性相談所、児童相談所と連携して、妻子4人を保護施設に入所させた。（岡山）

動物死骸の放置に関する相談に関し、夜間・休日でも土木事務所等が撤去するようになった。（鹿児島）

【相談ネットワークの構築】

多岐にわたる相談案件の迅速的確な解決を図るため、関係機関等との相談ネットワークの構築を推進している。（別紙2参照）

平成13年12月末現在、40の警察本部、545警察署で構築

（参考：平成13年5月末現在24の警察本部、167警察署で構築）

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：生活安全企画課

警察本部総合相談室、警察署の警察安全相談窓口で受理した相談内容

相談内容	H12	H13	増加率(%)	
迷惑電話	52,133	65,981	26.6%	
金銭、物品貸借	45,779	66,518	45.3%	
少年問題	26,717	26,131	-2.2%	
つきまとい	23,047	23,298	1.1%	
職場、近隣、友人等の対人関係	20,483	29,285	43.0%	
痴漢、変質者の出没(不安相談)	18,913	24,124	27.6%	
悪質商法	18,965	30,610	61.4%	
家庭不和	15,157	18,289	20.7%	
放置車両(自動車・バイク・自転車)	14,899	14,743	-1.0%	
急救護	14,131	15,163	7.3%	
生活困窮	12,133	12,022	-0.9%	
男女間暴力	10,435	14,210	36.2%	
売買、保険契約、証券・手形取引関係	10,263	13,819	34.6%	
騒音問題	9,051	9,000	-0.6%	
土地問題	8,239	9,808	19.0%	
環境問題(ごみ、水質汚染等)	7,499	9,594	27.9%	
損害賠償	7,344	9,321	26.9%	
家屋問題	6,905	7,796	12.9%	
離婚・離縁	6,695	8,722	30.3%	
迷惑行為(動物、落書き等)	5,165	6,112	18.3%	
職業・雇用関係(就・退職、給与問題)	4,939	6,491	31.4%	
薬物乱用(覚せい剤、シンナー等)	4,671	4,574	-2.1%	
ハイテク関係	4,499	9,305	106.8%	
風俗環境浄化	3,808	4,133	8.5%	
結婚縁組問題	3,642	3,845	5.6%	
危害防止(工作物等の設置管理問題等)	2,898	2,344	-19.1%	
遺産相続	2,641	2,908	10.1%	
いわゆるホームレス問題	2,474	2,544	2.8%	
銃器問題	909	579	-36.3%	
扶養認知	818	907	10.9%	
その他	犯罪予防・迷惑行為	48,017	67,536	40.7%
	身上困りごと	23,360	32,945	41.0%
	意味不明	29,353	33,791	15.1%
	諸法令質疑、関係機関問い合わせ	16,085	19,898	23.7%
	民事問題	13,834	22,355	61.6%
	家事問題	13,027	15,769	21.0%
	契約取引関係	12,537	20,078	60.1%
	職務執行等に関する苦情、不祥事案の反響	13,880	14,404	3.8%
	免許・行政処分関係	12,288	10,563	-14.0%
	事故捜査、事故証明関係	9,570	8,562	-10.5%
	駐車問題	28,308	28,430	0.4%
	交通規制(規制、道路使用等)	8,307	9,874	18.9%
	盗難・海外渡航証明等	8,721	11,779	35.1%
	遺失・拾得	8,009	5,664	-29.3%
	交通事故の示談・保険金請求	4,517	5,141	13.8%
	暴力団問題	5,698	6,707	17.7%
暴走運転	4,081	4,785	17.3%	
その他	119,699	159,771	33.5%	
合計	744,543	930,228	24.9%	

関係機関・団体とのネットワークの構築状況

都道府県名	警察本部におけるネットワーク			警察署におけるネットワーク		
	ネットワークの名称	設置年月日	関係機関 団体数	警察署数	構築署数	構築率
北海道	相談業務関係機関等連絡会議	H13.3.22	23	68	68	100%
東北	青森 青森県相談業務連絡会議	H13.3.14	18	20		0%
	岩手 相談業務ネットワーク準備会	H13.3.8	17	17	17	100%
	宮城 相談関係機関ネットワーク連絡会議	H13.5.30	31	25		0%
	秋田 県民相談に係る関係機関等連絡協議会	H13.4.26	36	17	17	100%
	山形 県民相談相互支援ネットワーク	H13.8.27	23	15	10	67%
	福島 そつだんネット福島	H13.11.12	14	28	12	43%
警視庁	相談業務相互支援ネットワーク	H13.6.15	25	101	74	73%
関東	茨城 相談業務関係機関等連絡会議	H12.12.25	20	27	2	7%
	栃木 県民相談に係る関係機関連絡会議	H13.2.28	28	23	3	13%
	群馬 県民相談相互支援ネットワーク	H13.5.29	31	20	8	40%
	埼玉 県民相談相互支援ネットワーク	H13.2.15	15	37	18	49%
	千葉 相談業務相互支援ネットワーク	H13.4.10	25	41	41	100%
	神奈川 県民相談に係る関係行政機関検討会	H13.2.19	24	53		0%
	新潟			33		0%
	山梨 県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.22	13	15		0%
	長野 相談業務担当者会議	H12.12.15	28	25	11	44%
	静岡			29		0%
中部	富山 県民相談ネットワーク連絡会議	H13.6.29	26	17		0%
	石川 県民相談にかかる関係機関連絡会	H13.5.28	23	15	6	40%
	福井 相談相互支援ネットワーク	H13.7.26	40	14	9	64%
	岐阜			25	8	32%
	愛知 相談業務関係機関等連絡会議	H13.12.11	52	46		0%
	三重 三重県相談窓口担当連絡会議	H13.9.11	6	18		0%
近畿	滋賀 滋賀県民相談ネットワーク	H13.9.25	23	15		0%
	京都 府民相談相互連絡ネットワーク	H13.2.17	19	31	3	10%
	大阪 相談業務に関する事務担当者会議	H13.1.30	15	64	61	95%
	兵庫			52		0%
	奈良 相談業務関係機関ブロック別連絡会	H12.12.8	28	16	16	100%
	和歌山			14		0%
中国	鳥取 鳥取県相談業務関係機関ネットワーク	H13.9.7	12	11		0%
	島根 島根県相談業務相互支援ネットワーク	H13.8.30	34	17	3	18%
	岡山 相談業務相互支援ネットワーク	H12.10.2	14	23		0%
	広島 広島県・広島地区相談業務ネットワーク	H13.2.27	65	27	17	63%
	山口 山口県相談関係機関ネットワーク	H13.2.6	27	27	27	100%
四国	徳島 相談業務連絡協議会	H13.12.20	19	15	2	13%
	香川 香川県相談業務支援ネットワーク	H13.9.11	12	16	13	81%
	愛媛			19		0%
	高知 県民相談相互支援連絡会議	H13.9.21	25	16	16	100%
九州	福岡 県民相談相互支援連絡協議会	H13.7.31	18	40	34	85%
	佐賀 県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.19	19	16		0%
	長崎			25		0%
	熊本 県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.30	16	23	4	17%
	大分 相談業務関係団体連絡会議	H13.2.9	17	18		0%
	宮崎 宮崎県相談業務対策協議会	H13.2.16	17	13	13	100%
	鹿児島 相談業務関係機関・団体連絡会議	H12.11.14	24	28	28	100%
沖縄 沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク	H13.2.20	33	14	4	29%	
平成13年12月末日までに報告を受けたもの				1269	545	43%

(注) 1 警察本部 1都1道2府36県で構築(40の警察本部で構築)
2 警察署 545の警察署で構築

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進

(説明)

警察職員に対し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の特性等に関する理解を深めるために必要な研修、啓発を行い、関係機関・団体等との連携を強化することにより、被害者の立場に立った適切な対応を推進し、犯罪等の未然防止の徹底を図る。

[平成13年中に講じた施策]

教養の充実

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行(10月)を踏まえ、配偶者からの暴力事案(以下「DV」という。)への適切な対応について都道府県警察に通達するとともに、同法施行担当者を対象とした全国会議を開催し、同法の制定経緯、概要等について説明した。(7月)
- ・ 都道府県警察のストーカー・DV対策担当者(59名)を対象として、ストーカー・DVの被害者からの相談を受ける際に必要なカウンセリング能力を修得させることを重点としたストーカー対策実務専科を開催した。(7月下旬～8月上旬)
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令に係る適切な対応等について都道府県警察に通達した。(9月)

広報の実施

- ・ 警察庁の平成13年月別広報重点として「ストーカー対策の推進」を設定し、都道府県警察における積極的な広報の実施を推進した。(5月)
- ・ 男女共同参画推進本部主唱による「女性に対する暴力をなくす運動」の実施に伴い、都道府県警察における積極的な広報の実施を推進した。(11月)

地方警察官の増員

平成13年度地方警察官増員要求において、221人の増員を措置し、ストーカー行為等の取締り等に必要な体制の確立を図った。

評価期間 5年間(平成13年から平成17年まで)

業績指標

- 1 ストーカー事案について、検挙・警告件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況等を把握する。

【検挙・警告等の件数】

- | | | | | | |
|--------|------|------------|------|---------|-----|
| ・ 警告 | 988件 | ・ 仮の命令 | 0件 | ・ 禁止命令等 | 38件 |
| ・ 命令違反 | 11件 | ・ ストーカー行為罪 | 153件 | | |

ストーカー規制法施行（平成12年11月24日）後、平成13年12月末までの約1年1か月間における件数である。

- 2 ストーカー規制法に基づく援助について、実施件数を継続的に測定するなどにより、その状況を把握する。

【実施件数】

・799件

上記業績指標1と同期間中の件数である。

- 3 配偶者からの暴力事案について、警察で対応した際に作成する「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成件数を継続的に測定するなど、対応状況を把握する。

【対応件数】

・3,608件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（平成13年10月13日）後、平成13年12月末までの対応件数である。

- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る保護命令違反の検挙件数を継続的に測定する。

【検挙件数】

・5件

上記業績指標3と同期間中の件数である。

- 5 県や市の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関との連絡協議会の開催等連携状況を把握する。

ストーカー事案に関する連絡協議会が27府県（平成13年12月末現在）、配偶者からの暴力に関する連絡協議会が34道府県（平成14年1月末現在）において、それぞれ構築されている。

分析結果：（評価期間未了）

参考指標 生活安全企画課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進

(説明)

街頭緊急通報システムの整備・運用、関係機関・団体等との連携による犯罪防止に配慮した道路・公園・共同住宅等の普及、広報啓発活動の推進等を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい環境の確保を図り、住民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現する。

[平成13年中に講じた施策]

街頭緊急通報システム整備事業

警察庁では、平成13年度当初予算として約5億6,800万円を措置し、全国10地区を選定の上、地区の道路及び公園に、防犯灯に非常用赤色灯・非常ベル、連絡用モニターカメラ、インターホン等を装備し、緊急時に警察に直接通報できる街頭緊急通報システムの整備を開始した(平成13年度中に全地区において完成、平成14年4月1日から運用開始予定)。

「経済新生対策」(平成11年11月策定)においては、「歩いて暮らせる街づくり」構想が盛り込まれ、モデル地区を選定の上、「夜間も明るく安全な歩行者、自転車中心の街づくり」事業が推進されることとされている。

本システムの整備に先立ち、モデル地区の住民に対して「道路・公園の安全に関するアンケート調査」により、当該地区における犯罪被害実態や犯罪に対する不安感等について調査を実施した。

「共同住宅における防犯上の留意事項」の策定

警察庁が平成12年2月に策定した同留意事項を、共同住宅における犯罪情勢の急激な悪化等に伴い、国土交通省住宅局と連携の上、学識経験者等による委員会において検討し、共同で策定した。(3月)

警察大学校研究科(地域安全活動)の実施

警察大学校において、全国の警察職員(警部等計15名)が、12日間にわたり、安全・安心まちづくりの推進体制や犯罪防止に配慮した施設の普及方策について研究した。(4月)

共同住宅の防犯性向上に関する重点推進都府県合同会議

国土交通省住宅局とみだしの会議を共同開催し、全国16都府県の警察における安全・安心まちづくり担当課長等、知事部局における建築・住宅主務部局の課長等及び都市基盤整備公団の出席の下、犯罪防止に配慮した共同住宅の新改築等への取組み、今後の指針等を発表、検討した。(7月)

「住まいの防犯対策に関する講習会」の後援及び講師派遣

全国8都市において、財団法人ベターリビングによる住宅事業者及び住宅の設計・建築関係者を対象とした住まいの防犯対策等の理解と普及促進のための講習会を後援するとともに、最近の犯罪の動向と安全・安心な暮らしのための防犯対

策等について講演を行うため講師を派遣した。(7月～8月)

評価期間

5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 街頭緊急通報システム設置地域における路上犯罪(1)の発生件数を減少させる。

平成13年度当初予算で整備している全国10地区の街頭緊急通報システムについては、平成14年4月からの運用開始予定。

(1) ここでは、道路上で発生した強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐及びひったくりをいう。

- 2 防犯基準等(2)に適合した道路・公園・共同住宅を普及させる。

平成13年中に講じた施策のとおり、モデル事業、研究科、講習会等を通して普及施策を実施しており、都道府県警察においては、下記のような事業に取り組んでいる。

(2) 平成12年2月24日に警察庁が定めた「道路、公園、駐車場及び公衆便所に係る防犯基準」及び平成13年3月23日に国土交通省と共同で策定した「共同住宅に係る防犯上の留意事項」をいう。

街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の単独整備(警視庁)

ひったくり多発地域の道路及び公園に19基のスーパー防犯灯を整備中(3地区)

街頭防犯カメラの整備(警視庁)

繁華街(歌舞伎町)に常時監視の街頭防犯カメラ50台を設置

「防犯モデルマンション認定制度」の構築(静岡)

「防犯モデルマンション認定基準」を策定し、平成13年9月発足

- ・ 認定団体は(社)静岡県防犯協会連合会、認定事務は(社)静岡県都市開発協会に委託、審査は(社)静岡県建築士会会員に委嘱
- ・ 平成13年12月末現在 申請5件

街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の単独整備(大阪)

ひったくり多発地域の道路に18基のスーパー防犯灯を設置(2地区)

- ・ 布施地区は平成13年10月25日から運用

「防犯モデルマンション登録制度」の構築(大阪)

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」を基準とした「大阪府防犯モデルマンション登録制度」を構築(平成13年11月30日発足)

- ・ 認定団体は(社)大阪府防犯協会連合会、認定審査は(社)大阪府建築士協会及び新たに発足(平成13年11月15日)した大阪府防犯設備士協会に委嘱

駅前広場再整備事業における防犯設備等の整備(奈良)

天理駅前の地下道、地下駐車場整備事業に伴い、防犯設備等を市費で整備

- ・ 防犯カメラ26台(モニターは管理人室及び警察署・交番)、非常回転灯15

個、非常通報装置(非常通報ボタン)35個

- ・ カメラの監視等は、市が採用した管理人が24時間体制で実施

3 防犯基準等に適合した道路・公園等における犯罪の発生件数を減少させ、地域住民の安心感を向上させる。

「防犯モデルマンション登録制度」の整備・運用の推進（広島）

全国で初めて「防犯モデルマンション登録制度」を整備（平成11年9月）

- ・ 認定団体は（社）広島県防犯協会連合会、審査は1級建築士に委嘱
- ・ 平成13年12月末現在 32件認定（総申請数58件）

これまで、登録マンションにおける強盗、侵入盗、住居侵入及び強制わいせつ等の性犯罪の認知件数は0件である。

業績指標2で取り上げた事業については、完成、運用後に測定開始予定。

4 関係機関、団体等との連携状況を把握する。

平成13年中に講じた施策のとおり、「**共同住宅における防犯上の留意事項**」の策定、犯罪防止に配慮した共同住宅の普及のための講習会、合同会議等の開催について、国土交通省と連携するとともに、都道府県における警察と建築・住宅主務部局の連携促進を図った。

参考指標

全国における路上犯罪の発生数

	9年	10年	11年	12年	13年
非侵入強盗	1,079	1,301	1,652	2,154	2,629
強 姦	221	295	252	357	328
強制わいせつ	1,630	1,447	1,954	2,922	3,916
ひったくり	26,041	34,472	40,049	44,884	49,481

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：生活安全企画課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進

(説明)

刑法犯認知件数が増加するなど治安情勢が悪化していることから、地域警察官の職務執行能力の向上・強化、パトロールの強化と空き交番対策の推進、住民が不安を感じる問題の把握・解決活動の推進により、地域社会における安全と安心を確保する。

[平成13年中に講じた施策]

「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針」の策定

国民の治安に対する不安感が高まっている現状にかんがみ、警察改革要綱に示された「空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化」を推進するための指針を策定し、都道府県警察に通達した。

地域警察官の増員

平成13年度地方警察官増員において、12県において1,070人の増員を措置し、交番の機能を強化するための体制の確立を図った。

教養の実施

- ・ 警視庁及び道府県警察本部の地域警察部門の指導業務担当者（警部又は警部補計47名）を対象として、地域警察として取り組むべき施策の在り方について修得させることを目的とした地域実務専科を開催した。（6月）
- ・ 職務質問による犯罪検挙に秀でた都道府県警察の地域警察官（警部補等計32名）を対象として、職務質問技能の向上等を図ることを目的とした職務質問専科を開催した。（9月及び10月）

評価期間 5年間（平成13年から17年まで）

業績指標

- 1 地域警察官による刑法犯検挙人員を継続的に測定する。

【検挙人員の増加】

平成13年中における地域警察官による刑法犯検挙人員は24万6,672人で、平成12年中に比べ1万4,191人（6.1%）増加した。

	9年	10年	11年	12年	13年
検挙人員	242,259	252,317	248,111	232,481	246,672

- 2 職務質問技能指導員の活動状況を把握する。

地域警察官の職務質問技能の向上を図るため、職務質問技能指導員を活用した実践的な指導を行った。

【事例】

警察庁指定広域技能指導官（職務質問）の講習を受けた地域警察官が、その内容を参考として職務質問を実施したところ、覚せい剤所持被疑者を検挙した。

職務質問技能指導員が同行指導中に、駅付近で不審な者を発見したので、間髪入れずに職務質問を実施したところ、逃走したため、追跡、捕捉し、警察署に任意同行した。取調べの結果、持凶器緊縛強盗事件の被疑者であることが判明した。

3 パトロールカードの活用状況を把握する。

パトロールカードを活用したパトロールを実施し、地域の安全の確保に必要な情報の提供等を行うとともに、住民の不安感の解消に努めた。

【事例】

夜間に不審者が出没しているとの届出を受けたため、以後、継続的にパトロールカードを活用したパトロールを実施したところ、「パトロールをしていただいたおかげで、不安な気持ちがずっと消えると思います。」との感謝の手紙が寄せられた。

団地内で自転車、オートバイ等に対するいたずら等が絶えないとの届出を受けたため、以後、継続的にパトロールカードを活用したパトロールを実施したところ、「パトロールカードを見るたびに大きな安心をいただくとともに、警察はどんな小さいことにも誠心誠意対応してくれるとの思いを抱きました。本当にありがとうございました。」との感謝の手紙が寄せられた。

4 交番相談員の配置箇所を継続的に測定する。

【配置箇所の増加】

平成13年12月末現在における交番相談員の配置箇所は2,090箇所、平成12年12月末現在に比べ266箇所（14.6%）増加し、交番の機能を強化するための体制の整備が図られた。

	9年	10年	11年	12年	13年
配置箇所	1,112	1,278	1,480	1,824	2,090

5 交番・駐在所連絡協議会等により把握した問題等の解決状況を把握する。

交番・駐在所連絡協議会等を通じ、住民の要望等を把握する「要望把握活動」や、地域の身近な問題を解決する「問題解決活動」を行い、地域の安全と平穏の確保に努めた。

【事例】

小学生等に対する声かけ事案が散発し、保護者等から対策を求める要望が寄せられたことから、関係行政機関等への協力の要請や、防犯連絡体制の整備に努めた結果、被疑者の検挙に至り、住民から高い評価を得た。

中学校の通学路に夜間真っ暗となる箇所があり、住民から街灯の設置要望が

寄せられたことから、関係行政機関に働きかけを行ったところ、街灯が設置され、住民から感謝された。

参考指標

【刑法犯認知件数の増加】

平成13年中における刑法犯認知件数は273万5,612件で、平成12年中に比べ29万2,142件（12.0%）増加した。

	9年	10年	11年	12年	13年
認知件数	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612

【刑法犯検挙人員の増加】

平成13年中における刑法犯検挙人員は32万5,292人で、平成12年中に比べ1万5,643人（5.1%）増加した。

	9年	10年	11年	12年	12年
検挙人員	313,573	324,263	315,355	309,649	325,292

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：地域課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 5 少年非行の凶悪・粗暴化防止対策の推進

(説明)

最近の少年非行は、殺人、強盗等の凶悪犯が依然として深刻な状況にあるほか、暴行、傷害及び恐喝等の粗暴犯の検挙人員の増加など、非行の凶悪化・粗暴化の状況がうかがえることから、少年事件特別捜査隊の設置・拡充等による少年事件捜査力の充実強化、少年相談活動や街頭補導活動等による前兆的問題行動への早期対応、さらには、少年サポートセンターを中心とした関係機関等との連携強化を行うことにより、少年により敢行される凶悪・粗暴な犯罪の予防対策の推進を図ることとする。(『少年非行等の概要(平成13年1～12月)』参照。)

[平成13年中に講じた施策]

少年事件捜査体制の充実強化

平成10年から、それまで数府県のみに限られていた少年事件特別捜査隊等の設置を進めてきたところ、平成13年中に全県において完了した。

教養の実施

都道府県警察の少年担当警察職員を対象として、被害少年への支援活動の推進等に関するカウンセリング技術専科、少年警察実務専科等を開催した。

地方警察官の増員

平成13年度地方警察官増員要求において、278人の増員を措置し、少年事件の凶悪・粗暴化に対応する体制の確立を図った。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 刑法犯少年(うち、凶悪犯及び粗暴犯)検挙人員、少年相談件数、補導人員の推移を継続的に測定するなどにより、刑法犯少年検挙等の状況を把握する。

【検挙人員の増加】

平成13年の少年非行は、前年に比べ刑法犯少年の検挙人員等が平成10年以来3年ぶりに増加したほか、凶悪犯・粗暴犯が依然として高水準で推移している。

平成13年に不良行為により補導した少年の補導人員は97万1,881人で、前年に比べ8万6,106人増加した。態様別では、「喫煙」が43万7,988人で最も多く、次いで「深夜はいかい」37万523人となっている。

	9年	10年	11年	12年	13年
刑法犯少年検挙人員	152,825	157,385	141,721	132,336	138,654
凶悪犯	2,263	2,197	2,237	2,120	2,127
粗暴犯	17,981	17,321	15,930	19,691	18,416
相談件数	103,252	92,268	96,962	107,330	94,013
補導人員	814,202	928,947	1,008,362	885,775	971,881

- 2 少年サポートセンターによる街頭補導活動、被害少年支援活動等の状況を把握する。

各都道府県警察において、少年補導職員や少年相談専門職員を中核とする少年

問題に関する専門機関である少年サポートセンターを中心として、次のような活動を推進している。

街頭補導活動の強化

少年警察ボランティア、関係機関等が連携して、非行の前兆を早期に発見し、必要な助言、指導をすることを目的に、休日・夜間の補導活動の強化、県下一斉街頭補導日の設定等「街頭補導活動の強化」を推進している。（石川県：新規）

少年相談ネットワークの構築

複雑、多様化する少年保護者等からの少年相談に対し、少年相談窓口を所管している県知事部局及び県教育庁関係各課と県警少年課がボイスワープシステム（電話転送システム）によるネットワークを構築、少年相談内容に応じた専門的な対応を推進している。（福岡県：新規）

3 学校、児童相談所、少年補導センター等関係機関と共同して行う被害児童等に対するカウンセリング、有害環境浄化活動等の連携状況を把握する。

都道府県警察において、関係機関等と共同し、次のような活動を推進している。

総合相談センターの構築

凶悪・粗暴化する少年非行や、学校等におけるいじめ事案の防止、児童虐待等に係る被害少年の保護の観点から、少年及びその保護者等からの相談を幅広く支援していくため、県警察、県庁、県教育庁など関係各部局等と合同による総合相談センターを構築した。（岡山県：新規）

「サポートチーム」の編成

- 深夜はいかい等の不良行為少年や、学校内での授業妨害を繰り返す少年の立ち直りを図るため、必要に応じて、少年サポートセンター、学校、児童相談所等の実務担当者で構成されるサポートチームを編成し、それぞれの役割分担により家庭訪問や面接指導等を実施している。（北海道：継続）
- 複数の機関・団体が連携して支援を行う必要があると認められる少年に対し、相互に連携・協力し、効果的な支援活動に当たることを目的として、関係機関・団体の実務担当者によるチームを構成、個々の事案に応じた支援を実施している。（佐賀：新規）

被害少年サポーターと連携した支援の状況（平成13年中）

	合計	刑法犯	いじめ	児童虐待	福祉犯	その他
被害少年数	687(人)	185	83	72	246	101
延べサポーター数	2,829(人)	437	671	110	742	869
延べ支援回数	3,035(回)	572	655	153	799	856

「被害少年サポーター」とは、被害少年の精神的ダメージの軽減やその早期回復のため、地域において実務担当者の指導、助言の下に、平素から保護者等との連携を密にしながら、きめ細やかな訪問活動等を行う民間ボランティアをいう。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：少年課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 6 環境犯罪対策の推進

(説明)

産業廃棄物の不法投棄事犯等の環境犯罪が依然として多発していることから、その取締りや、環境犯罪を抑止し環境破壊の拡大を防止するための取組みを強化することにより、環境保全を求める国民の要望に応える。(『平成13年中における生活経済事犯の取締状況について』参照。)

[平成13年中に講じた施策]

取締用鑑定謝金の整備

平成13年度予算において、ダイオキシン類対策特別措置法施行に伴う取締り強化のため、鑑定謝金として約14百万円を予算措置した。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 産業廃棄物事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

【検挙件数・人員の増加】

平成13年中、警察で検挙した産業廃棄物事犯は1,343件、検挙人員は3,445人と、前年に比べ、件数は45.3%、人員は44.9%とそれぞれ大幅に増加した。

これは、都道府県警察が、環境犯罪の取締りに積極的に取り組んだ成果と評価できる。

	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13
検 挙 件 数	912	1,120	1,095	924	1,343

(単位：件)

【事例】

運送業者が、平成11年6月から7月までの間、無許可で埼玉県内における不正軽油精製により生じた産業廃棄物である硫酸ピッチ入りドラム缶約350本を、静岡県内及び山梨県内に収集運搬して投棄した。平成13年12月までに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)違反で業者ら41人を検挙した(山梨・静岡)。

2 産業廃棄物の不法投棄件数を継続的に測定する。

【不法投棄件数の減少】

平成12年度の不法投棄件数は、1,027件で、前年に比べ、2.1%減少した。

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
不法投棄件数	719	855	1,197	1,049	1,027

環境省統計

平成13年度の数値は未公表

(単位：件)

3 環境行政部局に対する働きかけによる産業廃棄物事犯の原状回復事例等を把握する。

平成13年中に検挙した事件のうち約 140事例について、行政部門に働きかけるなどして、行政部門から原状回復措置命令が発出された。

【事例】

家屋解体業者が、平成12年11月から13年5月までの間、8,000立方メートルに上る産業廃棄物を無許可で収集し、大阪府内で借地1,000平方メートルに堆積させ、保管した。平成13年9月、廃棄物処理法違反で2人を逮捕するとともに、原状回復措置を促すために、行政部門に働きかけ、同法に基づき排出事業者約50社に原状回復措置命令を発出するに至った(大阪)。

参考指標

産業廃棄物の不法投棄量

【不法投棄量の減少】

平成12年度の不法投棄量は、40.3トンで、前年に比べ、6.9%減少した。

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
不法投棄量	21.9	40.8	42.4	43.3	40.3

環境省統計

1件当たりの投棄量が10トン以上のもの (単位：トン)

平成13年度の数値は未公表

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：生活環境課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 7 けん銃密輸・密売事犯の摘発強化

(説明)

我が国においては、押収される真正けん銃のほとんどが海外から密輸入されたものであることから、違法な銃器の根絶に向けて、捜査支援体制の強化、関係機関とのネットワークの構築、国際協力の確保を図り、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散を阻止する。

水際におけるけん銃の押収を推進するため、警察においては密輸・密売ルートの解明と壊滅を銃器取締りの最重点の一つに掲げて取り組んでいる。(『平成13年の銃器情勢』参照。)

[平成13年中に講じた施策]

国連銃器議定書の採択

平成10年12月、国連総会において国際組織犯罪条約起草特別委員会の設置が決議されて以来、同条約の補足銃器議定書の起草作業に積極的に関与するなどしてきたところであるが、5月31日、ニューヨークで開催された国連総会において、同議定書が全会一致で採択された。

銃器議定書は、銃器、同部品及び構成部分並びに弾薬の密造・不正取引を各国が犯罪化し、銃器への刻印、記録保管、輸出入管理等に関する制度を確立し、法執行機関間の協力関係を構築することなどを定めた国際条約であり、今後、我が国を含めた多くの国が加盟することにより、

- ・ 国際的に不正取引された銃器の追跡調査を容易にすること
- ・ 合法的に国際取引される銃器の裏マーケットへの横流しを防止すること
- ・ 法執行機関間の国際協力を更に円滑にすること

等の効果が期待される。

銃器管理セミナー、国際銃器対策ワークショップの開催

- ・ 銃器取締りに関する国際協力の円滑化を図るためアジア地域の7か国から18名を招聘して「銃器管理セミナー」を開催し、我が国の銃器鑑定技術の紹介、技術移転を行い共通理解を深めた。(6月)

警察庁は、銃器取締りに関する国際協力の円滑化を図るとともに、関係国における適切な銃器規制の推進に寄与するため、平成7年からODA事業の一環として、各国の実務担当者を毎年東京に招いて「銃器管理セミナー」を開催している。

- ・ 北東アジア地域におけるけん銃密輸ルートの解明を図ることを目的として、ロシア、中国及び韓国から参加を得て、「北東アジア地域銃器対策国際ワークショップ」を開催した。(11月)

教養及び訓練の実施

都道府県警察においてけん銃の密輸・密売事犯の捜査に従事する者を対象として、通信傍受やクリーン・コントロールデリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策を取り入れた実戦的な専科教養及び訓練を実施した。

評価期間 5年間（平成13年から17年まで）

業績指標

- 1 けん銃等の密輸・密売事件について、けん銃及びけん銃部品の密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数、国内におけるけん銃の押収丁数を継続的に測定するなどにより、その摘発状況を把握する。

【摘発件数・押収丁数の減少】

平成13年の密輸入事件の摘発件数は2件であった。（別紙1参照）また、平成13年の密輸入事件からの押収丁数は0丁、けん銃実包は200個であった。（別紙1参照）密輸入事件の摘発件数・押収丁数が低調であるのは、組織的かつ秘密裏に行われる潜在事犯であるということのほか、隠匿や運搬方法が巧妙化していること、搬入方法が多様化していることなどが考えられる。

	9年	10年	11年	12年	13年
密輸入事件摘発件数	9	4	11	5	2
密輸入事件からの押収丁数	38	9	19	114	0

【事例】国粋会傘下組織幹部の知人によるけん銃部品及び実包密輸入事件（千葉・神奈川）

靴底に細工してけん銃部品12個、実包200個を巧妙に隠匿してフィリピンから密輸した国粋会傘下組織幹部の知人の男2人を成田空港で逮捕した。（3月）

【国内におけるけん銃の押収丁数の増加】

平成13年のけん銃の押収丁数は922丁であり、前年（903丁）と比べて19丁増加した。（別紙1参照）また、押収されたけん銃のうち、真正けん銃は852丁（92.4%）、改造けん銃は70丁（7.6%）であった。（別紙2参照）

	9年	10年	11年	12年	13年
けん銃押収丁数	1,225	1,104	1,001	903	922
真正けん銃	1,064	929	837	812	852
(%)	86.9	84.1	83.6	89.9	92.4
改造けん銃	161	175	164	91	70
(%)	13.1	15.9	16.4	10.1	7.6

- 2 税関、海上保安庁、入国管理局との合同訓練、合同キャンペーン、合同サーチ等国内関係機関との連携状況を把握する。

各都道府県警察において、税関、海上保安庁、入国管理局と合同訓練、合同キャンペーン、合同サーチ等を行うなど、緊密な連携を図っている。

【事例】

函館税関及び第一管区海上保安部と合同で小樽港に停泊中のロシア貨物船に対する船内検査を実施したところ、同船内から自動式けん銃20丁、けん銃実包73個を発見押収した。（4月、北海道）

3 海外の銃器取締関係機関との情報交換等国外の関係機関との連携状況を把握する。

我が国で押収されたけん銃の流通経路の追跡調査などに当たって、ICPOを通じたり職員を派遣するなどして関係国の捜査当局と緊密な情報交換、捜査協力を行っている。

【事例】会社役員らによるけん銃密輸入事件（沖縄）

平成12年中に押収したけん銃86丁について、フィリピン捜査当局の協力を得て裏付け捜査を行い、密輸入の状況を解明して、密輸入事件を摘発した。（1月）

参考指標

銃器発砲事件の発生件数

【発生件数の増加】

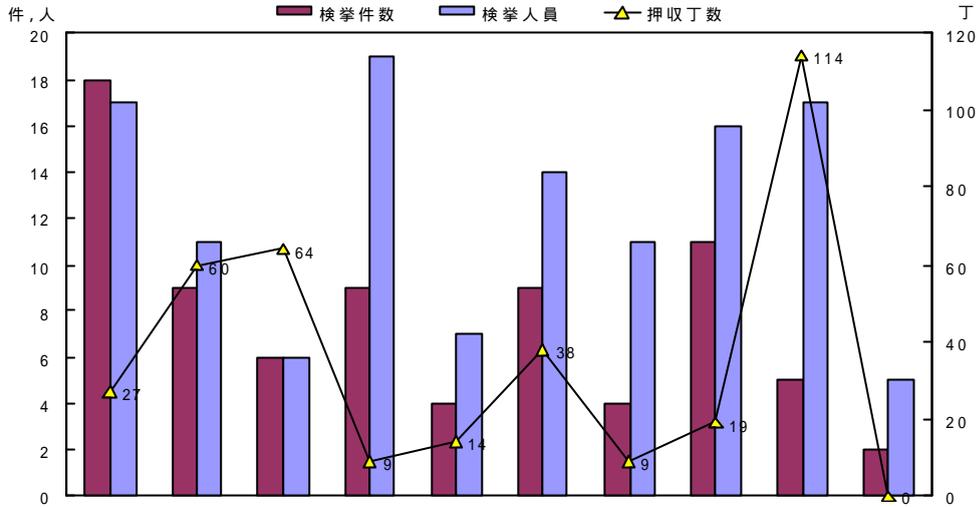
平成13年の銃器発砲件数は215件であり、前年（134件）と比べて81件増加した。銃器発砲事件の内訳をみると、暴力団の対立抗争事件の増加を反映して、これに伴う銃器発砲事件が前年（16件）と比べて55件増加した。（別紙3参照）

	9年	10年	11年	12年	13年
銃器発砲件数	148	154	162	134	215

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：銃器対策課

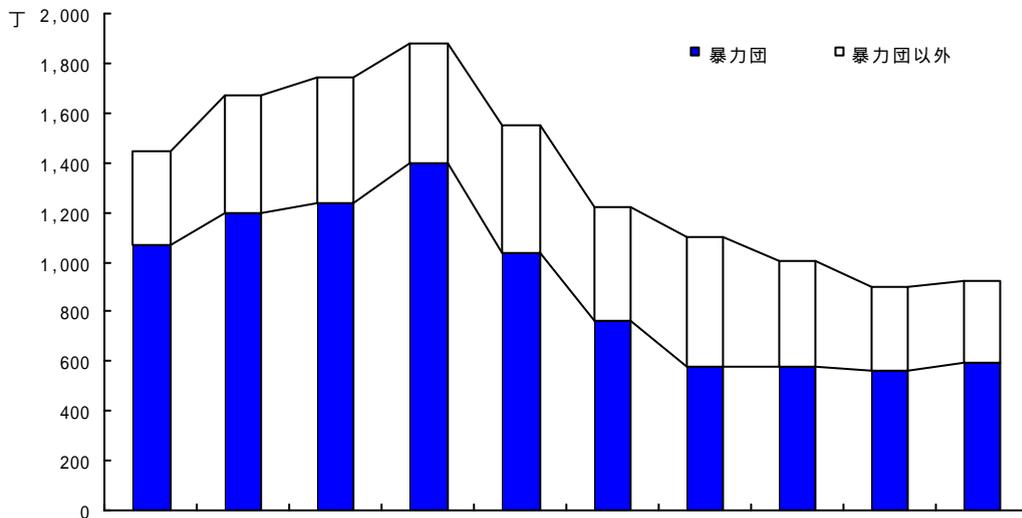
【けん銃及びけん銃部品密輸入事件の検挙状況の推移】



	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
検挙件数	18	9	6	9	4(0)	9(0)	4(0)	10(1)	5(0)	1(1)
検挙人員	17	11	6	19	7(0)	14(0)	11(0)	15(1)	17(0)	3(2)
押収丁数	27	60	64	9	14	38	9	19	114	0

注 1 : 「検挙件数」及び「検挙人員」欄の()内は、けん銃部品のみの密輸入事件の検挙件数及び検挙人員を外数で示す。
 注 2 : 押収丁数は、被疑者未検挙分を含む(9年～4丁、8年～5丁)。

【けん銃の押収丁数の推移】



	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
押収丁数	1,450	1,672	1,747	1,880	1,549	1,225	1,104	1,001	903	922
暴力団	1,072	1,196	1,242	1,396	1,035	761	576	580	564	591
構成比	73.9%	71.5%	71.1%	74.3%	66.8%	62.1%	52.2%	57.9%	62.5%	64.1%
暴力団以外	378	476	505	484	514	464	528	421	339	331
構成比	26.1%	28.5%	28.9%	25.7%	33.2%	37.9%	47.8%	42.1%	37.5%	35.9%

押収した真正けん銃の製造国

押収した真正けん銃を製造国別に見ると、アメリカ製が181丁(21.2%)と最も多く、続いてロシア製105丁(12.3%)、フィリピン製64丁(7.5%)、中国製47丁(5.5%)の順となっている。

【真正けん銃の製造国別押収丁数の推移】

年 別	8年	9年	10年	11年	12年	13年
米 国	436	374	270	265	214	181
ロ シ ア	0	1	5	7	27	105
フィリピン	159	122	75	93	145	64
中 国	207	115	100	90	70	47
ベルギー	56	37	41	37	46	36
ド イ ツ	45	34	28	22	31	25
ブラジル	79	51	34	39	51	24
イタリア	49	19	25	18	20	17
スペイン	40	26	21	22	12	16
そ の 他	329	285	330	244	196	337
合 計	1,400	1,064	929	837	812	852

押収した真正けん銃の銃種別

真正けん銃を銃種別に見ると、最も多い銃種はマカロフ型けん銃(113丁)であり、平成13年に入って押収が急増している。

【主たる銃種別押収丁数の推移】

	8年	9年	10年	11年	12年	13年
マカロフ型けん銃	0	0	3	0	35	113
トカレフ型けん銃	180	128	115	98	71	48
S & W	167	123	87	98	67	58
C R S	108	95	45	79	86	45

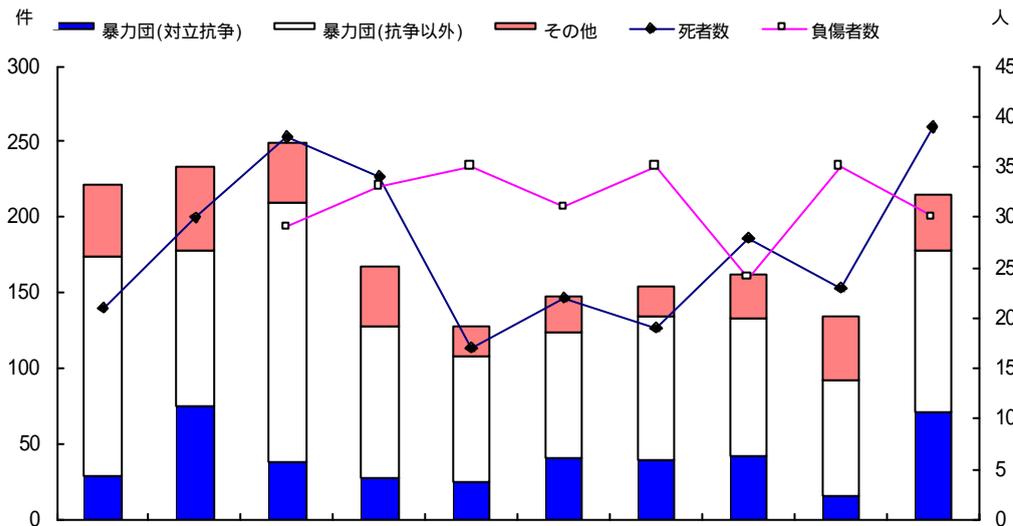
注：「CRS」とは、フィリピンのセブ島で製造されている密造けん銃の日本での通称である。

銃器発砲事件の発生状況

平成13年中の銃器発砲事件は215件発生し、前年(134件)と比べて81件(60.4%)増加した。これら銃器発砲事件のうち、66件(検挙率30.7%)を検挙している。

銃器発砲事件の内訳をみると、暴力団の対立抗争によるとみられる発砲事件が71件、対立抗争以外で暴力団等によるとみられる発砲事件が107件、その他の発砲事件が37件となっており、暴力団の対立抗争事件の増加を反映して、これに伴う銃器発砲事件が前年(16件)と比べて55件増加した。

【銃器発砲件数等の推移】



	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
発砲総数	222	233	249	168	128	148	154	162	134	215
暴力団(対立抗争)	29	75	38	28	25	40	39	42	16	71
暴力団(抗争以外)	145	103	172	100	83	84	95	91	76	107
その他	48	55	39	40	20	24	20	29	42	37
死者数	21	30	38(12)	34(14)	17(6)	22(9)	19(8)	28(10)	23(9)	39(20)
負傷者数	—	—	29(10)	33(16)	35(12)	31(10)	35(13)	24(7)	35(18)	30(14)

注：負傷者数については、5年以前の統計資料なし。()内は、暴力団以外の死傷者を内数で示す。

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 8 薬物の密輸入事犯の取締りの強化

(説明)

我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から密輸入されていることから、税関、入国管理局等関係機関との連携強化、コントロールド・デリバリーの積極的な活用に向けた取組みの強化により、薬物の海外からの不正流入を阻止し、供給の遮断を行う。(『日本の薬物情勢』参照。)

コントロールド・デリバリー(CD)とは、捜査機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法をいう。

[平成13年中に講じた施策]

密輸入等捜査用資機材の整備

平成13年度予算において、密輸入等捜査用車両整備のため、約1億7千万円を予算措置した。

地方警察官の増員

平成13年度地方警察官増員要求において、115人の増員を措置し、覚せい剤の密輸入等に対する視察を強化するための体制の確立を図った。

教養の実施

薬物事犯捜査に従事する都道府県警察の警察官(119名)を対象として、広域的な薬物事犯捜査に関する知識及び技術の修得、CDを想定した追尾訓練等を重点とした薬物事犯広域追尾捜査専科を開催した。

国際会議の開催

第6回アジア・太平洋薬物取締会議を開催し、28か国2地域の海外捜査機関と覚せい剤密輸入等に関する情報交換を行った。(1月)

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 覚せい剤密輸入事犯について、覚せい剤押収量及び覚せい剤大量密輸入事犯の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。

密輸入手口の巧妙化(半製品状態での密輸入等)等に伴い、覚せい剤の押収量が大幅に減少した。また、中国人による国内における覚せい剤製造(精製)事件を摘発しており、国際薬物犯罪組織による覚せい剤の密輸入及び製造(精製)事案が組織的に敢行されている実態が浮き彫りになった。

なお、乾燥大麻とMDMA等錠剤麻薬の押収量は過去最高(乾燥大麻818.7kg、前年比167.2%増、MDMA等錠剤型麻薬112,358錠、前年比45.8%増)を記録している。

【覚せい剤押収量の減少】

平成13年中の覚せい剤押収量は、406.1kgと、前年比620.8kg（60.5%）減少した。

9年	10年	11年	12年	13年
171.9	549.0	1,975.9	1,026.9	406.1

（単位：kg）

【事例】暴力団組長による大量覚せい剤所持事件の検挙

台湾人らによる覚せい剤約5.6kgの密輸入事件の関連被疑者として判明した稲川会系暴力団組長（38）に対して、強制捜査を行い、同組長が日頃使用している高級外車のトランク内から覚せい剤約118kgを発見、押収するとともに、同組長を覚せい剤取締法違反で検挙した。

【覚せい剤大量（1kg以上の押収）密輸入事犯の検挙件数の減少】

9年	10年	11年	12年	13年
15	11	35	25	18

（単位：件）

【事例】中国人による大量覚せい剤密輸入事件の検挙

横浜税関からの通報により、香港から横浜港に陸揚げされたコンテナ内の輸入貨物の中から、床用ワックスと表示されたプラスチック容器（96本）内に覚せい剤水溶液（1本1.25リットル入り。合計約120リットル）が隠匿されていることが判明し、神奈川県警、横浜税関、警視庁の合同捜査本部を設置してCDを実施した結果、中国国籍の男性（55）他2人を覚せい剤営利目的共同所持で逮捕し、覚せい剤水溶液を押収した。

なお、被疑者の取調べにより別便の荷物が輸入されていることが判明したことから捜査した結果、同様の120リットルの水溶液を発見し、これを押収した。よって、覚せい剤水溶液の押収量合計は約240リットル（覚せい剤含有量約144kg）となった。

2 コントロールド・デリバリーについて、実施件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。

	9年	10年	11年	12年	13年
CDの実施件数	19	29	19	29	28

【事例】中国人男性等による大量覚せい剤密輸入事件の検挙

香港ルートによる覚せい剤密輸入事件が散発していることから、同ルートに重点指向した内偵捜査を実施していたところ、成田税関支署からの通報により、航空貨物である段ボール箱（3箱）に在中している浄水フィルター（29本）に黒色覚せい剤が巧妙に隠されていることが判明し、税関と合同によりCD捜査を実施して、荷受人の中国人男性（33）他1人を現行犯逮捕するとともに、黒色覚せい剤約18.2kgを押収、さらには被疑者居宅から寸銅鍋、濾過紙、漏斗、真空ポンプ、ピーカー、乾燥機等覚せい剤精製器具多数を押収した（被疑者の取調べにより、他にも航空貨物が送られ、被疑者使用の車両内に積載されている事実を確認し、同車両を捜索した結果、航空貨物2箱が発見され、その内部から28本の洗浄フィルターを発見、黒色覚せい剤約18.6kgを押収した。）

3 税関、入国管理局等関係機関との水際対策に係る情報交換等の連携状況を把握する。

- ・ 警察庁、海上保安庁、厚生労働省、財務省による「薬物対策関係取締機関情報交換会」を4回（2、5、9、11月）開催し、薬物密輸等に関する情報交換を実施した。
- ・ 都道府県警察において、関係機関との水際対策に係る情報交換会を実施したほか、これら関係機関と協力した各種合同訓練を実施した。

【事例】

警察、海保、税関合同による銃器・薬物密輸入摘発訓練の実施

和歌山市内の和歌山マリーナシティで、和歌山県警察本部銃器薬物対策課と田辺海上保安部、和歌山税関支署による3機関合同の洋上密輸入摘発訓練を実施した。（9月）

警察、海保、税関合同による大麻樹脂大量密輸入事件の摘発

ロシア人船員が薬物を日本に密輸入しようとしている旨の情報を入手し、警察、海上保安庁、税関の三機関合同により内偵捜査をすすめていたところ、同船員が乗船する容疑船が新潟港に接岸し、降船した船員等を秘匿監視した結果、量販店駐車場において、重量感のあるビニール袋を所持したロシア人船員（41）に乗用車が接近し、同船員が車両に乗り込んだタイミングを捉えて職務質問を実施した結果、車内から大麻樹脂約5kg発見するとともに、同船員及び荷受人とみられるイラン人ら2人を現行犯逮捕した。

参考指標：薬物種類別押収量・薬物事犯法令別検挙人員（平成9年～13年）
（別紙参照）

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：薬物対策課

薬物種類別押収量・薬物事犯法令別検挙人員（平成9年～13年）

薬物種類別押収量（kg）

年別 区分	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年
覚せい剤	171.9	549.0	1,975.9	1,026.9	406.1
コカイン	25.3	20.4	10.3	15.6	23.7
ヘロイン	6.0	3.6	2.0	7.0	4.3
あへん	39.0	11.0	7.4	9.0	11.4
乾燥大麻	135.5	99.2	552.1	306.4	818.7
大麻樹脂	105.4	205.8	199.9	183.4	72.8

薬物事犯取締法令別検挙人員（人）

年別 区分	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年
覚せい剤取締法違反	19,722	16,888	18,285	18,942	17,912
麻薬及び向精神薬取締法違反	169	243	236	224	241
うちコカイン	59	93	71	57	52
うちヘロイン	44	61	52	48	33
あへん法違反	140	132	119	65	44
大麻取締法違反	1,104	1,236	1,124	1,151	1,450
合計	21,135	18,499	19,764	20,382	19,647

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 1 特定重要窃盗犯 に対する捜査の推進

侵入盗のうち、侵入手段としていわゆるピッキング用具を使用するもの、組織的に敢行される自動車盗及び少年等によるひったくりをいう。

(説明)

窃盗犯の中でも特に悪質性が高く、増加傾向がうかがわれる特定重要窃盗犯に捜査の重点を置き、関係機関との連携による総合的な体制を整えること等を通じて、的確な捜査を推進する。

これまでに、「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」(平成13年8月29日国際組織犯罪等対策推進本部決定)に盛り込まれたピッキング用具使用の組織的窃盗及び自動車の盗難・盗難自動車の不正輸出に関する各種施策の推進や組織窃盗対策捜査用資機材の整備、地方警察官の増員を進めてきたところであるが、今後とも、関連機関との連携などにより、的確な捜査をより一層推進していく。

[平成13年中に講じた施策]

組織窃盗犯対策捜査用資機材の整備

平成12年度補正予算において、組織窃盗対策用資機材(画像監視システム)の整備のため、48百万円を予算措置した。

地方警察官の増員

平成13年度地方警察官増員要求において、446人の増員を措置し、来日外国人犯罪や少年事件に的確に対処するための捜査体制の確立を図った。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 特定重要窃盗犯について、関連する事犯の認知・検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

(1) ピッキング用具を使用する侵入盗

【認知件数・検挙人員の減少】

平成13年中の全侵入盗の認知件数が前年比で2.4%増加しているのに対し、ピッキング用具を使用した侵入盗の認知件数は、前年比で33%減少(検挙人員は、27%減少)し、減少傾向がみられているほか、主要5都県(東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知)の認知件数が全体の7割を占めており、大都市部を中心に発生している。

	12年	13年
認知件数(件)	29,211	19,568
うち、主要5都県	22,860(78.3%)	13,772(70.3%)
検挙人員(人)	521	380
うち、主要5都県	343(65.8%)	213(56.0%)

(注) 全国調査は平成12年から実施しているため、平成11年以前の数値はない。平成14年1月から、
検挙件数も調査開始。

【事例】中国人グループによるピッキング用具使用の窃盗（金庫破り）事件

大阪府内に居住する来日中国人グループが、日本人を運転手や盗品処分等に利用して、中高層ビルの会社事務所を対象に金庫破り等を敢行し、窃取した預金通帳等から偽造の印影を作成するなどし、預金の引き下ろし等を組織的に敢行していた。平成13年3月までに、被疑者28人、1都5管区9府県にわたる金庫破り等事件102件（被害総額1億3,505万円相当）を検挙、解決した。

(2) 自動車盗

【認知件数・検挙件数・検挙人員の増加】

平成13年中の乗り物盗の認知件数が前年比で6.1%減少しているのに対し、自動車盗の認知件数は、前年比で12.6%、検挙件数は、17.3%、検挙人員は、7.5%、それぞれ増加している。

	9年	10年	11年	12年	13年
認知件数(件)	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275
検挙件数(件)	18,291	18,210	15,241	11,415	13,390
検挙人員(人)	5,264	5,495	5,028	4,590	4,933

(参考)

検 挙 率 (%)	53.0	50.7	35.4	20.3	21.2
-----------	------	------	------	------	------

(注) 組織的に敢行される自動車盗については、認知件数等が計上できないため、自動車盗の認知件数等を計上している。

【事例】暴力団関係者と外国人らが結託した高級自動車対象の組織窃盗事件

暴力団幹部である首魁(38)は、同暴力団組員や周辺者を配下として、関東圏を中心に広域にわたり高級自動車やRV車を対象に自動車盗を組織的に敢行し、窃取した車両をナンバープレートや車検証等を偽造するなどして暴力団関係者に転売したり、ロシア、UAE等へ輸出するなどしていた。平成13年3月までに、首魁を含む被疑者39人、1都1道2管区9県下にわたる自動車盗等878件（被害総額23億6,213万円相当）を検挙、解決した。

(3) ひったくり

【認知件数、検挙人員の増加、検挙件数の減少】

平成13年中のひったくりの認知件数は、前年比で10.4%増加しているが、検挙件数は、12.6%減少し、検挙人員は、0.2%（少年被疑者の検挙人員は0.5%）増加している。

	9年	10年	11年	12年	13年
認知件数(件)	26,980	35,763	41,1173	46,064	50,838
検挙件数(件)	13,373	19,636	20,597	14,796	12,925
検挙人員(人)	2,118	2,605	3,304	3,072	3,078
うち少年(人)	1,568	1,871	2,420	2,179	2,190

(参考)

検 挙 率 (%)	49.6	54.9	50.0	32.1	25.4
-----------	------	------	------	------	------

【事例】覚せい剤常用者による単車使用ひったくり事件（大阪）

男(23)は、平成11年4月ころから覚せい剤を常用するようになり、覚せい剤を購入するための資金を獲得する目的で、平成11年8月ころからオートバイを使用し連続的にひったくりを敢行していた。平成13年3月までに、2府県下におけるひったくり事件212件（被害総額1,582万円相当）を解決した。

2 関係機関との連携状況を把握する。

(1) ピッキング用具を使用する侵入盗・組織的な自動車盗関係

平成13年7月に「国際組織犯罪等対策推進本部」が設置され、各省庁が推進する具体的対策のうち、特に重点的、計画的に取り組むべき対策として「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」に盛り込まれた次の諸対策を推進している。

ピッキング用具を使用する侵入盗関係

- ・ 住宅の防犯機能の強化等

ピッキングに強いCP-C錠について、パンフレットを作成の上、関係団体等に配付するなどして、その普及を促進した。また、平成13年3月に警察庁と国土交通省が合同して作成した「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に基づく共同住宅の普及・啓発を図った(国土交通省と連携。以下括弧内は連携している省庁名を記載。)

組織的な自動車盗関係

a) 自動車盗難防止対策

- ・ イモビライザー()の普及促進(経済産業省、国土交通省)

()イモビライザーとは、現在、盗難防止に最も有効とされる電子式移動ロック装置であり、エンジンキーに埋め込まれている送信機のIDコードと車体本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければエンジンが始動しない仕組みとなっている。

- ・ 登録事項等証明書の交付に当たっての厳格な運用等(国土交通省)

平成13年11月から陸運支局、自動車検査登録事務所における登録事項等証明書、自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認を実施している。

b) 盗難自動車の不正輸出防止対策

- ・ 盗難車両に対する情報交換等(財務省)

「国際組織犯罪等対策推進本部」の設置に先立ち、税関が不審車両を発見した場合等の関係警察への通報体制等を確立、警察・税関の連携の緊密化を図った。(2月)

- ・ 埠頭に出入りする車両の入場規制等の港湾管理の強化の要請(財務省、国土交通省)

c) 「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」の設置(9月)

(平成13年9月18日付け広報資料『自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームの設

置について』参照)

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省と関係民間団体等により設置され、自動車の盗難及び盗難自動車の不正輸出を防止するための総合的な対策を検討中である。

(注) なお、平成14年1月、同チームにより「自動車盗難等防止行動計画」が取りまとめられた

(平成14年1月23日付け広報資料『自動車盗難等防止行動計画の策定について』参照)。

(2) 少年等によるひったくり関係

(社) 日本自転車協会、自治体等と連携したひったくり防止対策

(社) 日本自転車協会に対し、蓋付き前かごを標準装備した自転車の製造・販売を要請しているほか、自治体の予算負担により多発地区におけるスーパー防犯灯(カメラ付の街頭緊急通報システム)を整備するなど関係機関等と連携して防犯対策を推進している。

参考指標

窃盗犯主要手口別認知・検挙状況(別紙参照)

分析結果:(評価期間未了)

政策所管課:捜査第一課

窃盗犯主要手口別認知 検挙状況

認知件数

	9	10	11	12	13
侵入盗	221,678	237,703	260,981	296,486	303,698
乗り物盗	696,370	705,431	694,375	754,939	827,593
自動車盗	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275
オートバイ盗	234,649	246,364	242,977	253,433	242,517
自転車盗	427,232	423,183	408,306	445,301	521,801
非侵入盗	747,495	845,915	955,037	1,079,739	1,209,220
車上ねらい	217,171	252,092	294,635	362,762	432,140
すり	22,181	21,019	21,928	24,526	25,691
ひったくり	26,980	35,763	41,173	46,064	50,838
自動販売機荒し	146,674	181,444	222,328	190,490	170,470
店舗荒し	10,335	10,169	10,255	10,878	11,280
万引き	106,181	112,237	105,227	112,559	126,110
その他	217,973	233,191	259,491	332,460	109,538

(単位:件)

検挙件数

	9	10	11	12	13
侵入盗	166,119	165,818	152,984	109,128	89,456
乗り物盗	127,704	121,075	108,657	69,698	65,435
自動車盗	18,291	18,210	15,241	11,415	13,390
オートバイ盗	50,610	43,678	40,356	23,708	19,440
自転車盗	58,803	59,187	53,060	34,575	32,605
非侵入盗	292,825	310,390	299,507	228,420	212,752
車上ねらい	71,028	74,473	73,715	45,666	43,176
すり	11,064	9,597	8,189	5,012	4,412
ひったくり	13,373	19,636	20,597	14,796	12,925
自動販売機荒し	41,746	43,906	45,754	30,707	18,851
店舗荒し	3,947	3,722	3,153	1,876	1,544
万引き	91,870	96,828	88,532	87,366	92,319
その他	59,797	62,228	59,567	42,997	13,507

(単位:件)

検挙率

	9	10	11	12	13
侵入盗	74.9%	69.8%	58.6%	36.8%	29.5%
乗り物盗	18.3%	17.2%	15.6%	9.2%	7.9%
自動車盗	53.0%	50.7%	35.4%	20.3%	21.2%
オートバイ盗	21.6%	17.7%	16.6%	9.4%	8.0%
自転車盗	13.8%	14.0%	13.0%	7.8%	6.2%
非侵入盗	39.2%	36.7%	31.4%	21.2%	17.6%
車上ねらい	32.7%	29.5%	25.0%	12.6%	10.0%
すり	49.9%	45.7%	37.3%	20.4%	17.2%
ひったくり	49.6%	54.9%	50.0%	32.1%	25.4%
自動販売機荒し	28.5%	24.2%	20.6%	16.1%	11.1%
店舗荒し	38.2%	36.6%	30.7%	17.2%	13.7%
万引き	86.5%	86.3%	84.1%	77.6%	73.2%
その他	27.4%	26.7%	23.0%	12.9%	12.3%

検挙人員

	9	10	11	12	13
侵入盗	15,859	15,480	15,234	13,651	13,712
乗り物盗	50,401	50,426	48,672	39,469	39,813
自動車盗	5,264	5,495	5,028	4,590	4,933
オートバイ盗	19,131	18,697	17,296	15,143	14,707
自転車盗	26,006	26,234	26,348	19,736	20,173
非侵入盗	109,372	115,423	108,241	109,490	115,394
車上ねらい	2,639	2,857	2,892	2,933	3,027
すり	972	953	967	813	770
ひったくり	2,118	2,605	3,304	3,072	3,078
自動販売機荒し	1,781	2,010	2,192	2,084	2,329
店舗荒し	1,239	1,143	969	831	744
万引き	89,333	94,656	85,832	86,643	91,816
その他	11,290	11,199	12,085	13,114	13,630

(単位:人)

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 2 告訴・告発への取組みの強化

(説明)

告訴・告発については、社会・経済情勢や国民の意識の変化により、平成12年以後、相談及び事件受理件数が急増していることから、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

これまでに、地方警察官の増員を始めとする捜査体制の確保等各種取組みを進めてきたところであるが、依然として滞留件数の増加と捜査期間の長期化が懸念される状況にあることから、引き続き捜査体制及び指導体制の強化を図るなどして、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 告訴・告発の受理・処理件数を継続的に測定するなどにより、その取扱状況について把握する。

【受理件数の減少、処理件数・未処理件数の増加】

平成13年の受理件数は3,319件で、前年に比べ130件(3.8%)の減少、処理件数は3,167件で、前年に比べ454件(16.7%)の増加、未処理件数は3,867件で、前年同期に比べ152件(4.1%)の増加となっている。

	9年	10年	11年	12年	13年
受理件数	2,334	2,478	2,372	3,449	3,319
処理件数	2,563	2,554	2,428	2,713	3,167
未処理件数	3,114	3,015	2,975	3,715	3,867

告訴・告発の処理状況

	12年	13年
受理後1年未満	1,772(65.3%)	2,074(65.5%)
受理後1年以上	941(34.7%)	1,093(34.5%)
合計	2,713(100.0%)	3,167(100.0%)

告訴・告発の未処理状況

	12年	13年
受理後1年未満	1,936(52.1%)	1,891(48.9%)
受理後1年以上	1,779(47.9%)	1,976(51.1%)
合計	3,715(100.0%)	3,867(100.0%)

2 告訴・告発の取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図るための取組状況を把握する。

(1) 体制の強化

地方警察官の増員

平成13年度地方警察官増員要求において、126人の増員を措置し、告訴・告発を適正に受理し、迅速に事件処理するための体制の確立を図った。

警察庁職員の増員

平成13年度国家公務員増員要求において、1名(係長)の増員を措置し、

告訴・告発事件捜査指導強化を図った。

(2) 指導・教養の強化

告訴専門官会議の開催

平成12年以降、毎年、全国の告訴専門官を対象とした告訴専門官会議を開催し、告訴・告発の現状認識、適正化に向けた告訴専門官の役割、迅速な捜査の推進方策等について協議している。

「告訴専門官」とは、警察署における告訴・告発の取扱いの現状を常に把握するとともに、専門的・技術的指導等を行うために、各都道府県警察本部捜査第二課に設置された職であり、民・商事に係る法令・実務知識に通暁した警視又は警部の階級にある者をもって充てられている。

告訴・告発捜査専科の新設

平成13年度において、告訴専門官を補助する警部補を対象として、告訴・告発の現状と問題点、受理（相談を含む）要領、受理時の配意事項、処理要領等に関する教養を目的とした告訴・告発捜査専科を新設した（同年度は専科生51名）。

都道府県警察に対する業務指導の強化

平成12年以降の告訴・告発の受理等の増加に対応するため、都道府県警察本部、警察署に赴き、告訴・告発に関する実態調査及び指導を行うための体制を強化するなどにより、回数、内容ともに拡充させた業務指導を実施している。

また、都道府県警察を挙げて、集中的かつ効率的に告訴・告発事件捜査を推進するため、告訴・告発捜査強化月間等の指定等を推奨している。

(3) 評価の見直し

告訴・告発事件については、これまで必ずしも評価が高くなかったが、社会的反響の大きいものや立証に困難を伴う事件もあり、地道に捜査を尽くしている部署・個人に十分な評価を付与して、その士気高揚を図るため、平成12年以降、告訴・告発事件捜査に係る賞揚を行っている。また、これに伴い、各都道府県警察においても、同様の評価の見直しを実施している。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：捜査第二課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 3 科学的・合理的な捜査の推進

(説明)

科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するため、鑑識資機材の充実、鑑識技術への最先端の科学技術の導入等を図ることにより、科学的・合理的な捜査を推進する。

これまでに、鑑識活動の強化や鑑定的高度化等の施策を行ってきたところであるが、今後とも、より一層、科学捜査のための研究を進めるなどにより、科学捜査力を強化していく。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 科学技術の発達に応じた捜査用資機材・鑑識資機材の整備状況を把握する。

出力文書解析装置

【整備状況】

平成12年度から整備開始。平成12年度中は、8台を8庁に整備。

	12年度
整備都道府県数	8
整備台数	8

「出力文書解析装置」とは、高精細のカラースキャナ、高解像度デジタルカメラ、パソコン等で構成され、カラーコピー機やカラープリンタ等で偽造された紙幣、有価証券、運転免許証などを解析して、コピー機等のメーカー、機種、設置場所、使用年月日等を特定するための装置である。

【事例】

金融機関で発見された偽造一万円紙幣について、その画像をスキャナによりコンピュータに取り込み、特徴を分析したところ、偽造紙幣の作成に使用された機種を特定できた。(警視庁)

- 2 各種捜査用資機材・鑑識資機材の活用状況を把握する。

【事例】

現場こん跡画像検索システム

コンビニエンスストアにおける強盗事件の捜査において、「現場こん跡画像検索システム」を活用して店舗駐車場で採取されたタイヤこんからタイヤのメーカーと種類(スタッドレスタイヤ)を抽出、遺留足跡とともに手配を行った結果、被疑者の割り出しに成功した。(長野)

「現場こん跡画像検索システム」とは、履物底の模様、自動車のランプレズ、タイヤの模様等をデータベース化して、足跡の検索や悪質なひき逃げ事件車両の検索に対して、これと類似するもの

をモニタ画面上で比較対照できるシステムである。（別紙参照）

なお、本システムについては、全国の警察本部（北海道の各方面本部を含む。）に1台ずつ整備されている。

写真測定図化装置

二次災害の危険が懸念される土砂崩れ災害現場における現場検証等において、「写真測量図化装置」を活用し、崩落して道路上に堆積した土砂の高さ・幅、崩落した法面の高さ・幅を計測した。（北海道）

写真測量図化装置とは、長時間の立ち入り危険な大規模災害現場等における計測及び見取図の作成について、現場における作業はデジタルカメラによる撮影のみで、計測及び見取図の作成は執務室においてパソコンにより正確かつ容易にできるようにするための装置である。

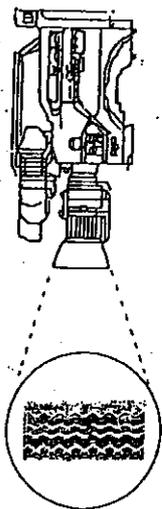
なお、本装置については、全国の警察本部（北海道の各方面本部を含む。）に1台ずつ整備されている。

分析結果：（評価期間未了）

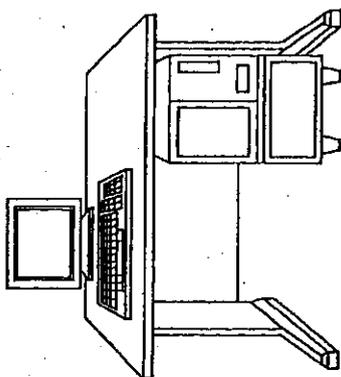
政策所管課：鑑識課

現場こん跡画像検索システム構成

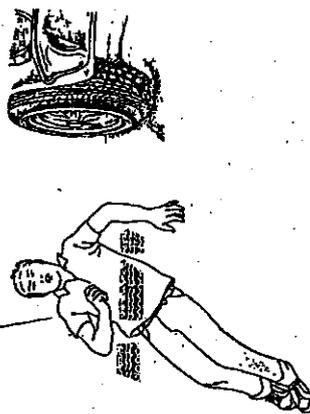
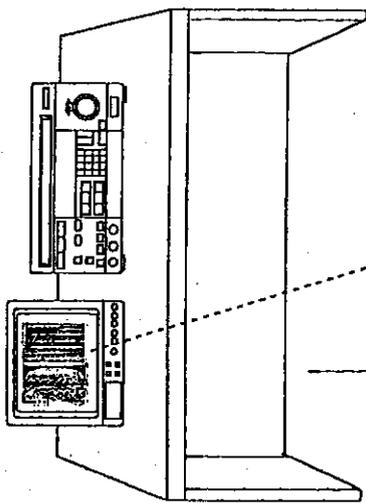
遺留資料画像データ
取込装置



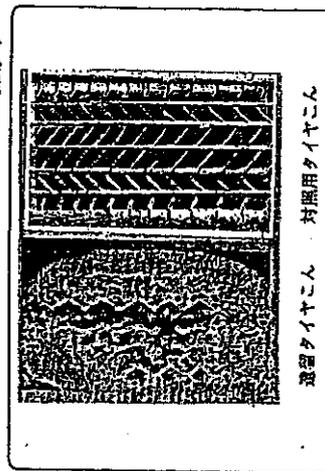
検索装置



基礎資料蓄積装置



拡大



基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 4 犯罪の広域化・スピード化に対応した広域捜査の推進

(説明)

近年、社会情勢の急激な変化による人や物の交流の広域化、活発化に伴い、数府県にまたがって発生する犯罪も少なくないことから、広域犯罪に的確に対処するための捜査用資機材の充実、捜査支援システムの的確な活用により、犯罪の広域化・スピード化に的確に対応できるようにする。

これまでに、合同・共同捜査の推進や、数府県にまたがる捜査訓練の実施等の施策を講じてきたところであるが、今後とも、更に都道府県警察相互間の連携を一層緊密に行うための制度、態勢の在り方等について検討を進め、広域化する犯罪への対応を進めていく。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 広域化する犯罪に対応するための捜査用資機材の整備状況を把握する。

自動車ナンバー自動読取システム

【整備状況】

昭和61年度に整備開始。平成12年度までに、540式を整備。

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
整備数	378	408	473	535	540

自動車ナンバー自動読取システムとは、走行中の自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムである。

本システムにより、多くの自動車盗事件を解決しているほか、殺人、強盗等の自動車盗以外の重要犯罪の解決に多大な効果を挙げている。

- 2 共同・合同捜査の実施による検挙状況を把握する。

【事例】

大阪府内における現金輸送車襲撃強盗傷人事件(大阪・高知共同捜査第1号事件)

被疑者等は、共謀のうえ、現金輸送車で現金を搬送していき社員2名及び信用金庫職員2名に対し、棒様のもので殴打するなどの暴行を加え負傷させた上、ジュラルミンケース2箱に入った現金合計5,000万円を強取した事案。

遺留品捜査から、大阪・高知にまたがる同一グループによる犯行であり、被疑者の大半が高知県内に居住する暴力団員であったため、共同捜査を開始、被疑者の追跡捜査、強取金の費消先の解明等を効率的に進めた結果、被疑者8名を検挙し、真正けん銃1丁、改造銃1丁を押収した。

福井県内における幼児死体遺棄事件(福井・宮城・石川合同捜査第1号事件)

道路交通法違反(無免許運転)で逮捕された被疑者が、次女(当時2歳)を

殺害し、死体を遺棄したことを供述したことから、捜査した結果、幼児の人骨様の骨、毛髪等が発見された事案。

被疑者の身柄を確保中の宮城県警、犯行時の被疑者の居住地を管轄する石川県警、死体遺棄現場を管轄する福井県警の間で、捜査項目の多くが複雑に絡み合っていることから、共同捜査（のち合同捜査）を開始し、効率的に捜査を推進した。

「合同捜査」とは、広域重要犯罪の発生時に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行うものであり、「共同捜査」は、指揮系統の一元化までは行わないが、捜査事項の分担やその他捜査方針の調整を図りつつ捜査を行うものである。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：刑事企画課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する (参考数値)

重要犯罪罪種別認知 検挙状況

		平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年
認知 件数	総数	12,366	12,725	14,682	18,281	21,530
	殺人	1,282	1,388	1,265	1,391	1,340
	強盗	2,809	3,426	4,237	5,173	6,393
	放火	1,936	1,566	1,728	1,743	2,006
	強姦	1,657	1,873	1,857	2,260	2,228
	略取・誘拐	284	221	249	302	237
	強制わいせつ	4,398	4,251	5,346	7,412	9,326
検挙 件数	総数	10,798	10,700	10,491	11,049	11,418
	殺人	1,225	1,356	1,219	1,322	1,261
	強盗	2,232	2,614	2,813	2,941	3,115
	放火	1,804	1,369	1,458	1,372	1,540
	強姦	1,472	1,652	1,369	1,540	1,404
	略取・誘拐	279	211	244	272	211
	強制わいせつ	3,786	3,498	3,388	3,602	3,887
検挙 人員	総数	8,654	8,980	9,307	9,954	9,905
	殺人	1,284	1,365	1,313	1,416	1,334
	強盗	3,152	3,379	3,762	3,797	4,096
	放火	749	693	750	789	783
	強姦	1,448	1,512	1,392	1,486	1,277
	略取・誘拐	167	141	164	180	179
	強制わいせつ	1,854	1,890	1,926	2,286	2,236
検挙 率	総数	87.3	84.1	71.5	60.4	53.0
	殺人	95.6	97.7	96.4	95.0	94.1
	強盗	79.5	76.3	66.4	56.9	48.7
	放火	93.2	87.4	84.4	78.7	76.8
	強姦	88.8	88.2	73.7	68.1	63.0
	略取・誘拐	98.2	95.5	98.0	90.1	89.0
	強制わいせつ	86.1	82.3	63.4	48.6	41.7

上記の数値は、未遂罪及び予備罪(強姦及び強制わいせつについては未遂罪)を含む。

重要窃盗犯罪種別認知 検挙状況

		平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年
認知 件数	総数	305,328	330,369	367,174	423,281	443,502
	侵入盗	221,678	237,703	260,981	296,486	303,698
	自動車盗	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275
	ひったくり	26,980	35,763	41,173	46,064	50,838
	すり	22,181	21,019	21,928	24,526	25,691
検挙 件数	総数	208,847	213,261	197,011	140,351	120,183
	侵入盗	166,119	165,818	152,984	109,128	89,456
	自動車盗	18,291	18,210	15,241	11,415	13,390
	ひったくり	13,373	19,636	20,597	14,796	12,925
	すり	11,064	9,597	8,189	5,012	4,412
検挙 人員	総数	24,213	24,533	24,533	22,126	22,493
	侵入盗	15,859	15,480	15,234	13,651	13,712
	自動車盗	5,264	5,495	5,028	4,590	4,933
	ひったくり	2,118	2,605	3,304	3,072	3,078
	すり	972	953	967	813	770
検挙 率	総数	68.4	64.6	53.7	33.2	27.1
	侵入盗	74.9	69.8	58.6	36.8	29.5
	自動車盗	53.0	50.7	35.4	20.3	21.2
	ひったくり	49.6	54.9	50.0	32.1	25.4
	すり	49.9	45.7	37.3	20.4	17.2

上記の数値は、未遂罪を含む。

詳細については、『平成13年の犯罪情勢』参照。

基本目標 3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

業績目標 1 民事介入暴力対策の強化

(説明)

暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力が国民の身近な不安として存在していることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応、社会運動等標ぼうゴロ対策の推進等を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

[平成13年中に講じた施策]

暴力団情報の部外提供並びに暴力団関係相談の適正な受理及び処理

暴力団情報の部外提供について、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号)で示した情報提供の基準により、積極的に対応するとともに、暴力団関係相談の適正な受理及び処理を実施している。なお、最近の暴力団関係相談の増加傾向にかんがみて、平成13年2月に暴力団関係相談の集計要領、報告様式及び相談受理簿の様式を改め、相談の適正な受理及び処理体制の強化に努めた。

教養の実施

都道府県警察本部の暴力団対策主管課において暴力団排除を担当している警視又は警部(計30名)を対象として、民事介入暴力に対する基本的な考え方を習得し実務に活用することを目的とした民事介入暴力対策専科を開催した。(4月)

弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターとの連携強化

民事と刑事が複雑に絡み合う民事介入暴力事案に適切に対応するため、都道府県における警察、単位弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターの連携を推進し、その一環として、三者の情報交換の場としての「民暴研究会」を、平成13年末までに全国43都道府県に設置した。

「暴力団関係相談」とは、暴力団員による不当な行為に係る相談、暴力団からの離脱に係る相談など暴力団に関する相談をいう。

「都道府県暴力追放運動推進センター」とは、民事介入暴力対策及び暴力団排除活動の中核として、相談事業を始め、少年を暴力団から守る活動、民間の暴力団排除活動に対する援助、暴力団組事務所の撤去活動の支援、暴力団員による不当な行為の被害者への見舞金の支給、暴力団員の組織離脱の支援等の事業を行う、都道府県公安委員会により指定された民法上の公益法人である。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 暴力団関係相談及び援助の措置について、件数を継続的に測定するなどによりその運用状況を把握する。

(1) 暴力団関係相談

民事介入暴力対策の大きな柱である暴力団関係相談の適正な受理及び処理を推進しており、平成13年中に警察及び都道府県暴力追放運動推進センターで受理した暴力団員による不当な行為に係る相談をはじめ暴力団に関する相談の受理件数は、3万6,669件であった（別紙1参照）。警察における各種相談窓口の業務体制が強化されたことにより、暴力団対策部門による受理件数が減少した昨年を除いて、増加傾向にある。

相談の内容別については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第9条各号に関する相談が9,665件（26.4%）と最も多くなっている（別紙2参照）。また、相談を端緒として1,322件について事件検挙し、1,799件について行政命令を発出した。（別紙3、4参照）

	9年	10年	11年	12年	13年
全暴力相談	33,374	36,495	37,704	40,417	36,669
警察相談	21,836	24,045	24,669	27,473	23,097
センター相談	11,538	12,450	13,035	12,944	13,572

【事例】建材業者に対する暴力行為に係る相談事案（大阪）

建材業を営んでいた相談者（62）は、山口組傘下組織幹部（41）から身に覚えのない負債1億7,500万円を返済するように要求された。相談者は、弁護士を通じて同幹部に対して債務が無いことを内容証明で送付したが、逆に同幹部は、配下を連れて会社を訪れ、社員らを脅したりしたため、困った末に警察に相談に訪れた。警察は、相談を端緒として捜査の後、同幹部を暴力行為等処罰二関スル法律違反で検挙した（平成13年2月検挙）。

(2) 援助の措置

暴力団対策法による中止命令等が発出した際、暴力的要求行為等の相手方や暴力団員から犯罪の被害を受けた者に対して、本人からの申し出に基づき、交渉に当たったの助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に推進している（別紙5、6参照）。

	9年	10年	11年	12年	13年
暴力団対策法に基づく援助の措置件数	119	163	143	127	88
暴力団対策法に基づかない援助の措置件数		26	26	39	74

【事例】山口組傘下組織幹部の不当債務猶予要求行為に対して援助した事例（大阪）

山口組傘下組織幹部（53）が、不動産業者に対して家賃等約73万円の債務猶予を要求して中止命令が発出された事案において、平成13年5月、要求行為の相手方からの申し出により、家賃支払い請求等の交渉のための警察施設の提供、違反行為者に対する必要事項の連絡等の援助を行った結果、相手方に対する家賃等の全額支払い及び違反した場合の立ち退きを条件とする和解が成立した。

2 民事介入暴力対策における弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況を把握する。

変貌する民事介入暴力事案に迅速かつ的確に対応するため、警察庁において、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターとの連携を図るとともに、都道府県警察において、都道府県の単位弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターの三者間の情報交換の場としての「民暴研究会」を設置し、緊密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援等に取り組んでいる。

平成13年12月末時点で、43都道府県において民暴研究会が設置されている（別紙7参照）。平成13年中は、19の民暴研究会が設置されており、都道府県警察の積極的な取組みの成果として評価できる。

【事例】町長等に対する街宣行為等に関する損害賠償請求訴訟の支援（茨城）

國粋会傘下組織組長（45）を塾頭とする政治結社が、平成9年1月から同年10月までの間、計59回にわたり、県内の町長に対して辞職等を求める街宣を行った上、同町長の実父宅の外壁に乗用車を衝突させるなどした事件に関する同町長等による損害賠償請求訴訟について、警察は、関東弁護士会連合会民暴委員会17名で結成する弁護団及び茨城県暴力追放運動推進センターと連携して訴訟支援を行い、その結果、平成13年4月被告組長に対し約600万円の支払及び謝罪広告の掲載を命じる判決を勝ち取るとともに、地元新聞に謝罪広告が掲載された。

3 社会運動等標ぼうゴロ対策の状況を把握する。

社会運動や政治活動を仮装し、又は標ぼうして不正な利益を求める者については、暴力団総合対策要綱や平成13年の暴力団総合対策の重点において暴力団対策の対象として明示し、活動実態の解明及び取締りを推進している。

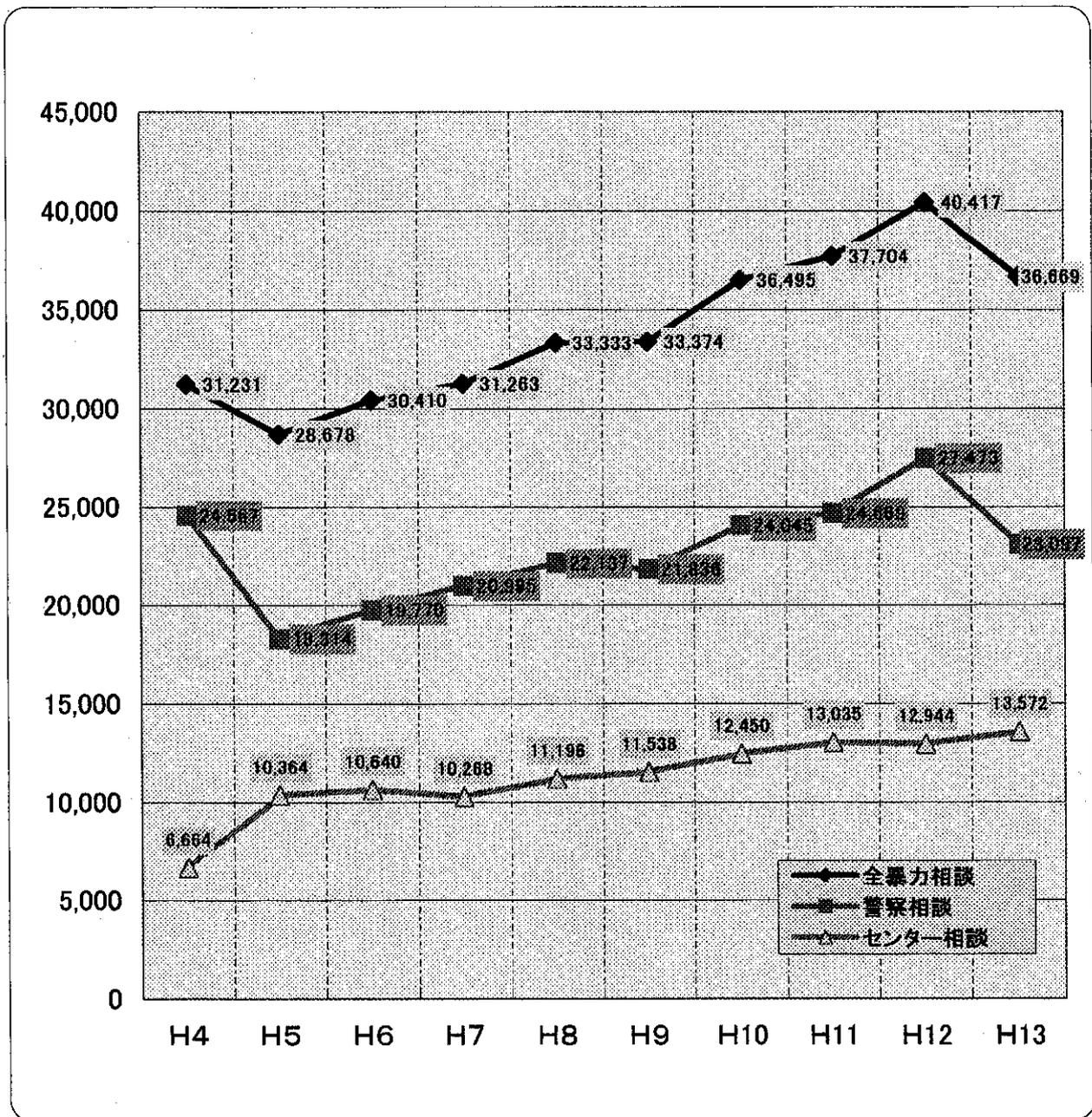
【事例】社会運動標ぼうゴロらによる公共工事をめぐる恐喝等事件（和歌山）

建設会社を経営する社会運動標ぼうゴロ(39)、山口組傘下組織幹部(40)らは、市内の建設会社が受注した国道バイパス工事をめぐり、下請業者選定業務に介入して不当な利益を得ようと企て、平成11年3月から5月にかけて「わしとこにあいさつないやないか。工事できんようにするぞ。」等と脅迫し、自社との請負契約（契約金額約1,600万円）を締結させ、もって、下請選定業務を妨害するとともに、財産上不法の利益を得た。（平成13年3月検挙）

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：暴力団対策第一課

暴力団関係相談受理件数の推移



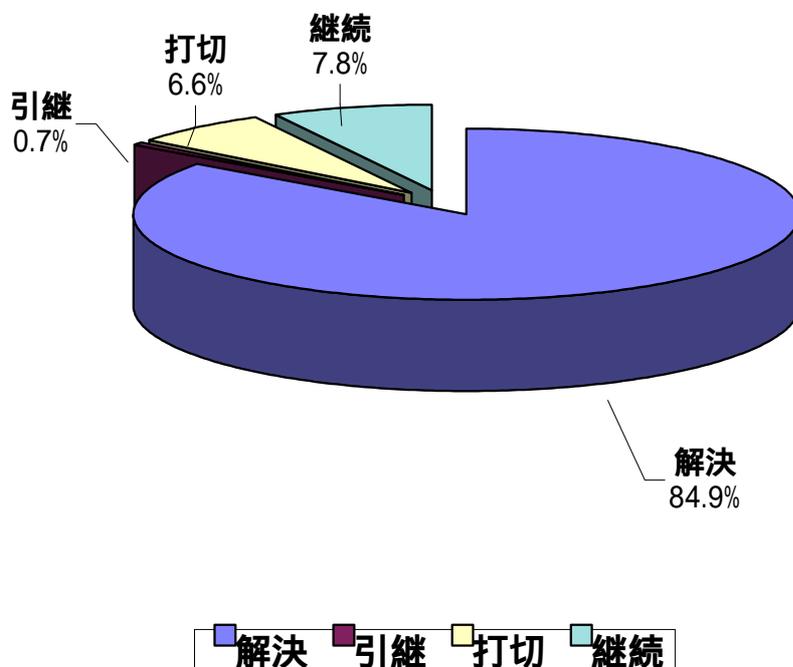
区分	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全暴力相談	31,231	28,678	30,410	31,263	33,333	33,374	36,495	37,704	40,417	36,669
警察相談	24,567	18,314	19,770	20,995	22,137	21,836	24,045	24,669	27,473	23,097
センター相談	6,664	10,364	10,640	10,268	11,196	11,538	12,450	13,035	12,944	13,572

相談種別暴力団関係相談受理件数の推移

項目	平成 9 年			平成 1 0 年			平成 1 1 年			平成 1 2 年			平成 1 3 年		
	警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計
1 法 9 条各号の行為（小計）	7,142	2,474	9,616	7,636	3,056	10,692	7,714	3,291	11,005	8,124	2,921	11,045	6,736	2,929	9,665
(1) 人の弱みにつけ込む金品等要求行為	601	169	770	672	218	890	654	177	831	664	286	950	484	197	681
(2) 不当寄付金要求行為	996	533	1,529	1,322	794	2,116	1,393	905	2,298	1,296	662	1,958	1,248	639	1,887
(3) 不当下請等要求行為	182	65	247	238	63	301	235	85	320	257	108	365	232	141	373
(4) みかじめ料要求行為	593	86	679	493	82	575	580	97	677	598	51	649	558	71	629
(5) 用心棒料等要求行為	372	27	399	336	21	357	390	16	406	363	20	383	310	34	344
(6) 高利債権取立行為	332	248	580	225	183	408	189	125	314	208	100	308	229	154	383
(7) 不当債権取立行為	211	89	300	802	346	1,148	856	371	1,227	941	345	1,286	745	280	1,025
(8) 不当債務免除要求行為	930	275	1,205	833	279	1,112	803	239	1,042	744	231	975	649	208	857
(9) 不当貸付要求行為	176	66	242	162	27	189	190	61	251	171	53	224	139	60	199
(10) 不当信用取引要求行為	78	6	84	82	7	89	37	12	49	43	12	55	28	14	42
(11) 不当自己株式買取要求行為	19	1	20	11	1	12	10	1	11	8	6	14	7	1	8
(12) 不当地上げ行為	58	22	80	26	20	46	31	11	42	21	13	34	14	8	22
(13) 競売等妨害行為	92	39	131	89	61	150	124	60	184	145	45	190	91	40	131
(14) 利得示談介入行為	393	212	605	337	215	552	406	224	630	388	168	556	257	135	392
(15) 因縁をつけての金品等要求行為	2,109	636	2,745	2,008	739	2,747	1,816	907	2,723	2,277	821	3,098	1,745	947	2,692
2 準暴力的要求行為の要求等に関する相談			0	3		3	15	3	18	48	3	51	56	5	61
3 離脱・勧誘・加入強要に係る相談（小計）	1,208	638	1,846	1,269	532	1,801	1,320	492	1,812	1,538	416	1,954	1,452	326	1,778
(1) 離脱に関する相談	849	587	1,436	856	472	1,328	917	447		1,101	386		1,042	307	1,349
(2) 勧誘・加入強要に関する相談	359	51	410	413	60	473	403	45	448	437	30	467	410	19	429
4 暴力団事務所等に係る相談（小計）	934	354	1,288	901	409	1,310	1,077	350	1,427	1,207	303	1,510	933	262	1,195
(1) 禁止行為に関する相談	37	3	40	25	16	41	33	8	41	39	6	45	39	2	41
(2) 苦情・取締要望等	569	107	676	555	75	630	623	98	721	721	54	775	535	38	573
(3) 進出阻止・撤去等に関する相談	135	62	197	102	86	188	159	43	202	169	61	230	138	74	212
(4) 立ち退きに関する相談	193	182	375	219	232	451	262	201	463	278	182	460	221	148	369
5 1～4 に該当しない不当行為（小計）	10,474	1,876	12,350	11,649	2,161	13,810	11,743	2,132	13,875	13,443	2,151	15,594	7,594	2,214	9,808
(1) 刑法令に該当する 刑法 行為に関する相談 その他	3,656	816	4,472	3,691	868	4,559	4,229	821	5,050	4,442	801	5,243	3,115	879	3,994
(2) (1) 以外の不当な行為に関する相談	6,074	890	6,964	6,523	1,122	7,645	6,056	1,146	7,202	7,562	1,207	8,769	3,713	1,099	4,812
6 暴力団対策法に関する相談（小計）	2,078	6,196	8,274	2,587	6,292	8,879	2,800	6,767	9,567	3,113	7,150	10,263	606	4,509	5,115
(1) センター事業に関する相談	302	3,492	3,794	204	3,134	3,338	184	3,211	3,395	114	3,220	3,334	79	2,590	2,669
(2) その他	1,776	2,704	4,480	2,383	3,158	5,541	2,616	3,556	6,172	3,000	3,930	6,930	527	1,919	2,446
7 その他の暴力団関係相談													5,720	1,794	7,514
合 計	21,836	11,538	33,374	24,045	12,450	36,495	24,669	13,035	37,704	27,473	12,944	40,417	23,097	13,572	36,669

警察相談処理状況

処理状況 (平成13年中)



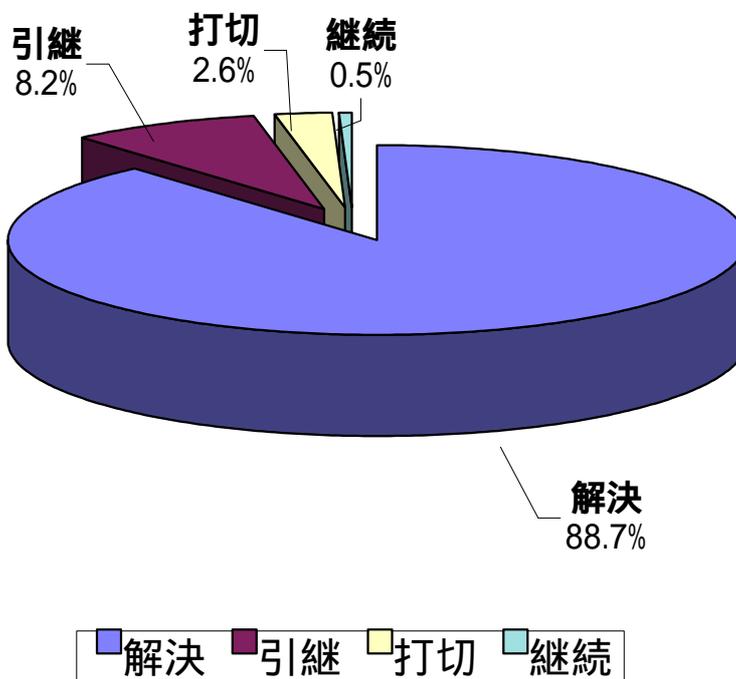
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
要処理件数	22,678	24,541	25,564	29,235	24,084
当期受理件数	21,836	24,045	24,669	27,473	23,097
前期受理件数	842	496	895	1,762	987
解 決	19,927	21,671	22,698	21,084	20,442
刑事事件検挙	1,512	1,489	1,743	1,661	1,322
行政命令	1,489	1,600	1,888	1,427	1,799
援助措置	87	133	110	58	209
就職支援	16	11	5	15	48
指導・警告	2,059	2,777	2,984	2,588	2,541
助言・指導	15,898	16,620	17,603	15,013	15,626
保護の実施	611	466	360	322	208
引 継	239	306	216	260	170
センター	28	46	45	47	44
弁護士会	78	115	64	69	51
その他の機関	133	145	107	144	75
打 切	1,546	1,444	1,544	1,538	1,584
継 続	966	1,120	1,106	6,353	1,888

「解決」の内訳については、重複回答で集計

- 1) 「解決」～相談の申出に対し上記内訳のいずれかの措置を取った件数を示す。
- 2) 「引継」～都道府県暴力追放運動推進センターその他の機関に引き継いだ相談の件数を示す。
- 3) 「打切」～刑事事件としての検挙が困難であり、又は暴力団対策法の対象とならないことが判明したことにより、相談の処理を終結した件数を表す。
- 4) 「継続」～解決、引継又は打切のいずれにも該当しないものをいう。
- 5) 「就職支援」～暴力団からの離脱に関する相談について、相談者の就職を支援した場合をいう。

センター相談処理状況

処理状況 (平成13年中)



	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
要処理件数	11594	12488	13035	13478	13659
当期受理件数	11538	12450	12993	12944	13572
前期受理件数	56	38	42	534	87
解決	10119	10949	11437	12267	12121
うち) 就職支援したもの	14	34	8	15	16
うち) 被害者救援したもの	6	6	21	5	3
引継	1255	1238	1345	1009	1120
警察	986	969	1082	820	825
弁護士会	249	237	224	170	279
その他の機関	20	32	39	19	16
打切	122	94	86	91	352
継続	98	207	167	111	66

- 1) 「解決」～相談の申出に対して、相談者への指導・助言、就職支援、被害者救援を行った件数を示す。
- 2) 「引継」～警察その他の機関に引き継いだ相談の件数を示す。
- 3) 「打切」～1) による解決が不可能で、2) による引き継ぎによっても解決の見込みがないことにより相談の処理を終結した件数を示す。
- 4) 「継続」～解決、引継、又は打切のいずれにも該当しないものをいう。
- 5) 「就職支援」～暴力団からの離脱に関する相談について、相談者の就職を支援した場合をいう。
- 6) 「被害者救援」～被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟支援その他の救援を行った場合をいう。

暴対法による援助の措置状況

平成13年中

都道府県	要求行為の種別	援助件数	援助の措置種別(重複可)					
			交渉回復のための連絡(1号)	連絡先等の教示(2号)	交渉に関する助言(3号)	センター事業の教示(4号)	民間団体等の紹介(5号)	警察施設の利用(6号)
北海道	9条7号	9	7	2	3			9
東	青森							
	岩手							
北	宮城	9条7号	1			1		1
	秋田							
北	山形	9条7号	1					1
	福島							
警視庁	9条7号	3	3		3			3
関	茨城	9条7号	1	1	1	1	1	1
	栃木							
	群馬	9条7号	2			2		2
	埼玉	9条7号	2	2		2		2
	千葉	9条7号	3	3	3	3	3	3
	神奈川	9条7号	3	3		2		3
	新潟							
東	山梨							
	長野	9条7号	1			1		1
中	静岡							
	富山							
	石川							
部	福井							
	岐阜							
	愛知							
近	三重							
	滋賀							
	京都							
畿	大阪	9条7号	47		1	47		40
	兵庫	9条7号	9	9	9	9		9
	奈良							
和歌山		9条7号	2	2	2	2		2
中	鳥取							
	島根							
	岡山							
四	広島							
	山口							
四	徳島	9条7号	1	1				1
	香川							
国	愛媛	9条7号	1			1		1
	高知							
九	福岡							
	佐賀							
	長崎							
州	熊本							
	大分	9条7号	1	1		1		1
	宮崎	9条7号	1	1	1	1		1
州	鹿儿岛							
	沖縄							
小計	9条7号	88	27	17	75	4		71
合計		88	27	17	75	4		71

注1 「援助の措置件数は、暴力団対策法第13条第1項に規定する援助の措置の実施件数を援助の申し出に係る命令の暴力的要求行為の種目毎に分類した。

2 援助の措置種別は、措置内容を暴力団対策法施行規則第14条第1項各号に規定する援助の措置種別に重複可として分類した。

暴対法によらない援助の措置状況

平成 13年中

都道府県	要求行為の種別	援助件数	援助の措置種別(重複可)					
			交渉回復のための連絡(1号)	連絡先等の教示(2号)	交渉に関する助言(3号)	センター事業の教示(4号)	民間団体等の紹介(5号)	警察施設の利用(6号)
北海道	刑法犯	1	1					
東北	青森							
	岩手							
	宮城							
北	秋田							
	山形							
福	島							
	警視庁	刑法犯 命令落ち	7 13	7 13		7 13		2
関東	茨城							
	栃木	刑法犯 命令落ち	1 1			1 1		1 1
	群馬							
	埼玉							
	千葉							
	神奈川							
	新潟							
東	山梨							
	長野	刑法犯	2				2	
中部	静岡							
	富山							
	石川							
	福井							
近畿	岐阜							
	愛知							
	三重							
大阪	京都							
	大阪	刑法犯 特別法犯 命令落ち	1 1 4	1 1 4		1 1 1		1 1 2
	兵庫	刑法犯 命令落ち	31 1	31 1	31 1		31	31 1
	奈良							
	和歌山	命令落ち	3			3		
中国	鳥取							
	岡山	命令落ち	1				1	
四国	広島							
	山口							
	徳島							
九州	香川	命令落ち	1		1	1		1
	愛媛							
	高知							
	福岡							
九州	佐賀							
	長崎	命令落ち	2	2		1		2
	熊本	命令落ち	2	2		2		2
	大分							
	宮崎							
九州	鹿児島							
	沖縄	刑法犯	2	1		2	1	
小計	刑法犯	45	41	31		11	34	33
	特別法犯	1	1			1		1
	命令落ち	28	22	2		22	1	11
合計		74	64	33		34	35	45

注1 「行為の種別」欄には、暴対法によらない行為として、犯罪行為(刑法犯)を「刑法犯」、犯罪行為(特別法犯)を「特別法犯」、中止命令の要件を満たさない行為であるが、被害回復交渉において被害者が、加害者である暴力団員等から危害等を加えられるおそれがある場合を「命令落ち事案」とし、これら3形態のみを表示した。

2 援助の措置種別は、措置内容を暴力団対策法施行規則第14条第1号各号に規定する援助の措置種別に重複可として分類した。

弁護士会等との連携状況

平成 14年3月6日現在

	三者協定 締結年月日	民暴研究会 設置年月日	その他の定例協議会等 (従前からの弁護士会等との連携会議等)	
北海道		H12.11.7	暴力団関係民事訴訟支援強化のための関係機関等意見交換会	
東	青森	H14.2.20	H14.2.20	青森県民事介入暴力対策連絡会
	岩手	H13.11.1	H13.11.1	
	宮城	H14.1.8	H14.1.8	民事介入暴力問題協議会
	秋田	H13.10.24	H13.10.24	警察・弁護士意見交換会
北	山形	H13.2.2	H13.2.2	民事介入暴力対策連絡会議
	福島	H13.6.8	H12.11.29	民事介入暴力情報連絡会
警視庁		H12.12.5	民事介入暴力被害者救済に関する懇談会	
関	茨城	H12.10.2	H12.10.2	民事介入暴力対策定例協議会
	栃木	H14.1.30	H13.2.8	民暴研修会
	群馬		H12.12.18	民事執行妨害対策連絡会
	埼玉		H13.10.31	民事介入暴力被害者救済に関する懇談会
東	千葉	H10.10.21	H12.12.12	千葉県民事介入暴力対策協議会
	神奈川	H11.7.12	H12.11.8	神奈川県民事介入暴力事案等協議会
	新潟		H14.1.10	新潟県被害者支援連絡協議会
	山梨	H13.2.1	H13.2.1	民事介入暴力対策研究会
中	長野	H12.2.15	H13.6.15	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡協議会
	静岡		H12.12.22	県警・暴追センター・民暴弁護士との協議会
	富山		H12.11.6	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡会議
	石川		H12.12.18	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡会議
部	福井		H13.2.15	民事介入暴力対策協議会
	岐阜		H12.9.27	民事介入暴力対策連絡懇話会
	愛知		H12.12.8	暴力団等対策連絡協議会
	三重		H13.2.2	三重県暴力排除対策連絡協議会
近	滋賀		H13.6.27	民事介入暴力対策協議会
	京都		H12.11.13	警察と民暴・非弁取締委員会との検討会
	大阪		H14.2.14	府警と民暴委員会との協議会
	兵庫		H13.12.18	兵庫県弁護士会との意見交換会
畿	奈良		H12.12.11	警察・弁護士・暴追センター三者連絡会議
	和歌山		H12.12.15	
中	鳥取		H13.7.3	
	島根		H13.4.9	
	岡山		H12.11.10	警察・弁護士・暴追センター三者連絡会議
国	広島		H12.11.10	警察・民暴委員会との意見交換会
	山口		H13.2.23	警察・弁護士・暴追センター三者勉強会
四	徳島	H14.3.6	H12.11.9	民暴弁護士との意見交換会
	香川	H13.3.29	H13.7.3	民暴委員会・警察・センター三者協議会
	愛媛		H13.6.15	警察・民暴委員会・暴追センターの意見交換会
国	高知	H12.11.7	H12.11.7	民暴委員会との連絡会
	福岡		H12.11.10	県警・県弁護士・県民会議連絡会
九	佐賀	H11.10.5	H13.12.3	民暴対策協議会
	長崎		H13.11.29	民暴協議会
	熊本	H13.1.22	H12.1.19	警察・民暴弁護士・暴追協・裁判所等との勉強会
	大分	H13.12.18	H13.12.18	民事介入暴力対策連絡協議会
州	宮崎	H12.10.3	H12.10.3	宮崎県民事介入暴力対策連絡協議会
	鹿児島	H12.2.1	H12.12.4	鹿児島県三者連絡会
	沖縄		H12.10.17	民暴相談委員連絡会議
合計	20県	47都道府県		

基本目標 3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

業績目標 2 資金源対策の徹底

(説明)

資金獲得犯罪の検挙、不正に獲得した収益のはく奪、暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令の発出、各種営業等からの暴力団排除等の資金源対策を徹底することにより、暴力団等の存立基盤の弱体化を図る。

資金源対策の徹底を図るために、資金獲得犯罪の検挙やこれに伴う国税当局等に対する課税措置通報の推進、組織犯罪捜査センターの設置、さらに平成12年2月の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の施行後においては、執務資料の作成、都道府県警察に対する個別の事件指導等を進めてきたところであるが、今後とも、あらゆる施策を講じて総合的な資金源対策を推進していく。

「中止命令」とは、指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その中止を命じる行政処分である。

「再発防止命令」とは、指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その指定暴力団員等が同様の行為を反復して行うおそれがあると認めるときに、その再発を防止するために必要な事項を命令する行政処分である。

[平成13年中に講じた施策]

組織犯罪捜査センターの設置

平成13年度予算において、暴力団が資金獲得活動を行うに当たり首都圏を中心に広域的に活動している現状をふまえて、東京都に広域暴力団等による組織犯罪の捜査の拠点となる組織犯罪捜査センターを設置するため、約288百万円を予算措置した。

教養の実施

- ・ 暴力犯捜査に従事し、又は従事予定である都道府県警察の警部(27名)を対象として、組織的犯罪処罰法違反事件の捜査要領等の修得を目的とした指定職種任用科(暴力犯特捜)を開催した。(3月)
- ・ 同様に、警部補及び巡査部長(計29名)を対象として、知能暴力犯捜査専科を開催した。(11月)
- ・ 捜査第二課及び生活環境課と共催により、警部補、巡査部長及び巡査(計24名)を対象として、財務捜査要領及びその前提となる簿記技能の修得を目的とした財務捜査専科を開催した。(4月～8月)

第13回アジア地域組織犯罪対策セミナーの開催

東南アジア、中国等のアジア諸国で組織犯罪対策を担当する捜査幹部の参加を得て、第13回アジア地域組織犯罪対策セミナーを開催し、我が国の暴力団並びに各国の国際犯罪組織の活動状況及び対策について情報交換を行った。本セミナーにおいては、マネー・ローンダリング対策をテーマの一つとした。(1月)

(平成14年1月17日付け広報資料『第14回アジア地域組織犯罪対策セミナーの開催について』参照)

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 暴力団員等による資金獲得犯罪の検挙状況を把握する。

(1) 伝統的資金獲得犯罪

古くからある暴力団の資金獲得犯罪には、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（ノミ行為等）が挙げられる。平成13年のこれらに係る暴力団構成員及び準構成員の検挙人員は1万2,100人で、総検挙人員の39.1%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は3,572人で、構成員の検挙人員全体の36.1%を占めている。

年次	9年	10年	11年	12年	13年
暴力団構成員及び準構成員の検挙人員	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917
覚せい剤	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298
恐喝	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070
賭博	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238
ノミ行為等	2,235	1,577	1,256	736	494
合計	14,405	13,695	13,653	12,910	12,100

「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

【事例】山口組傘下組織幹部らによるさい本引き賭博事件（兵庫）

山口組傘下組織幹部(35)らは、平成13年1月、県内にあるビルの一室において賭客数名を集め、張り札、さいころ等を使用して、俗にさい本引きと称する賭博を行い、その際、賭客から寺銭名下に金銭を徴収して利を図った。（同年6月検挙）

(2) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、自らが経営に関与する企業等を通じ、又は企業と結託するなどして経済活動に名を借りた様々な犯罪を引き起こし、資金を獲得している。

【事例】山口組傘下組織関係企業による住宅金融債権管理機構被害に係る中抜き詐欺事件(兵庫)

山口組傘下組織関係企業である不動産会社の代表取締役(55)らは、かねて同社所有にかかる土地建物を担保に旧住宅金融専門会社から4億5,000万円を借り入れていたが、返済が滞ったため、旧住宅金融専門会社から前記債権を譲り受けた住宅金融債権管理機構（現：整理回収機構）に対し、真実は本件土地を7,300万円で売却することが決まっていたにもかかわらず、これを秘し、平成9年8月ころ、「5,200万円で買い手が見つかった。経費を差し引いた5,000万円を返済に充てるので担保を抜いてもらえませんか。」等と虚構の事実を申し向け、5,000万円の返済を条件に抵当権等の抹消登記手続をさせて財産上不法の利益を得た（平成13年5月検挙）。

(3) 国際的な活動による資金獲得犯罪

暴力団は、国際犯罪組織等と結託し、又は来日外国人犯罪者と手を結ぶなどして資金獲得を図るために様々な犯罪を引き起こしている。

【事例】山口組傘下組織組員らによる公正証書原本不実記載・同行使（偽装結婚）事件（北海道）

山口組傘下組織組員(28)は、中国人女性らの日本への入国及び長期在留資格の取得のため、当該女性らと共謀の上、平成12年1月、市役所において、虚偽の婚姻届を提出するなどして、戸籍簿にその旨不実の記載をさせるとともに、これを同市役所に備え付けさせて行使した(平成13年2月検挙)。

- 2 暴力団員等が得た違法不当な収益のはく奪について、組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング罪の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その推進状況を把握する。(別紙1参照)

平成13年における暴力団等に係る組織的犯罪処罰法の適用・検挙状況については、同法第10条に規定する犯罪収益等隠匿事件を4件検挙、同法第11条に規定する犯罪収益等收受事件を2件検挙している。

また、同法第23条に規定する起訴前の没収保全命令が警察の請求により1件発出されている。

	12年	13年
マネー・ローンダリング(件数)	1	6

組織的犯罪処罰法は平成12年2月施行のため、平成11年以前の数値はない。また、数値は暴力団対策部門による検挙件数である。

- 【事例】山口組傘下組織会長らによる売春防止法違反事件に係る犯罪収益等收受事件(鹿児島)

山口組傘下組織会長らは共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成13年1月から6月までの間、約60回にわたり、複数のデートクラブ経営者から、みかじめ料等の名目で、それぞれ同経営者が売春の周旋業により得た犯罪収益等であることの情を知りながら、約510万円の犯罪収益等を收受した。(同年9月検挙)

- 3 暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令について、その発出件数を継続的に測定するなどにより、活用状況を把握する(別紙2参照)。

- (1) 中止命令の発出状況

平成13年における中止命令の発出件数は、2,238件で、前年に比べ、53件(2.4%)増加している。暴力団対策法施行(平成4年3月1日)後の中止命令の累計は、1万5,020件に上っている。

	9年	10年	11年	12年	13年
中止命令	1,737	1,900	2,275	2,185	2,238

- 【事例】住吉会傘下組織組員によるみかじめ料等要求行為に対する中止命令(千葉)

住吉会傘下組織組員(31)は、平成13年3月、県内の飲食店において、その経営者に対して、「この辺のシマを預かることになった。月々2万円を付き合いしてくれ。盆暮れの付き合いもしてほしい。変な客が来たらおれ達が来てやるから。」等と告げて、みかじめ料及び用心棒料を要求したことから、同年4月、中止命令を発出した。

- (2) 再発防止命令の発出状況

中止命令が、指定暴力団員等の行っている当該暴力的要求行為等の継続を禁止するものであるのに比べ、指定暴力団員等が反復して行うおそれのある不当な行為を広く禁止する再発防止命令は、暴力団の資金獲得等に与える打撃が大

きいことから、その積極的な運用に取り組んでいるところである。

平成13年における再発防止命令の発出件数は、96件で、前年と比べ、1件(1.1%)増加しており、暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、474件に上っている。

	9年	10年	11年	12年	13年
再発防止命令	60	43	25	95	96

【事例】工藤會傘下組織組員による不当贈与要求行為に対する再発防止命令
(長崎)

工藤會傘下組織組員(54)は、平成13年4月、人に対し、他人の債務の肩代わり名目で金銭を要求し、さらに同年5月、別の者に対し、指定暴力団の威力を示して、この債務の肩代わり名目で金銭を要求したことなどから、更に反復して類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認め、同年6月、人に対して、1年間この債務の肩代わり名目で金銭を要求することなどをしてはならない旨の再発防止命令を発出した。

4 各種業や公共事業からの暴力団排除に係る活動状況を把握する。

(1) 各種業からの暴力団排除活動

債権管理回収業からの暴力団排除

金融不良債権問題の迅速な処理がわが国の重要課題となっていることなどを背景に、平成11年2月、債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」という。)が施行された。サービサー法は、暴力団員等がその事業活動を支配することなどを債権管理回収業の許可をする上での欠格要件としており、これらの欠格要件の有無について、警察庁長官の法務大臣に対する意見陳述権等の規定が整備されている。なお、法施行から平成13年末までに、61社が債権管理回収業の許可を受けている。

また、サービサー法では暴力的不法行為等による被害の予防又は回復のための債権回収会社に対する警察庁長官の援助の規定が設けられており、法施行から平成13年末までに、39件の援助の措置が取られている。

産業廃棄物処理業からの暴力団排除

廃棄物処理法の一部改正に伴い、暴力団排除条項が新たに盛り込まれるとともに、警察本部長等の都道府県知事に対する意見陳述権等の規定が整備され、平成12年10月から施行された。これにより、許可時等において産業廃棄物処理業等から暴力団を排除することが可能となり、法施行から平成13年末までに、全国で73件の業者を産業廃棄物処理業等から排除している。

【事例】事業活動支配の認定による産業廃棄物処理業からの暴力団排除(沖縄)

沖縄旭琉会会長の関係する者が役員に就任している産業廃棄物処理業者について、同会長の当該業者に対する事業活動支配の実態を明らかにし、廃棄物処理法第23条の4の規定に基づき、沖縄県警察本部長から沖縄県知事に対して、適当な措置を取るよう求める意見陳述を行った結果、平成13年2月、同県知事は当該許可を取り消し、同業者を産業廃棄物処理業から排除した。

(平成13年2月)

建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除

建設業及び宅地建物取引業については、都道府県警察本部と都道府県知事部局及び国土交通省地方整備局等との申し合わせに基づき、情報連絡体制を整え、暴力団排除を推進している。

【事例】建設業法違反の検挙により東組関係企業の建設業許可を取消（大阪）

東組傘下組員の一連の事件から浮上した同組関係企業を建設業法違反で捜査したところ、実質経営者の東組傘下組員と行政書士らが共謀し、大阪府知事の建設業許可取得に際して虚偽申請をしたことを突き止め、同社代表者らを建設業法違反で検挙した結果、実質経営者の東組傘下組員は、建設業法違反で略式起訴され、罰金刑が確定した。

大阪府警察本部は、大阪府に対して、同企業が建設業法第29条第1項第2号に該当する旨を通報したところ、大阪府は、平成13年4月、同企業の建設業許可を取り消した。

【事例】宅地建物取引業法違反検挙により暴力団関係企業の排除（山形）

暴力団関係企業の内偵を進めた結果、宅地建物取引主任者は名義上のみであることを突き止め、同企業の経営者を宅地建物取引業法違反（免許不正取得等）で検挙した結果、同経営者は略式起訴され罰金処分となった。

山形県警察本部は、山形県に対してその旨を通報し、山形県が免許の取消処分を前提として関係者から事情聴取を行ったところ、平成13年7月、同企業の経営者が自主的に廃業届を提出し廃業した。

(2) 公共事業からの暴力団排除

公共事業から暴力団を排除するため、事業の発注者である地方公共団体の指名停止基準に暴力団排除条項を盛り込むことを従前から関係機関に申し入れており、今後も自治体との情報交換等連携を密にするとともに、「暴力団排除に関する合意書」を締結するなど、公共事業からの暴力団排除を積極的に推進している。

【事例】暴力団幹部に対し便宜供与を行っていた企業の公共工事からの排除（鳥取）

県内の自治体における公共工事の指名競争入札において、暴力団関係企業が落札できるよう、山口組傘下組織の威力を背景に他の業者に要求して入札を妨害した容疑、及び同企業が県内の建物解体工事に伴う産業廃棄物を不法投棄した容疑により同企業の代表取締役及び取締役を検挙した結果、それらの者の供述から、同企業は以前から山口組傘下組織幹部に対し、高額の金銭貸与を行うなどの便宜供与を行っていたことから、県に指名排除通報を行い、これを受けた県は、同企業を平成13年10月から24か月間の公共工事指名停止処分を行った。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：暴力団対策第二課

平成13年中の暴力団対策部門におけるマネー・ローンダリング行為及び没収保全命令に係る組織的犯罪処罰法適用状況

1 マネー・ローンダリング行為の検挙状況

No.	事 件 名	検挙県
1	山口組傘下組織幹部組員による競馬法違反（ノミ行為）に係る犯罪収益等隠匿事件（10条）	奈良県
2	山口組傘下組織会長らによる売春防止法違反に係る犯罪収益等收受事件（11条）	鹿児島県
3	稲川会傘下組織幹部組員による常習賭博に係る犯罪収益等收受事件（11条）	千葉県
4	稲川会傘下組織組員による貸金業法・出資法違反に係る犯罪収益等隠匿事件（10条）	青森県
5	山口組傘下組織幹部組員による野球賭博に係る犯罪収益等隠匿事件（10条）	愛媛県
6	國粹会傘下組織幹部らによるインターネットオークションを利用した広域にわたる偽造ハイウェイカード詐欺に係る犯罪収益等隠匿事件	埼玉

2 犯罪収益等に対する起訴前の没収保全命令の請求状況

No.	事 件 名	検挙県
1	山口組傘下組織関係企業による労働者派遣事業法違反に係る起訴前の没収保全命令（23条）	秋田県

暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令件数の推移

条項	形態	中止命令												再発防止命令											
		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	計	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	計		
1号	人の弱みにつけ込む贈与	1	2	8	4	2	6	2	4	2	4	35													
2号	不当請求	9	37	117	197	224	347	483	540	514	625	3		2				3	1	2	5	13			
3号	不当かみ	3	6	13	20	18	31	21	29	37	20			2			1		1	3		7			
4号	下心棒	8	51	73	120	127	150	147	144	203	180		6	3	5	4	9	3		7	8	45			
5号	高利貸	52	136	175	256	287	290	244	340	315	286	5	25	25	22	36	40	24	18	62	38	295			
6号	不当債権免除	9	10	8	10	7	10	16	23	15	19		1							1	1	3			
7号	不当債務付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											0			
8号	不当自己株式	8	36	116	146	165	193	243	175	177	148							1			4	5			
9号	不当信用取引	2	14	20	19	15	18	27	24	27	34										6	6			
10号	不当地上げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											0			
11号	不当販売	-	2	6	3	1	-	-	2	-	6											0			
12号	不当示談	-	4	2	1	1	1	2	2	1	12											0			
13号	不当縁を付けて	4	3	10	4	1	1	1	10	1	4											0			
14号	因縁を付けて	17	34	65	34	66	76	39	52	42	31											0			
小計		113	335	613	814	893	1,125	1,235	1,357	1,352	1,382	5	32	30	29	40	50	31	20	75	62	374			
10条	1項 暴力的要求行為の現場立会援助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	2	2	2	-	1	1	-	1	13		
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												0		
12条の3	準暴力的要求行為の要求	-	-	8	36	66	90	148	178	372	311												0		
12条の5	準暴力的要求行為	-	-	8	36	66	90	148	178	372	311	1	2	2	2	2	2	0	1	0	1	1	13		
16条	1項 少年に対する加入強要・勧誘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												0		
2項	少年に対する加入強要・勧誘	15	26	38	41	47	29	40	48	44	56			2					3		3	4	12		
3項	少年に対する加入強要・勧誘	7	10	12	17	11	6	5	2	3	24							1				2	3		
17条	1項 威迫による加入強要・勧誘	21	60	92	104	175	188	211	186	168	160			1	1	1	4	4	1	1	7	10	29		
2項	威迫による加入強要・勧誘	84	134	204	198	169	178	166	238	219	239	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	16	31		
3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	-	33	59	77	71	61	64	68	48	48										2		2		
小計		127	263	405	437	473	462	487	543	482	530	1	1	4	2	1	6	8	2	20	32	77			
17条	1項 配下組員に対する加入の強要の命令等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			1									1		
2項	他の組員に対する加入の強要の依頼等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												0		
20条	指詰め	-	1	1	2	-	1	-	1	2	11												0		
21条	1項 配下組員に対する指詰め	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												0		
2項	他の組員に対する指詰め	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												0		
24条	少年に対する入れ墨の強要	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-												0		
25条	少年に対する入れ墨の強要	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												0		
29条	事務所における禁止行為	1	3	2	1	-	1	-	2	-	4												0		
小計		241	610	1,057	1,321	1,456	1,737	1,900	2,275	2,165	2,238	7	35	37	33	43	60	43	25	95	96	474			

※ 少年脱退措置命令については、平成10年中に5件、平成11年中に1件発出。
 ※ 事務所使用制限命令については、平成11年中に5件（山口組対國粹会）、平成13年中に8件（極東会对松業会3件、國粹会内紛5件）発出。

基本目標 3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

業績目標 3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去

(説明)

銃器等を用いた対立抗争事件等が市民社会の大きな脅威となっていることから、暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の積極的活用や銃器等の取締りの徹底による対立抗争の拡大防止等を図ることにより、暴力団等が市民社会に及ぼす危険を除去し、一般市民の平穏な生活を確保する。

これまでも、この種の事件の封圧、実態解明を図るため関係被疑者の検挙を徹底し、事務所使用制限命令のさらなる定着を図るため執務資料の作成、都道府県警察に対する個別の指導・調整を進めるなどしてきたところであるが、今後とも、あらゆる施策を講じて、銃器の摘発や対立抗争の封圧をより一層推進していく。

[平成13年中に講じた施策]

全国会議の開催及び公開ポスターの配布

各管区警察局長及び各都道府県警察本部暴力団取締担当課長等を招致して、対立抗争時の銃器使用殺人事件やけん銃共同所持事件の被疑者として指名手配中の暴力団員の追跡強化に関する全国会議を開催するとともに、かかる暴力団員の公開ポスター約20万枚を配布し、宿泊施設等における掲示を推進した。(1月)

けん銃共同所持事件指名手配被疑者の五代目山口組幹部を同年7月、栃木県下において検挙した。

組織的犯罪処罰法の加重処罰規定の適用

執務資料の作成や都道府県警察に対する個別の事件指導を通じて、組織的犯罪処罰法の加重処罰規定の適用を推進した。

団体の不正権益たる縄張を維持する目的で敢行された殺人未遂事件の被疑者2名について、殺人未遂罪での検挙、起訴、訴因変更による組織的犯罪処罰法の適用を経て、平成13年12月、それぞれ懲役14年の判決を得た。

教養の実施

警察庁が主催する各種教養の機会に、警察庁や事務所使用制限命令発出県の担当官から、けん銃摘発、対立抗争事件捜査及び事務所使用制限命令の要領について教養を実施した。

暴力団対策法の運用に従事し、又は従事予定である都道府県警察の警部及び警部補(計66名:2月に26名、9月に40名)を対象として、暴力団対策法運用専科を開催した。(2月及び9月)また、指定職種任用科(暴力犯特捜)及び知能暴力犯捜査専科の開催については、業績目標2参照。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 暴力団の対立抗争事件及び暴力団等による銃器発砲事件について、その件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。（別紙参照）

(1) 対立抗争事件

平成13年の対立抗争事件数は5件、対立抗争に起因するとみられる不法事案の発生回数は81回で、前年に比べ、発生回数で63回増加している

	9年	10年	11年	12年	13年
対立抗争事件	6(53)	11(48)	11(46)	5(18)	5(81)

特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを1事件とし、対立抗争当事者間の攻撃回数の合計を括弧内に記載している。

【事例】稲川会対二率会の対立抗争事件（神奈川県）

平成13年3月、県内において、二率会傘下組織事務所及び組長宅の計7か所が襲撃され、稲川会傘下組織事務所2か所にけん銃が撃ち込まれるなど、稲川会対二率会の対立抗争に関連するとみられる暴力行為事件が13件発生した（同年6月末までに銃刀法違反等で7名を検挙、けん銃10丁を押収）。

(2) 銃器発砲事件

平成13年における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生回数は178回で、前年に比べ86回増加している。これらの銃器発砲事件により24人が死亡、20人が負傷しており、前年に比べ、死者で7人増加、負傷者で4人減少している。

	9年	10年	11年	12年	13年
銃器発砲事件	124	134	133	92	178

【事例】稲川会傘下組織組員らによるけん銃発砲を伴う殺人未遂等事件（神奈川県）

稲川会傘下組織組員らは、同傘下組織が川崎市内の縄張において不正権益を維持する目的で、同じ川崎市内を活動拠点とする二率会傘下組織の住吉会への加入を阻止するため、二率会傘下組織構成員を射殺しようと企て、ほか数名と共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成13年3月、県内路上において、二率会傘下組織構成員2名に対し、所携のけん銃を発射し、同構成員らに命中させたが、それぞれ傷害を負わせたにとどまり、もって不特定若しくは多数の者の用に供される場所においてけん銃を発射するとともに団体の不正権益を維持する目的で人を殺害しようとしたがその目的を遂げなかった（同年5月に殺人未遂等で検挙、同年7月に組織的犯罪処罰法違反に訴因変更）。

【事例】山口組傘下組織幹部らによる産婦人科院長に対するけん銃使用殺人事件（岐阜）

山口組傘下組織幹部(23)らは、遺産相続のトラブルをめぐって、産婦人科院長の妻から、同院長の殺害を依頼され、平成13年1月、県内において、同院長の頭部にけん銃弾を発射して射殺した（同年5月までに被疑者6名を検挙、使用されたけん銃部品を押収）。

- 2 暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令について、その発出件数を継続的に測定するなどにより、推進状況を把握する。（参考資料『事務所使用命令の概要』参照）

	9年	10年	11年	12年	13年
事務所使用制限命令	0	0	5	0	8

【事例】極東会对松葉会の対立抗争事件における事務所使用制限命令（東京、栃木）

平成13年3月、県内で極東会傘下組織組員(29)が松葉会傘下組織幹部を射殺し、次いで、同月下旬、都内で極東会傘下組織組員射殺事件が発生して以降、両団体の対立抗争が激化し、対立に関連すると見られる暴力行為事件の発生は20件（うち発砲18件）に上った。このため、同年4月、東京都及び栃木県の公安委員会は、極東会傘下組織及び松葉会傘下組織事務所計3か所について、3か月間の使用を制限する事務所使用制限命令を発出した。

【事例】國粹会の内部抗争における事務所使用制限命令（東京）

國粹会執行部が傘下組織組長の絶縁を決定したことに関し、これに反発する國粹会内の集団とそれ以外の集団の相互間に対立が生じ、平成13年4月から6月にかけて、対立に関連すると見られる暴力行為事件の発生は31件（うち発砲30件）に上った。このため、同年7月、東京都公安委員会は、國粹会の総本部事務所及び傘下組織事務所計3か所について、3か月間の使用を制限する事務所使用制限命令を発出した。

さらに、同年7月、この抗争事件に関し、國粹会傘下組織事務所計2か所について、同様に命令を行った。

- 3 暴力団等からのけん銃の押収について、暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数を継続的に測定することにより、その推進状況を把握する。

平成13年における暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数は591丁で、前年に比べ27丁増加している。

なお、ペンシル型銃及びマカロフ型けん銃の押収の大幅な増加が特徴である。

	9年	10年	11年	12年	13年
けん銃押収丁数	761	576	580	564	591

【事例】山口組傘下組織関係者らによるけん銃密造事件（愛知）

山口組傘下組織関係者(58)らは、通商産業大臣の許可を受けず、かつ法定の除外事由がないのに、平成12年9月ころから同年11月下旬までの間、県内にある工場内において、ペンシル銃89丁を製造し、さらに、そのころ、自宅において銃砲弾336発を製造した（平成13年5月検挙）。

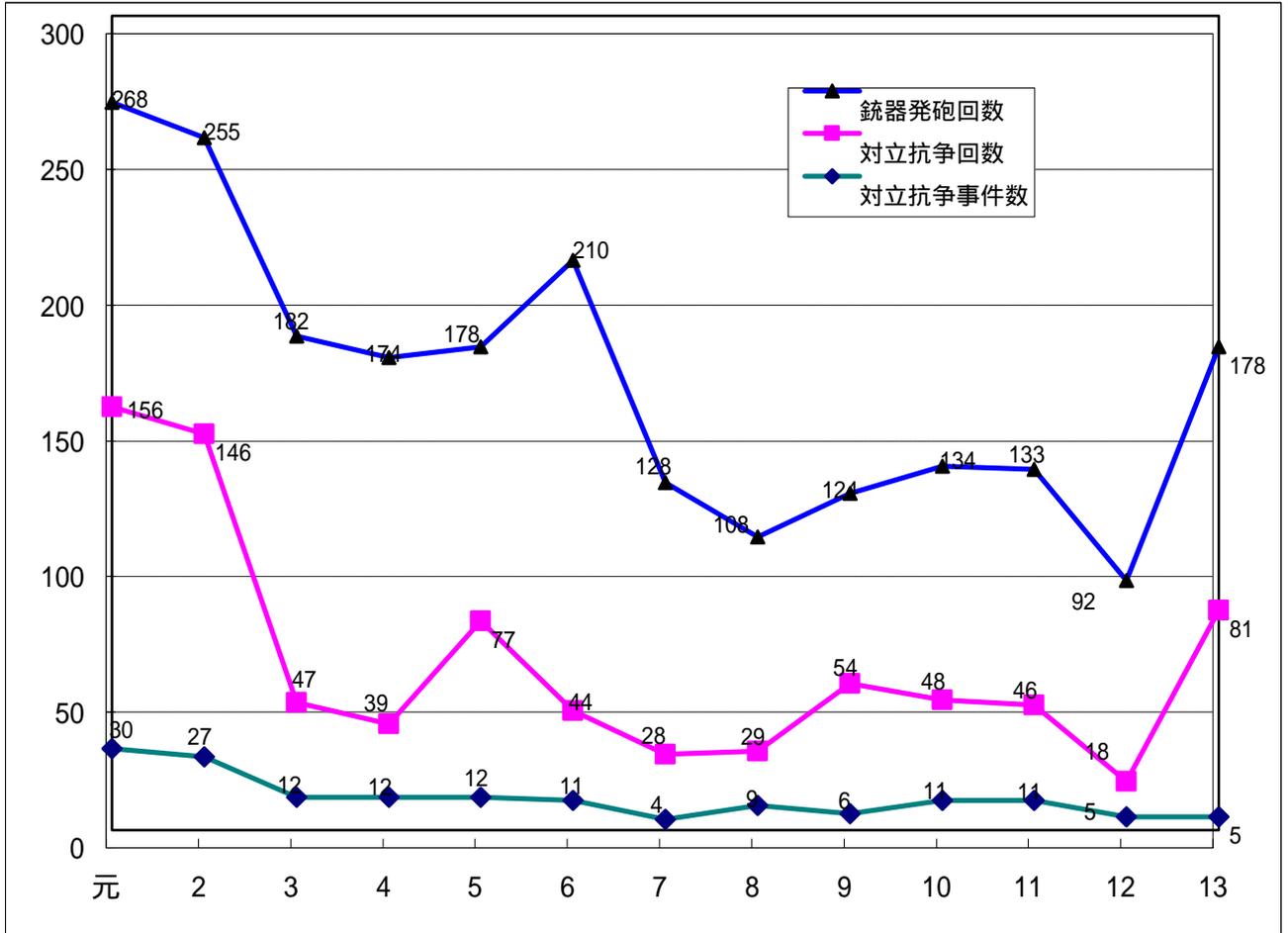
【事例】山口組傘下組織幹部らによる銃刀法違反事件（福岡）

山口組傘下組織幹部(46)は、法定の除外事由がないのに、平成13年4月、県内所在の倉庫内に、けん銃5丁及び実包142個を隠匿所持した（同年4月検挙）。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：暴力団対策第二課

対立抗争事件、銃器発砲事件の発生状況



年次	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
対立抗争事件数	30	27	12	12	12	11	4	9	6	11	11	5	5
対立抗争回数	156	146	47	39	77	44	28	29	54	48	46	18	81
銃器使用回数	142	118	47	29	75	38	28	25	41	39	42	16	71
銃器使用率	(91.0)	(80.8)	(100.0)	(74.4)	(97.4)	(86.4)	(100.0)	(86.2)	(75.9)	(81.3)	(91.3)	(88.9)	(87.6)
死者数	4	16	5	5	4	4	1	2	3	4	3	1	4
負傷者数	40	29	10	9	11	10	1	8	20	20	12	9	15
銃器発砲回数	268	255	182	174	178	210	128	108	124	134	133	92	178
死者数	19	35	23	17	16	29	21	14	16	13	22	17	24
負傷者数	75	65	45	32	34	24	21	27	21	28	20	24	20

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進

(説明)

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、シートベルトの着用・チャイルドシートの使用についての普及啓発等の交通安全活動を推進することにより国民の交通安全意識を高め、交通の安全を確保する。

[平成13年中に講じた施策]

交通安全教育推進パイロット事業の実施

交通安全教育の実施主体(自治体等)間の任務分担により、地域の実態に応じた効果的な交通安全教育を推進するとともに、地域における交通安全教育指導者を育成することを目的として、平成12年度、平成13年度の2か年事業により、全国に100か所設定した推進モデル地区において、推進協議会を設置し、地域の実情に応じた推進重点を定めて推進した(別紙参照)。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施状況を把握する。
交通安全教育及び普及啓発活動を行うに当たって、交通安全教育指針に基づき、幼児から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的に交通安全教育を行うとともに、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れた交通安全教室を実施した。

【事例】

春と秋の全国交通安全運動期間中を中心に、交通安全意識の高揚と交通安全活動の推進を図るため、道路交通の諸場面における自らがヒヤリとした実体験を気軽に語り合いながら「ヒヤリ地図」(危険体験地図)を作成する参加型交通安全活動を全国的に展開した。

自治体、交通安全関係団体、交通ボランティア等と連携の上、指定自動車教習所を利用して、地域の幼児から高齢者までの全年齢層を対象とした運転適性検査、自転車の安全な乗り方講習会、交通安全スタンプラリー、シートベルト・チャイルドシート着用効果体験コーナー等「参加・体験型」の交通安全教室をイベント形式で実施した。(三重県)

- 2 高齢者に対する交通安全教育の実施状況を把握する。

昨年の高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は、3,216人で全体の約36.8%を占め、一昨年の平成12年中の高齢者の交通事故死者数に比べ50人(1.6%)の微増であった。

高齢者に対する交通安全教育については、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は、運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるなど、交通事故実態に応じた具体的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行ったほか、関係機関・団体と連携して、高齢者の各種催し等の機会を活用した交通安全教育を実施した。

【事例】

高齢者交通事故防止対策の一環として、高齢運転者を対象に、県内の指定自動車教習所の教習コースを利用し、運転適性診断、安全走行、技能走行等の実

車講習を行うことにより、個々の運転癖を矯正し、身体機能の変化の自覚等を体験させる参加・体験型の「高齢ドライバー安全運転大会」を開催した。

(三重県)

緊急地域雇用特別交付金事業として雇用した高齢者交通指導員を各警察署に配置し、管内の運転免許を持たない、又は、交通安全講習会等の受講する機会のない老人クラブ等未加入者などの高齢者に対する高齢者世帯の訪問活動による交通安全指導等を実施した。(岡山県、愛知県等)

3 シートベルトの着用率を継続的に測定する。

平成13年のシートベルト着用率については、運転席は、一般道路は前年比0.7%、高速道路は前年比0.6%の増加となっている。助手席については一般道路は前年より1.7%増加したが、高速道路は前年より1.3%減少した。

全体的には、高い数値で推移しているが、今後も自治体を始めとする関係機関・団体等と連携をして、引き続き、あらゆる機会にシートベルトの着用効果と呼び掛けるなどの広報啓発活動を展開し、着用率の向上を図る。

(過去5年間のシートベルトの着用率)

	9年	10年	11年	12年	13年
一般道路(運転席)(%)	86.6	86.5	88.1	88.8	89.5
一般道路(助手席)(%)	78.3	77.4	81.0	79.3	81.0
高速道路(運転席)(%)	93.6	94.3	95.2	96.2	96.8
高速道路(助手席)(%)	88.4	89.0	92.7	92.1	90.8

* いずれも秋の全国交通安全運動実施期間中の調査。

4 チャイルドシートの使用率を継続的に測定する。

平成13年のチャイルドシート使用率調査では、6歳未満で前年比1.6%使用率が増加した。使用率の向上には、春・秋の全国交通安全運動等の機会にチャイルドシートの普及促進キャンペーン等を関係機関・団体と連携しながら、重点的・集中的に実施するとともに、自治体や交通安全協会等の団体が実施しているチャイルドシートの無料貸し出し制度等の活用に向けた支援を行ったことが寄与していると考えられる。今後もあらゆる機会をとらえて、関係機関・団体と緊密な連携によるチャイルドシート使用促進の施策を推進する。

(過去3年間のチャイルドシートの使用率)

	11年	12年	13年
6歳未満計(%)	31.5	71.5	73.1
0~12か月(%)	43.2	81.4	79.3
1~4歳(%)	32.1	72.1	74.4
5歳(%)	23.3	63.8	66.3

(注) 0~12か月、1~4歳、5歳は6歳未満計の内訳を表す。

* いずれも秋の全国交通安全運動実施期間中の調査。

** 平成11年から平成12年の使用率の向上は、平成11年の道路交通法の改正により、チャイルドシートの使用の義務付けに関する規定が整備され、平成12年4月1日に施行されたことによると考えられる。

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：交通企画課

交通安全教育推進パイロット事業における各都道府県の状況

(平成13年3月31日現在)

管区	都道府県	管轄警察署	推 進 重 点	推 進 協 議 会 会 長	設置年月日	備 考	
北 海 道		札幌方面東警察署	シートベルト, チャイルドシート	警察署長	7月10日		
		釧路方面帯広警察署	シートベルト, チャイルドシート	交通安全協会会長	6月29日		
東	青 森	青森警察署	高齢者	交通安全協会会長	4月13日		
		八戸警察署	幼児, 児童	交通安全協会会長	10月10日		
	岩 手	水沢警察署	高齢者, 中学生, 高校生	市長	6月12日		
		盛岡西警察署	高齢者, 幼児	町長	7月4日		
	宮 城	仙台東警察署	中学生	交通安全協会会長	6月1日		
		石巻警察署	高齢者	交通安全協会会長	5月17日		
	秋 田	角館警察署	高齢者	交通安全協会会長	4月6日		
		男鹿警察署	自転車利用者	交通安全協会会長	4月17日		
	山 形	南陽警察署	高齢者	交通安全協会会長	6月30日		
		鶴岡警察署	高齢者	交通安全協会会長	6月30日		
	北	福 島	喜多方警察署	高齢者	交通安全協会会長	5月19日	
			富岡警察署	幼児, 児童	警察署長	5月10日	
	警 視 庁		神田警察署	高齢者	交通安全協会会長	10月12日	
			池上警察署	高齢者, 高校生	交通安全協会会長	6月26日	
本富士警察署			高齢者, 高校生	交通安全協会会長	10月10日		
関	茨 城	水戸警察署	高齢者	市民環境部長	7月12日		
		石岡警察署	高齢者	町総務課長	7月17日		
	栃 木	佐野警察署	高齢者	交通安全協会会長	7月31日		
		真岡警察署	高齢者	老人クラブ連合会会長	7月7日		
	群 馬	大泉警察署	高齢者, 児童, 中学生	交通安全協合理事長	7月6日		
		桐生警察署	高齢者, 中学生	市長	7月10日		
	埼 玉	行田警察署	高齢者	警察署長	5月2日		
		越谷警察署	児童, 中学生, 高校生	警察署長	4月11日		
		川口, 武南警察署	高齢者	警察署長	9月7日		
	千 葉	佐原警察署	児童, 中学生, 高校生	町長	4月1日		
		市原警察署	高齢者	市長	6月16日		
	神 奈 川	中原警察署	幼児, 幼児の保護者	交通安全対策協会会長	7月17日		
		青葉警察署	児童	小学校長	7月17日		
		鎌倉警察署	高齢者	老人クラブ連合会会長	7月18日		
	新 潟	新発田警察署	高齢者	交通安全協会会長	6月1日		
		上越南警察署	高齢者	市交通安全指導隊副隊長	6月1日		
	山 梨	日下部警察署	高齢者, 高校生	交通安全協会会長	6月28日		
		富士吉田警察署	高齢者, 児童	交通安全協会会長	5月9日		
	東	長 野	長野中央警察署	高齢者	老人クラブ連合会会長	6月1日	
			諏訪警察署	高齢者	安管協支部事務局長	6月23日	
静 岡	焼津警察署	児童	小学校長	10月24日			
	浜松中央警察署	高齢者	自治会連合会会長	9月28日			
中	富 山	高岡警察署	高齢者	地域交通安全活動推進委員協議会会長	5月29日		
		富山警察署	高齢者	交通安全協会会長	6月12日		
	石 川	金沢東警察署	高齢者	交通安全協会会長	7月14日		
		輪島警察署	高齢者	交通安全協会連合会会長	9月1日		
福 井	鯖江警察署	高齢者	地域交通安全活動推進委員協議会会長	7月6日			
	丸岡警察署	高齢者	地域交通安全活動推進委員協議会会長	9月14日			
岐 阜	高山警察署	高齢者	市長	7月4日			
	麓老警察署	高齢者	町長	7月17日			
愛 知		西警察署	高齢者	区長	5月30日		
		岡崎警察署	高齢者	市長	6月1日		
		豊橋警察署	高齢者, 高校生	市長	5月23日		

管区	都道府県	管轄警察署	推 進 重 点	推 進 協 議 会 会 長	設置年月日	備 考	
中部	三重	松阪警察署	若年者	交通安全協会会長	8月31日		
		鈴鹿警察署	児童	市教育長	8月1日		
近畿	滋賀	今津警察署	高齢者	交通安全協会副会長	5月29日		
		守山警察署	高齢者	交通安全協会副会長	5月24日		
	京都	松原警察署	高齢者	警察署長	6月29日		
		下鴨警察署	自転車利用者	中学校長	5月31日		
	大阪	貝塚警察署	歩行者, 自転車利用者	市長	6月2日		
		和泉警察署	歩行者, 自転車利用者	市長	6月20日		
		八尾警察署	歩行者, 自転車利用者	市長	7月4日		
	兵庫	宝塚警察署	高齢者	市長	8月30日		
		赤穂警察署	高齢者	市環境生活部長	6月5日		
	奈良	高田警察署	高齢者	町長	6月28日		
		天理警察署	高齢者	市長	6月29日		
	和歌山	岩出警察署	高齢者, 児童	警察署長	3月31日		
		新宮警察署	高齢者, 児童	警察署長	3月30日		
	中国	鳥取	鳥取警察署	高齢者, 若年者	警察署長	6月21日	
米子警察署			高齢者, 児童, 中学生, 高校生	市長	6月23日		
島根		松江警察署	高齢者, 幼児	市交通安全教育指導推進委員会会長	6月27日		
		浜田警察署	高齢者, 幼児, 児童, 中学生, 高校生	市交通安全地区協力員連絡協議会委員長	8月22日		
岡山		岡山西警察署	高齢者, 児童	市総務局長	6月2日		
		倉敷警察署	児童	市市民部長	6月30日		
広島		広島北警察署	高齢者, 児童	警察署長	6月15日		
		吉田警察署	高齢者	町長	8月11日		
山口		宇部警察署	高齢者, 児童	警察署長	5月10日		
		下松警察署	高齢者, 児童	警察署長	5月9日		
四国		徳島	池田警察署	高齢者	町長	7月12日	
			鳴門警察署	高齢者	交通安全協会会長	4月28日	
		香川	高松東警察署	高齢者	町長	7月28日	
			丸亀警察署	高齢者	市長	7月14日	
	愛媛	大洲警察署	高齢者	市長	5月15日		
		松山東警察署	中学生, 高校生	市長	6月12日		
	高知	南国警察署	高齢者	市長	5月22日		
		清水警察署	高校生	PTA 会長	5月31日		
	九州	福岡	大牟田警察署	高齢者, 高校生	市長	9月21日	
			筑紫野警察署	高齢者, 小学生	交通安全協会会長	9月18日	
直方警察署			高齢者, 幼児	市長	8月21日		
佐賀		伊万里警察署	高齢者, 成人, 幼児	警察署長	6月1日		
		諸富警察署	高齢者, 児童	町長	9月20日		
長崎		長崎警察署	高齢者, 幼児, 児童, 中学生, 高校生	交通安全協会会長	7月26日		
		大村警察署	高齢者, 自転車利用者	市安全対策課長	6月5日		
熊本		本渡警察署	高齢者	交通安全協会会長	5月16日		
		玉名警察署	高齢者	交通安全協会会長	5月31日		
大分		中津警察署	高齢者, 若年者	交通安全協会会長	6月30日		
		佐伯警察署	高齢者, 若年者	警察署長	6月13日		
宮崎		えびの警察署	高齢者, 児童	市長(予定)	9月29日		
		高鍋警察署	高齢者	警察署長	7月27日		
鹿児島		宮之城警察署	高齢者	町長	7月31日		
		加治木警察署	高齢者	町長	7月21日		
沖縄		浦添警察署	高校生	交通安全協会会長	10月26日		
		与那原警察署	高齢者	町長	9月27日		

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進

(説明)

初心運転者等に係る事故率は、依然として高い率で推移していることから、運転免許試験、指定自動車教習所の水準向上等に係る諸施策を充実させることにより、交通の安全を確保する。

[平成13年中に講じた施策]

各都道府県警察において、指定自動車教習所における自動車の運転に関する教習の適正な水準が確保されるよう、平成13年から、各都道府県警察のホームページ等において、教習所卒業者の初心運転者の事故率など教習の水準に関する情報の公表を進めた。

各都道府県警察において、教習所指導員の資質向上のための講習、指定自動車教習所に対する随時検査等を実施した。

平成13年の道路交通法改正により、第2種免許に係る路上試験の導入、取得時講習の義務付け等の運転者対策の推進を図るための規定の整備を行った。

(別紙参照)

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 初心運転者等に係る交通事故率()を継続的に測定する。

普通免許、大型自動二輪免許及び普通自動二輪免許の初心運転者等に係る交通事故率については、平成10年(平成9年免許取得者)以後増加傾向にある。

() 免許を取得した者のうち、免許取得後1年間に交通人身事故を起こした者の比率をいう。

免許を取得した年	8年	9年	10年	11年	12年
普通免許(%)	1.65	1.60	1.63	1.70	1.84
大型自動二輪免許(%)	1.31	1.14	1.16	1.41	1.53
普通自動二輪免許(%)	1.65	1.66	1.62	1.73	1.73

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：運転免許課

道路交通法の一部を改正する法律の概要

1 運転免許証の更新を受ける者の負担の軽減

免許証の有効期間を、現行の3年（優良運転者は5年）から、初心者や一定以上の違反経歴者を除き、原則として5年とする。

更新期間を、現行の1か月から2か月に延長する。

優良運転者は、住所地以外の都道府県公安委員会を經由して、更新の申請ができるようにする。

2 運転者対策の推進

二種免許の取得に関し、路上試験と応急救護等の講習を受けることとする。また、運転代行業の場合も二種免許を要することとする。

〔* 政令事項：二種免許についても、指定教習所制度の対象とし、検定による技能試験免除を導入する。〕

一定の障害がある場合を欠格事由としてきたことを改め、身体的能力及び知的能力については、すべて試験で判断することとする。

（試験でみることのできない事由に係るものを除く。）

更新時に高齢者講習の受講を要する者の範囲を、現在の75才以上から、原則として、70才以上に拡大する。

（チャレンジ講習に合格した場合は、より簡易な講習でよいこととする。）

運転免許証の記載事項の一部を電磁的記録でもよいこととする。

3 悪質・危険運転者対策等の強化

ひき逃げ、飲酒運転、無免許運転、共同危険行為等に対する罰則を引き上げる。

4 交通の安全と円滑を図るための施策

肢体不自由である運転者が自動車にマークを表示した場合に、他の運転者は幅寄せ、割り込みをしてはならないこととする。

交通情報提供に関する指針を定めることとするとともに、交通状況予測を行う交通情報提供事業者に届出制を導入する。

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進

(説明)

重大交通事故に直結し、かつ、国民から取締り要望の強い悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを行うとともに、多発する交通事故事件に対して適確に対処するため、科学的な事故事件捜査の推進により交通事故事件捜査を強化し、さらには、国民の平穏で安全な生活を守るため、暴走族に対する総合的な対策等を推進することにより交通秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保する。

[平成13年中に講じた施策]

飲酒運転の取締りの強化

交通死亡事故等の重大事故に直結する危険性が高い飲酒運転に対し、忘年会等飲酒の機会が増える年末に全国一斉飲酒運転取締りの実施を行うなど、積極的な取締りを実施した(平成13年中の取締り件数:22万2,301件)。

交通事故鑑定に関する教育・訓練の推進等

交通事故捜査の手法を系統的に整理し、第一線の交通事故捜査員の教養資料とするため、「交通事故事件捜査の高度化に関する調査研究」を開始した(平成13年度から2年計画で実施)。

交通事故自動記録装置の整備・運用

平成12年度の補正予算により、交通事故自動記録装置を整備し、平成13年4月1日からその運用を開始した。

地方警察官の増員

平成13年度地方警察官増員要求において、386人の増員を措置し、交通事故事件捜査をより適正かつ密に行うための体制の確立を図った。

暴走族に対する総合的な対策の実施状況

警察庁を始めとする暴走族対策関係省庁8省庁により、**暴走族対策の強化についての申合せ**を行い、政府一体となった暴走族対策をより一層強力に推進していくこととした。(2月)

平成13年4月から、少年問題・暴走族問題に関する学識経験者・有識者により構成される「暴走族への加入防止等施策検討懇談会」を開催し、11月に、**暴走族への加入防止、離脱促進対策の強化に向けての提言**の取りまとめを行った。

道路交通法の改正

平成13年の道路交通法改正により、悪質・危険な運転者に対する対策等を強化するため、救護義務違反、酒酔い運転、共同危険行為、無免許運転等をした者に対する罰則を引き上げた。(業績目標2の別紙参照)

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率()を継続的に測定する。
平成13年の交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率は15.4%で、平成

12年の構成率に比べ、0.5ポイント減少した。なお、発生件数は1,191件で、平成12年の発生件数1,276件に比べ85件減少した。

() 原付以上の車両の運転者が第1当事者の交通死亡事故件数のうち、第1当事者が飲酒していたものの比率をいう。

	9年	10年	11年	12年	13年
構成率(%)	14.7	15.6	15.8	15.9	15.4

2 交通事故鑑定に関する教育・訓練の実施状況を把握する。

都道府県警察の警部補等を対象として、交通事故捜査員に交通工学、自動車工学等を含むより専門的、科学的な知識を習得させ、交通事故事件捜査に活用させるため、衝突実験に基づく事故解析等を内容とする「交通事故鑑定専科」を実施している(別紙1参照)。

	11年度	12年度	13年度
交通事故鑑定専科受講者(人)	24	84	84

平成12年度及び平成13年度については28人×3回。

3 捜査支援資機材の整備状況を把握する。

交通事故自動記録装置は、センサー部(ビデオカメラ、マイク)及び本体(音源識別部、画像メモリー、VTR)から構成されており、交差点内で交通事故が発生した場合、衝突音やスリップ音等を感知して、その前後の状況を自動的に記録するものであり、平成13年4月から28都道府県において運用を開始している(別紙2参照)。

	13年度
交通事故自動記録装置の整備(基)	350

【事例】

信号機が設置された交差点における普通自動車同士のいわゆる出会い頭事故で、当事者の言い分が違うことから、記録画像を確認したところ、一方当事者の赤信号無視が客観的に判明した。(埼玉県)

4 暴走族に対する総合的な対策の実施状況を把握する(別紙3参照)。

- ・ 6月に暴走族取締り強化期間を実施するなど、暴走族に対する取締りを強化したことにより、平成13年中の逮捕者は8,400人に上るとともに、その数は年々増加している。
- ・ 暴走族による、年末年始の「初日の出暴走」に対し、機動隊等を含む延べ4万3,000人の警察官を動員して取締りを実施し、暴走行為の封圧を図った。
- ・ 警察の取締り、加入防止対策等により、平成13年中の暴走族の構成員数、い集・走行回数及び110番通報件数は、前年と比べ減少した。

分析結果：(評価期間未了)

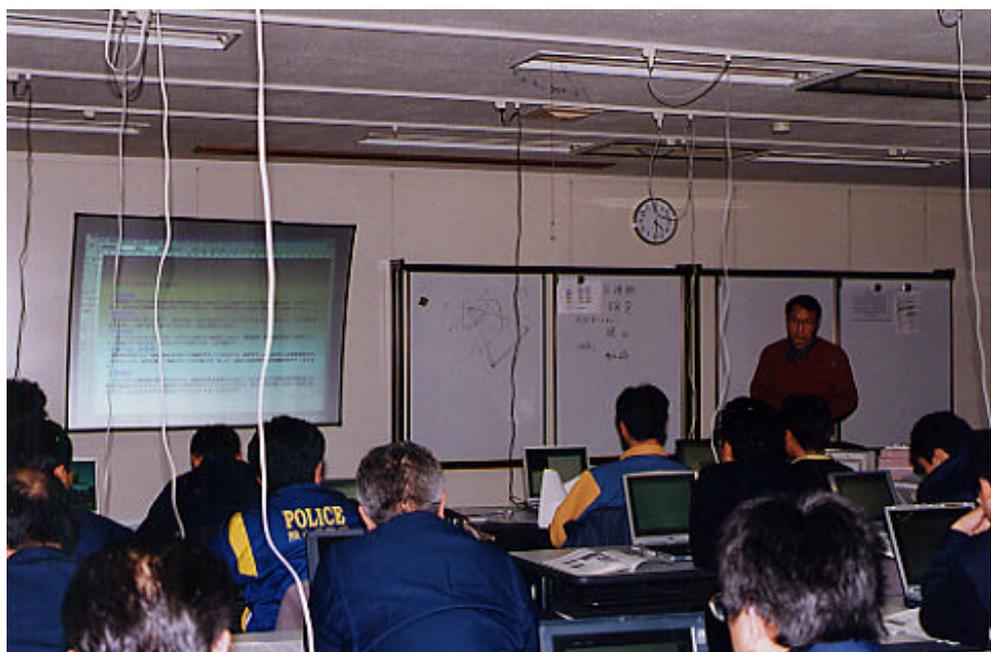
政策所管課：交通指導課

- 交通事故鑑定専科 -

ダミーを用いた衝突実験の検証状況



パソコンによる高越事故実況見分図面の作成実習



- 交通事故自動記録装置 -

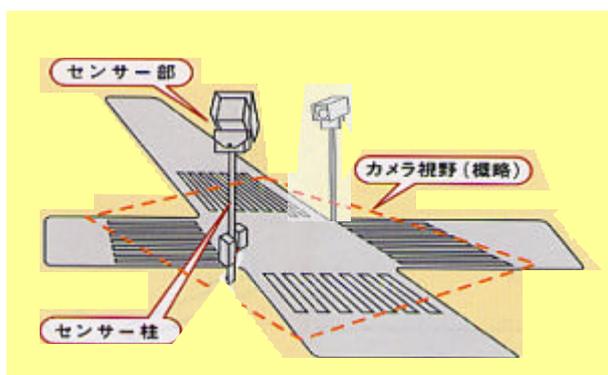
交通事故自動記録装置の整備により、科学的な交通事故事件捜査を推進。

特徴

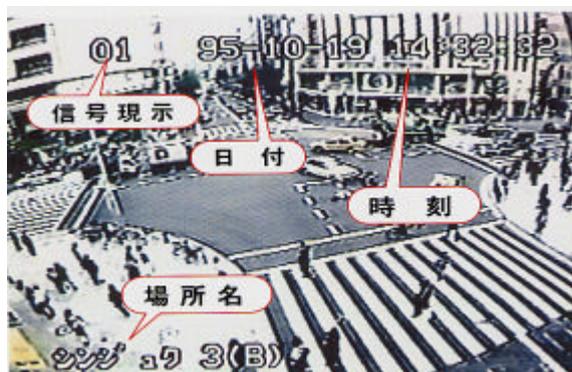
- ～ 交差点内で発生した交通事故の「直前」～「直後」の状況をVTRに記録。
- ～ 事故映像、信号現示、ブレーキ音等が記録され、事故捜査の鑑定に活用。

交通事故自動記録装置では、事故発生時に当該交差点の各信号機がどのような表示（信号現示）をしていたかが判別できるようになっている。

概略図



画面



自動記録画像の状況



上記の画像は、試験的に、信号機が設置されておらず、かつ、一時停止規制が行われている交差点に装置を設置し、同交差点に進入した貨物自動車と乗用自動車とが衝突した状況（貨物自動車が優先道路を通行中）を撮影したもの。

自動記録画像を再生することにより、衝突の前後における車両の挙動（一時停止の有無、交差点進入時の速度等）を正確に把握し、的確な事故原因の究明を図ることができる。

暴走族の現状と取締状況

1 暴走族の現状

暴走族は「共同危険型暴走族」及び「違法競走型暴走族」に分けられるが、その総数は減少傾向にある。

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
構 成 員 数	34,051	34,411	28,652	27,764	26,360

(1) 共同危険型暴走族の実態

「共同危険型暴走族」とは、二輪車や四輪車で公道を爆音暴走し、一般車両や歩行者に著しい危険や迷惑を及ぼしている暴走族である。

共同危険型暴走族の構成員数は、年々減少する一方で、グループの小規模化により、グループ数は増加傾向にある。

区 分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
共同危険型暴走族の総数	25,796	25,680	23,704	23,399	22,703
共同危険型暴走族のグループ数	1,003	1,053	1,132	1,165	1,167

(2) 違法競走型暴走族の実態

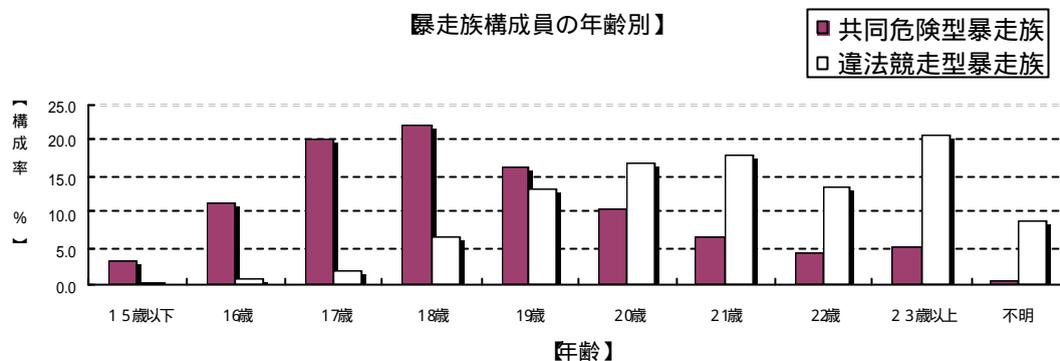
「違法競走型暴走族」とは、山間部や港湾埠頭等で、互いに運転技術や車の性能を競う目的で暴走行為を行い、一般の通行者（車）に著しい危険や迷惑を及ぼしている暴走族である。

違法競走型の暴走族は、ローリング族、ゼロヨン族、ドリフト族、ルーレット族などと呼ばれているが、その構成員数は、ここ数年で大きく減少している。

区 分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
違法競走型暴走族の総数	8,255	8,731	4,948	4,365	3,657
ローリング族	3,670	3,510	2,522	1,692	1,321
ゼロヨン族	2,354	2,061	981	579	415
ドリフト族	1,428	2,018	1,341	1,759	1,250
そ の 他	803	1,142	104	335	671

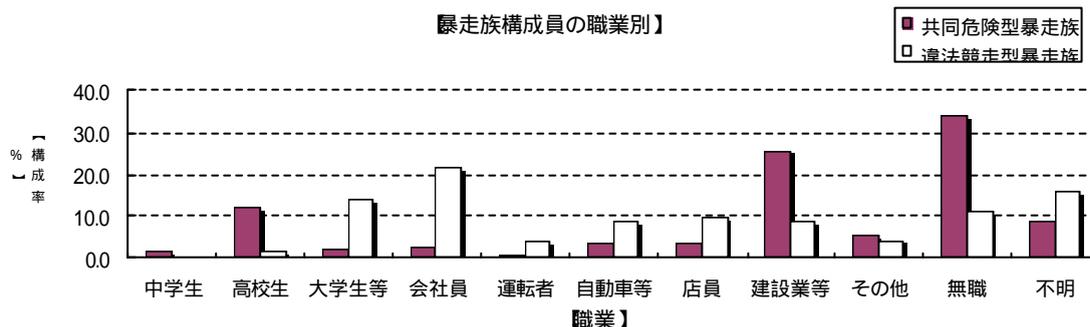
(3) 年齢別状況（平成13年）

構成員を年齢別にみると、共同危険型暴走族の大多数（約73%）は少年で構成され、違法競走型暴走族の大多数（約77%）は成人で構成されている。



(4) 職業別状況（平成13年）

構成員の職業別構成をみると、共同危険型暴走族では無職者が最も多く、次いで建設業等、高校生の順となっている。違法競走型暴走族では会社員が最も多く、次いで大学生等（専門学校生等を含む。）の順となっている。



注：「自動車等」とは自動車製造・板金・整備業等をいう。

(5) い集走行回数、参加車両・人員、110番通報

【い集暴走回数】

おおむね9,000前後で推移している。

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
共同危険型暴走族	6,357	6,720	6,542	7,077	6,490
違法競走型暴走族	2,531	2,570	2,030	1,839	2,192
合計	8,888	9,290	8,572	8,916	8,682

【参加車両・人員】

共同危険型は増加傾向、違法競走型は減少傾向にある。

区 分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
参加車両の総数	114,865	121,904	111,146	106,565	109,846
共同危険型	60,242	68,795	76,454	81,440	87,750
違法競走型	54,623	53,109	34,692	25,125	22,096
参加人員の総数	256,139	256,918	220,697	202,834	210,408
共同危険型	112,056	124,711	139,402	148,065	160,487
違法競走型	144,083	132,207	81,295	54,769	49,921

【110番通報】

おおむね15万件前後で推移している。

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
110番通報件数	152,771	153,842	142,788	148,570	146,042

2 暴走族の取締り状況

総検挙人員は9万3,726人で、前年に比べてやや減少(2.7%)したが、逮捕人員は8,400人で、前年と比べ約1割(9.7%)増加している。

【法令別検挙人員等】

区 分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
道 路 交 通 法	94,746	100,626	96,028	88,101	85,103
うち逮捕者	3,095	3,081	4,012	3,929	4,427
共同危険行為	5,656	5,521	5,293	5,695	4,846
うち逮捕者	1,930	1,884	2,424	2,285	2,376
刑 法	4,601	5,339	5,651	5,411	5,810
うち逮捕者	2,027	2,598	2,820	3,105	3,353
暴力行為等処罰法	466	330	371	323	263
うち逮捕者	189	181	139	203	197
特 別 法 等	2,466	2,439	2,236	2,449	2,550
うち逮捕者	333	357	347	420	423
うち車両法	1,802	1,771	1,610	1,921	1,927
計	102,279	108,734	104,286	96,284	93,726
うち逮捕者	5,644	6,217	7,318	7,657	8,400

【刑法犯検挙人員内訳】

区 分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
公務執行妨害	140	219	275	278	289
暴行・傷害	1,058	1,225	1,182	1,395	1,532
凶器準備集合	252	123	107	142	219
窃 盗	2,267	2,536	2,512	2,046	2,461
うちオートバイ盗	1,200	1,269	1,151	1,104	1,121
そ の 他	884	1,236	1,575	1,550	1,309
合 計	4,601	5,339	5,651	5,411	5,810

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 4 道路交通環境の整備の推進

(説明)

長期的計画に基づく交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備し、道路交通の安全と円滑を確保する。

[平成13年中に講じた施策]

交通安全施設等整備事業

平成13年度特定交通安全施設等整備事業当初予算(補助金ベース)

17,050百万円

主な事業項目は、以下のとおり(それぞれの事業内容については別紙1参照)。

- ・ 集中制御化
- ・ 信号機の改良

評価期間：7年間(平成8年度から14年度まで)

業績指標

平成12年度及び13年度の便益については測定中であるが、平成7年度から11年度までの5年間に整備した特定交通安全施設等の一部により同期間中に得られた便益は、以下のとおり。

- ・ 交通事故発生件数の抑止(別紙2)
約90,000件(金額換算約3,200億円)
- ・ 交通の円滑化(渋滞軽減における経済便益)(別紙3)
約1兆7,000億円
- ・ 二酸化炭素排出量の削減(別紙3)
約39万トンカーボン
- ・ 効率性

平成7年度から11年度までの間の特定交通安全施設等整備事業の予算総額は約1,904億円(事業費ベース)であるが、これによる経済便益は、同期間中だけで約2兆円に達しており、約11倍の投資効果があった。これを1年当たりに換算すると、概算で年間投資費用の4.4倍の効果が継続して得られることとなる。

注1：業績指標の変更について

平成14年実績評価計画書作成時にアウトカム重視の観点から業績指標の変更を実施したことから、本報告書については平成14年実績評価計画書の実績指標に基づき作成した。

注2：効果測定方法について

学識経験者、民間事業者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長：横浜国立大学・大藏泉教授)が、事業項目毎に整備箇所的一定割合を抽出の上、事業実施前後の交通事故・交通渋滞の発生状況を比較分析し、交通事故の抑止効果、交通円滑化効果等を算出したものである。

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：交通規制課

主な特定交通安全施設整備事業

事業項目	事業内容
集中制御化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する
高速走行抑止システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す
対向車接近表示システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する
プログラム多段系統化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑する
半感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先して青にする
プログラム多段化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う
閑散時押ボタン化、閑散時半感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知（歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える
速度感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、警告を与え信号を赤にする
右折感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる
多現示化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する
歩行者感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は横断青時間を短縮する
弱者感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する
音響式歩行者誘導付加装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者等の横断歩行者に対して、歩行者用信号機の青表示の開始をチャイム等で知らせる

交通事故抑止効果

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 7年度	1,880	461	520	200	261	134	317	220	112	99
平成 8年度	2,212	1,463	840	724	450	501	510	795	170	349
平成 9年度	2,318	2,573	750	1,336	390	933	470	1,476	150	632
平成 10年度	2,848	3,839	805	1,935	396	1,338	515	2,161	136	885
平成 11年度	2,721	5,203	560	2,460	296	1,694	440	2,824	173	1,158
小計	11,979	13,539	3,475	6,655	1,793	4,600	2,252	7,476	741	3,123

事業 年度	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 7年度	689	996	2,062	247	55	15	112	99	21	1
平成 8年度	750	3,075	3,040	860	100	59	120	304	24	2
平成 9年度	720	5,199	2,580	1,534	84	110	90	490	22	3
平成 10年度	869	7,495	2,955	2,198	74	155	68	630	29	5
平成 11年度	898	10,049	3,017	2,915	50	189	50	735	24	6
小計	3,926	26,814	13,654	7,754	363	528	440	2,258	120	17

事業 年度	対向車接近表示		弱者感応化		歩行者感応化		音響式歩行者		計
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成 7年度	0	0	680	500	0	0	0	0	2,972
平成 8年度	60	81	360	1,264	200	144	200	155	9,776
平成 9年度	36	210	500	1,896	300	504	100	388	17,284
平成 10年度	28	296	328	2,505	120	806	177	602	24,850
平成 11年度	29	373	278	2,950	96	962	165	867	32,385
小計	153	960	2,146	9,115	716	2,416	642	2,012	87,267

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別紙 1 参照。
- ・ 「抑止件数」とは、人身事故の抑止件数である。
- ・ 整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度からの抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

交通事故抑止効果による経済便益

$$= 363.4 \text{万円 (事故 1 件あたりの経済的損失)} \times 87,267 \text{(事故抑止件数)}$$

$$= 31,712,827.8 \text{万円}$$

$$3,171 \text{億円}$$

日本交通政策研究会の算定による。(人的損害と物的損害の直接的損害と、救出救急搬送費、警察処理費用、交通渋滞による損失等間接的損害が含まれる)

交通円滑化効果

(時間便益)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計 効果(億円)
	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	
平成 7年度	1,880	392	520	135	261	4	112	3	534
平成 8年度	2,212	1,244	840	488	450	16	170	9	1,758
平成 9年度	2,318	2,188	750	901	390	30	150	17	3,136
平成 10年度	2,848	3,264	805	1,304	396	43	136	24	4,636
平成 11年度	2,721	4,424	560	1,659	296	55	173	32	6,169
小 計	11,979	11,512	3,475	4,487	1,793	149	741	85	16,233

(走行便益)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計 効果(億円)
	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	
平成 7年度	1,880	14	520	5	261	1	112	0	20
平成 8年度	2,212	43	840	18	450	3	170	1	65
平成 9年度	2,318	76	750	34	390	5	150	1	116
平成 10年度	2,848	114	805	49	396	7	136	1	171
平成 11年度	2,721	155	560	62	296	9	173	2	228
小 計	11,979	402	3,475	168	1,793	23	741	5	598

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別紙 1参照。
- ・ 整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度からの経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

交通円滑化効果による経済便益

$$\begin{aligned}
 &= 1兆 6,233億円 (時間便益) + 598億円 (走行便益) \\
 &= 1兆 6,831億円
 \end{aligned}$$

二酸化炭素排出量削減効果

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計 効果
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	
平成 7年度	1,880	9,080	520	3,049	261	449	112	100	12,678
平成 8年度	2,212	28,845	840	11,022	450	1,672	170	353	41,892
平成 9年度	2,318	50,725	750	20,345	390	3,117	150	639	74,825
平成 10年度	2,848	75,676	805	29,462	396	4,469	136	895	110,502
平成 11年度	2,721	102,575	560	37,465	296	5,659	173	1,172	146,870
小 計	11,979	266,901	3,475	101,342	1,793	15,365	741	3,158	386,766

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別紙 1参照。
- ・ 整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度からの削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

二酸化炭素の削減効果は、

約 39万 トンカーボン

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する（参考数値）

【平成13年中の交通事故発生状況】

発生件数 947,169件 前年比+15,235件、+1.6%
 死者数 8,747人 前年比 -319人、-3.5%
 負傷者数 1,180,955人 前年比+25,258人、+2.2%
 死者数は、昭和56年以来、20年ぶりに9,000人以下
 発生件数は9年連続、負傷者数は4年連続して過去最悪を更新

【平成13年中の交通事故死者の主な特徴】

- (1) 自動車運転中の死者数が大きく減少
 2,822人 前年比-236人、-7.7%
- (2) 若者（16～24歳）の死者が減少
 若者全体 1,402人 前年比-161人、-10.3%
 自動車運転中 503人 前年比-102人、-16.9%
 うち単独事故 229人 前年比-77人、-25.2%
 うち最高速度違反 182人 前年比-68人、-27.2%
- (3) 高齢者（65歳以上）の死者は微増
 高齢者全体 3,216人 前年比+50人、+1.6%
 自転車乗用中 585人 前年比+52人、+9.8%
 自動車運転中 526人 前年比+22人、+4.4%

【統計】

表1 交通事故死傷者数

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
交通事故死者数(人)	9,640	9,211	9,006	9,066	8,747
交通事故負傷者数(人)	958,925	990,675	1,050,397	1,155,697	1,180,955
交通事故発生件数(件)	780,399	803,878	850,363	931,934	947,169
交通事故死者数(30日以内)	11,254	10,805	10,372	10,403	10,060

- 1 交通事故の発生から24時間以内に死亡した人をいう。
 2 人身事故の数のみであり物損事故を含まない。

表2 昼夜別・状態別死傷者数

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
交通事故死者数(人)	9,640	9,211	9,006	9,066	8,747
昼	4,330	4,100	4,064	4,038	4,020
1	1,858	1,723	1,745	1,755	1,713
自動車乗車中 3	439	436	387	435	416
自動二輪車乗車中 3	514	489	472	464	446
原付乗車中	649	609	620	595	608
自転車乗用中	862	835	834	780	826
歩行中	8	8	6	9	11
その他	5,310	5,111	4,942	5,028	4,727
夜	2,393	2,249	2,127	2,198	1,999
3	420	450	356	360	397
自動車乗車中	289	257	301	316	307
自動二輪車乗車中 3	416	379	412	389	384
原付乗車中	1,781	1,770	1,737	1,760	1,630
自転車乗用中	11	6	9	5	10
歩行中					
その他					

- 1 「昼」とは、日の出から日没までの間をいう。
 2 「乗車中」とは、運転中と同乗中の合計をいう。

表3 年齢別死傷者数

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
交通事故死者数(人)	9,640	9,211	9,006	9,066	8,747
15歳以下	295	321	265	231	270
16～64歳	6,193	5,716	5,598	5,669	5,261
65歳以上	3,152	3,174	3,143	3,166	3,216

表4 車両台数

年	区分	合計	自動車			
			乗用車		貨物車	
			事業用	自家用	事業用	自家用
平成	9	87,543,090	353,037	48,498,547	1,093,642	18,689,476
	10	87,991,336	353,956	49,780,071	1,088,127	18,125,061
	11	88,602,301	353,145	51,047,432	1,088,803	17,675,088
	12	89,245,093	354,398	52,319,168	1,102,808	17,258,976

運輸省統計資料「自動車保有車両数月報(各年12月末現在)」による。

表5 道路実延長

区分	道路実延長		改良道路 (km)	歩道延長 (km)
	総実延長 (km)	内 高速道路 (km)		
平成				
9	1,152,207	6,114	625,033	131,808
10	1,156,371	6,402	635,064	135,556
11	1,161,894	6,455	646,162	139,015
12	1,166,340	6,617	654,821	142,168

国土交通省統計資料「道路統計年報(各年4月1日現在)」による。

表6 男女別運転免許保有者数の推移

年	区分	運転免許			男			女		
		保有者数	指 数	保有 率	指 数	保有 率	指 数	保有 率		
9年		71,271,222	269	67.7	42,578,341	196	83.3	28,692,881	602	53.0
10年		72,733,411	275	68.7	43,223,086	199	84.1	29,510,325	619	54.1
11年		73,792,756	279	69.1	43,601,205	201	84.2	30,191,551	634	54.9
12年		74,686,752	282	69.6	43,865,900	202	84.3	30,820,852	647	55.8
13年		75,550,711	286	70.1	44,143,259	204	84.6	31,407,452	659	56.6

保有率は、16歳以上の人口に対する運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」による。ただし、平成13年は平成13年12月1日現在の概算値を使用した。

【平成13年中の交通事故発生状況】の詳細については、『平成13年中の交通事故の発生状況』参照。

基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 1 的確な警備措置の推進

(説明)

重大テロ、重大事故、大規模自然災害等重大事案に係る関係機関との連携強化、治安警備及び警衛・警護の的確な実施等により、的確な警備措置の推進を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 治安警備及び警衛・警護について、実施件数を継続的に測定するなどにより、その実施状況を把握する。

	9年	10年	11年	12年	13年
治安警備実施件数	10,084	10,939	11,769	10,028	10,330
警衛実施件数	4,703	4,945	5,128	5,018	4,939
警護実施件数	20,328	24,917	18,429	18,931	18,631

「治安警備」とは、国の公安又は利益に係る犯罪及び政治運動、労働運動その他の社会運動に伴う犯罪が発生し、又は発生するおそれがある場合において、部隊活動により犯罪を未然に防止し、又は犯罪が発生した場合の違法状態を收拾する警備実施活動をいう。

「警衛」とは、天皇及び皇族の御身辺の安全を確保し、併せて歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。

「警護」とは、内外の要人についてその身辺に危害が及ぶのを未然に防止するための警察活動をいう。

- (1) 2002年ワールドカップサッカー大会警備の対策

6月28日、次長を長とする「2002年ワールドカップサッカー大会警備対策委員会」を設置するとともに、平成13年度予算において、大会開催に向けた警察活動の強化に必要なフリーガン対策用車両等の資機材を整備するため、約61億円を予算措置した。

- (2) 米国における同時多発テロ事件の発生に伴う「警備対策本部」の設置

9月12日、次長を長とする警備対策本部を設置して、全国警察に対し、テロ関連情報の収集、米国関連施設、政府関連施設等の我が国重要施設の警戒、ハイジャック防止対策等警備諸対策の徹底を指示した。

- (3) 災害警備活動

3月24日発生した芸予地震をはじめとする各種災害に際し、災害警備本部を設置して所要の体制を確立し、現場に広域緊急援助隊、ヘリコプター等を派遣して情報の収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の搜索、交通規制等所要の災害警備活動を実施した。

2 重大事案対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換等の連携状況を把握する。

(1) 米国同時多発テロ関係

平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロを踏まえ、総合的なテロ対策を推進すべく、NBCテロ対策関係省庁会議等において、内閣官房、外務省、防衛庁等関係機関と情報交換や意見交換を行うなど、緊密な連携を図っている。

(2) 大規模警備関係

平成14年5月31日から6月30日までの間、日本と韓国で共同開催される2002年ワールドカップサッカー大会に向けた安全対策等に関し、2002年ワールドカップサッカー開催準備問題に関する関係省庁連絡会議等において、文部科学省、総務省、法務省等関係機関と情報交換や意見交換を行うなど、緊密な連携を図っている。

(3) 災害警備関係

- ・ 平成13年3月23日に落下したロシア宇宙ステーション「ミール」軌道離脱に関し、関係省庁連絡会議等を通じて、内閣官房、内閣府、文部科学省等関係機関との緊密な連絡体制を確立するとともに、情報の共有化等を図った。
- ・ 平成13年3月24日発生した芸予地震に関し、緊急参集チーム会議や災害対策関係省庁会議等を通じて内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との緊密な連絡体制を確立するとともに、情報の共有化等を図った。
- ・ 三宅島噴火災害に係る防災関係者の夜間滞在や避難島民の一時帰宅等に関し、関係省庁連絡会議等を通じて、内閣府、防衛庁、消防庁等関係機関との緊密な連絡体制を確立するとともに、情報の共有化等を図っている。

3 重大事案対処に係る各種訓練実施件数

警備実施訓練、災害警備訓練等を継続的に実施しているほか、

- ・ NBC訓練（主に災害事案）を想定した訓練
- ・ ワールドカップサッカー大会警備を想定した訓練（主にフーリガン対策）
- ・ 各種災害を想定して管区警察局単位の広域緊急援助隊合同訓練などを実施した。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：警備課

基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 2 警備犯罪取締りの推進

(説明)

主要警備対象勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りの推進を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 警備犯罪について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

	9年	10年	11年	12年	13年
オウム真理教関係者による 事件検挙件数・逮捕人員	12件 14人	7件 5人	18件 20人	13件 12人	9件 8人
極左暴力集団活動家による 事件検挙件数・人員	33件 52人	46件 66人	63件 113人	54件 120人	46件 68人
右翼による事件検挙件数・ 人員	796件 1,002人	936件 1,239人	1,012件 1,348人	1,195件 1,584人	1,457件 1,982人
右翼による「テロ、ゲリ ラ」事件検挙件数・人員	7件 7人	4件 4人	9件 10人	1件 1人	4件 4人
出入国管理及び難民認定法 違反送致件数・人員	8,477件 7,546人	8,037件 6,988人	7,564件 6,542人	6,186件 5,298人	7,244件 6,177人
外国人登録法違反送致件数 ・人員	365件 177人	399件 181人	337件 144人	238件 76人	173件 14人
集団密航事件検挙件数・人 員(警察扱い)	59件 765人	39件 695人	27件 387人	19件 78人	37件 173人

「出入国管理及び難民認定法」については、以下「入管法」という。

2 主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況を把握する。

(1) 極左暴力集団関係

極左暴力集団のうち、革マル派、中核派、革労協といった主要セクトの「テロ・ゲリラ」、内ゲバ企図事件の未然検挙及び非公然アジトや調査活動の摘発等を通じ、「テロ・ゲリラ」事件等の非公然・非合法活動を抑制した。

「極左暴力集団」とは、社会主義、共産主義革命等を目指して、我が国の民主主義体制を暴力によって転覆することを企てている集団であり、爆弾、迫撃弾、時限式発火装置等を使用して凶悪な「テロ、ゲリラ」事件をはじめ各種違法事案を引き起こすなど、社会に多大の被害を与えている。

「革マル派」は、昭和50年代初めまでは対立する中核派、革労協との間で数多くの内ゲバ事件を引き起こしていたが、昭和54年以降組織拡大に重点をおき、党派性を隠して基幹産業の労働組合など各界各層への浸透を図るなど、極めて非公然性の強い組織である。

一方、非公然組織が対立する団体や個人に対して住居侵入、窃盗、電話盗聴等の違法行為を組織的に引き起こしている。

「中核派」は、「テロ、ゲリラ」の専門部隊である非公然組織を擁し、成田闘争等において爆弾等を使用したテロ、ゲリラ事件を多数引き起こしている。また、これまで対立している革マル派とは、数多くの内ゲバ事件を引き起こしている。最近では、組織拡大に力を入れており、市民団体や労働組合等への浸透を図っている。

「革労協」は、「テロ、ゲリラ」の専門部隊である非公然組織を擁し、皇室闘争、成田闘争等を中心に爆弾などを使用した凶悪なテロ、ゲリラ事件を多数引き起こしている。同派は、平成11年5月、組織内対立により主流派と反主流派に分裂し、その後、相互で13件の内ゲバ事件を引き起こし8人が死亡している。

【事例】

革労協主流派内ゲバ部隊員の検挙（2月・神奈川）

革労協反主流派活動家に対する内ゲバ襲撃を企てていた革労協主流派の内ゲバ部隊員4人を逮捕した。

中核派非公然アジトの摘発及び同派非公然活動家の検挙（5月・兵庫）

中核派非公然アジトを摘発するとともに、同アジトにおいて「昭63.9.21千葉県収用委員会会長襲撃事件」の被疑者として全国に指名手配されていた同派非公然活動家を発見、逮捕した。

革マル派非公然アジトの摘発及び同派非公然活動家の検挙（6月・神奈川）

都内に所在する革マル派非公然アジトを摘発するとともに、警察無線を傍受するなどして指名手配されていた同派非公然活動家を逮捕した。

(2) オウム真理教関係

オウム真理教関係者による組織的違法行為を把握し、松本が確立した教義を堅持するなど教団の反社会的な本質が変わらないことを把握するとともに、官公庁のソフト開発への関与実態を明らかにした。

【事例】

信者の検挙に伴う説法ビデオテープの大量押収（4月・警視庁）

ソフト開発事業に従事しながら失業保険を不正に受給していたオウム真理教信者1人を詐欺容疑で逮捕し、大量の松本の説法ビデオテープ等を押収した。

信者の検挙に伴う「慈愛」グループの実態解明（7月・警視庁）

許可なくテレビゲームデータを横領していたオウム真理教信者1人を背任容疑で逮捕し、ソフト開発グループ「慈愛」が官公庁等のソフト開発を下請け、孫請けの形で受注していたことを把握した。

(3) 右翼関係

右翼に対する銃器の摘発、資金獲得を目的とする犯罪等違法行為の取締りを徹底し、テロ等重大事件を未然に防止した。また、市民生活の平穏を害する悪質な街頭宣伝活動に対する取締りを強化したほか、右翼に関する被害者対策を的確に推進し、国民の要望に応えた。

【事例】

右翼街頭宣伝車による電波法違反事件（3月・大阪）

街頭宣伝活動に参加した右翼団体が、取締りを攪乱する目的で街宣車に不法開設した無線機を使用した事案をとらえ、電波法を適用して参加団体の街宣車21台を押収するとともに、その後の捜査で被疑者16人を同法違反により検挙した。

効果的な仮処分命令の適用（6月・福岡）

株主総会を目前に控えていた県内最大手の電気工事会社に対し、地元右翼団体が執拗な糾弾街宣を続けていたことから、民事保全法に基づく仮処分命令の手続きを教示した結果、株主総会前に仮処分命令が下され、平穩裡に株主総会を終了するに至った。

「仮処分命令」とは、一定の権利若しくは法律関係の確定が、判決手続による裁判を待っていては手遅れになるという場合、簡易な手続をもって仮定的にその権利又は法律関係の内容に適合するような法律状態を形成する処分をいう（ここでは、街頭宣伝活動を制限する仮処分命令を指す）。

右翼団体塾長らによる恐喝未遂等事件（4月・広島）

喫茶店に対し正月用の置物購入を迫ったがこれを断られたことから、「同店は違法建築である」などと因縁を付けた恐喝未遂事件に関し、被害者相談から右翼団体塾長らを検挙した。

なお、本件に関しては、組織的犯罪処罰法を適用した。

3 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携の状況を把握する。

(1) 不法滞在関係

不法滞在外国人のい集する場所等を重点に法務省入国管理局との合同摘発を累次実施するなど、不法滞在外国人の縮減に向けた取締り及び摘発を推進した。

【事例】新宿歌舞伎町における集中摘発（10月～11月・警視庁）

平成13年10月23日から11月1日までの間、東京入国管理局と合同で歌舞伎町周辺の事業所、風俗関連店舗、居宅等計30か所の立ち入り調査等を行い、入管法違反外国人193人を摘発した。

(2) 不法入国関係

海上保安庁、法務省入国管理局、財務省関税局及び外国関係機関と連携して、コンテナに潜伏する形態の集団密航事件や密航船を仕立てた大規模集団密航事件等に的確に対処した。

【事例】

日中警察機関の連携による集団密航事件の検挙（10月・千葉）

千葉県警察と海上保安庁は、中国公安部から提供された密航情報をもとに共同捜査を実施、密航者及び密航助長者102人を検挙した。これと並行して中国公安当局も現地で密航を組織した蛇頭4名を検挙した。

日韓捜査当局の連携によるロシア人密航ブローカーの検挙（12月・北海道）

韓国釜山地方検察庁は、平成13年7月21日に北海道稚内港で発生したイラン人等集団密航事件に関し、北海道警察が外交ルートで送付した資料を基に裏付け捜査を実施するなどして、韓国国内で本件密航を斡旋したロシア人密航ブローカー1人を韓国出入国管理法違反で起訴した。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：警備企画課

基本目標 6 国境を越える犯罪に対応する

業績目標 来日外国人犯罪対策の推進

(説明)

最近、国際的な犯罪組織によって敢行される各種の犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、警察各部門及び国内外の関係機関との連携強化を推進するとともに、その背景にある不法滞在者問題に適切に対応する。(『来日外国人犯罪の現状(平成13年中)』参照。)

[平成13年中に講じた施策]

国際組織犯罪等対策推進本部を通じた関係省庁との連携の推進

急増している国際組織犯罪等に対して、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として内閣に設置された国際組織犯罪等対策推進本部に国家公安委員会委員長が副本部長として参加し、警察と関係省庁の連携による重点施策等のとりまとめを行った。

(『国際組織犯罪等対策推進本部の設置について』(平成13年7月10日閣議決定)参照)

「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」の開催

警察庁を含む関係12省庁は、内閣府において「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」を開催し、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題につき検討を行った。(4月)

会議では、各省庁の施策、取組み及び現状認識についての情報交換を行うとともに、平成13年6月を、政府の「外国人労働者問題啓発月間」として設定し、各種啓発活動の充実により、外国人労働者の適正就労促進と不法就労の防止等、外国人労働者問題に関する国民の理解と協力を得るよう努めることを決定した。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 来日外国人犯罪について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、検挙状況を把握する。

【検挙件数の減少】

平成13年中における検挙件数(刑法犯・特別法犯)は、27,763件で、前年と比較すると3,208件(10.4%)減少した。

	9年	10年	11年	12年	13年
検 挙 件 数	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763

- 2 国際犯罪組織の実態の解明状況を把握する。

近年、外国に本拠を置く国際犯罪組織が我が国に進出し、また、国内に居住する不法滞在者等が犯罪組織を形成する傾向が著しい。また、中国人等グループに

よる侵入強窃盗事件については、ターゲットが全国にまたがっており、居合わせた家人等に危害を加える凶悪な犯行が目立っている。

【事例】中国人グループによる緊縛強盗事件

都内の歯科医師宅に押し入って居住者2人を緊縛し、殴打する等の暴行により全治2週間の傷害を負わせた上、現金約300万円及び散弾銃6丁、ライフル銃1丁、貴金属等200点を強取した中国人男性5人を、平成13年1月、強盗傷人で検挙した。

- 3 不法滞在者問題について、不法残留者数及びその検挙件数を継続的に測定するなどにより、その対応状況を把握する。

【不法残留者数の減少、検挙件数の増加】

平成13年中における不法残留者数及び入管法の不法残留罪の警察による検挙は、232,121人、3,369件で、前年と比較すると19,576人減（7.8%減）、258件増（8.3%増）となった。

	9年	10年	11年	12年	13年
不法残留者数	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121
検 挙 件 数	4,530	4,088	3,771	3,111	3,369

- 4 国内外の関係機関との連携状況を把握する。

(1) 国内の関係行政機関との連携強化

警察では、水際対策等について入国管理局、海上保安庁、税関等と緊密な連携をとるとともに、来日外国人の不法就労に関する違法行為について厚生労働省等の関係官庁とも連携を図っている。

警察庁では、平成13年6月、政府の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせて、法務省及び厚生労働省と合同で、日本経営者団体連盟（日経連）等の企業団体に対して不法就労防止への協力を要請するなど民間協力の確保に努めたほか、全国の警察において各種の啓発活動を行った。

(2) 外国の捜査機関との連携強化と国際組織犯罪対策における国際社会への貢献

国境を越える国際組織犯罪に対処していくためには、近隣諸国をはじめとする外国の捜査機関との連携強化が不可欠である。

警察庁においては、警察庁長官が韓国警察庁長と日韓両国警察の協力関係について協議し、犯罪情報の交換、国際犯罪の捜査協力、警察業務に関する情報交換及び経験交流、国際刑事警察機構を通じた協力強化等、協力関係をより発展させるための基本事項について協議記録を作成し、署名・交換した。（3月）

また、グローバル化の時代にふさわしい国際捜査協力のための新しい枠組み作りのため、

- ・ G8国際組織犯罪対策上級専門家会合（リヨン・グループ）におけるハイテク犯罪、人の密輸（密航助長）等の国際組織犯罪対策に関する協議
- ・ 金融活動作業部会（FATF）におけるマネー・ローンダリング対策に関

する協議

・ 国際刑事警察機構（ICPO）における情報交換等に関する協議等の国際的な協議の場で、国際組織犯罪対策の推進に積極的に参画している。

さらに、「アジア・太平洋国際組織犯罪対策会議」を東京で開催し、銃器、薬物、組織犯罪、ハイテク犯罪技術対策など総合的な国際組織犯罪対策の在り方について協議を実施した。（1月）（平成13年3月29日付け広報資料『日韓警察庁二国間会議の結果について』、平成13年1月24日付け広報資料『アジア・太平洋国際組織犯罪対策会議の開催について』参照）。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：国際第一課

基本目標 7 犯罪被害者を支援する

業績目標 被害者支援のための環境整備の推進

(説明)

犯罪被害者は、生命・身体・財産等に対する直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的被害等の二次的被害を被っており、様々な場面において支援・保護を必要としていることから、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の適正な運用、関係機関・団体等との連携、施設等を整えることにより、犯罪被害者に対する経済的・精神的支援等のきめ細かな被害者支援を推進する。

[平成13年中に講じた施策]

犯罪被害者等給付金支給法の改正

平成13年の犯罪被害者等給付金支給法の改正により、犯罪被害給付制度の拡充、被害者等に対する援助及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規定の整備を行った。

犯罪被害給付制度の拡充については、一定の重大な傷病を負った被害者に対して一定の期間を限度として医療費の自己負担部分に相当する額を支給する重傷病給付金が新設されるとともに、障害給付金の支給対象となる障害等級が拡大されるなどした(別紙参照)。

(注) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)第22条第2項の規定に基づき定める「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」(平成14年国家公安委員会告示第5号)及び第23条第9項の規定に基づき定める「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」(平成14年国家公安委員会規則第1号)が平成14年1月31日に公布された。

地方警察官の増員

平成13年度地方警察官増員要求において、134名の増員を措置し、被害者対策を強化するための体制の確立を図った。

教養の実施

- ・ 全国犯罪被害給付事務担当者を対象として、犯罪被害者等給付金支給法の改正による犯罪被害給付制度の拡充の内容の周知及び適正な運用を図るため、講習を開催した。(6月)
- ・ 都道府県警察において被害者対策を推進する上で指導的な立場にある警視又は警部(計30名)を対象として、犯罪被害者対策の今後の課題に関する検討を行うとともに、検事、弁護士及び民間被害者援助団体職員等を講師として召致して教養を実施した。(12月)

被害者対策に関する適正な評価の推進

真に被害者のニーズに対応して、他府県の模範となるような被害者支援活動及び効果的な施策に対し、その功労及び功績を顕彰して、被害者支援に携わる警察職員全体の士気高揚を図るため、被害者対策に関する随時表彰制度を新設した。

また、被害者支援担当者の体験記を広く募集し、優秀な作品を賞揚することに

より、担当者の士気高揚を図るとともに、作品を編集、刊行して所属長を始め部内関係者の被害者対策業務に対する理解を深めることとした。

広報の実施

警察庁及び都道府県警察において、年間を通じて、あらゆる機会をとらえて警察による被害者支援施策、被害者相談窓口の設置及び拡充された犯罪被害給付制度の周知徹底等を図るための広報を実施した。特に、6月は、警察庁月別広報重点を「被害者相談窓口の積極的な利用の促進と犯罪被害給付制度の周知徹底」と定めて、警察庁及び都道府県警察において積極的かつ重点的に広報した。

評価期間 5年間（平成13年から17年まで）

業績指標

1 犯罪被害給付制度の運用状況を把握する。

平成13年中の申請者数は492人で、対前年比で約10.1%増加した。うち平成13年7月1日から施行されている新制度に係る申請者数は27人であった。

平成13年中に公安委員会が裁定又は決定した申請者数は622人(対前年比約112%増)で、うち支給の裁定又は決定を受けた者は570人(対前年比約107%増)、不支給の裁定を受けた者は52人(対前年比約206%増)であった。裁定又は決定した数が増加した要因としては、ここ数年来の申請数の増加に裁定が追いつかない現状及び法改正による更なる申請増を見越して、都道府県警察において事務処理体制や方法を改善したことなどが挙げられる。不支給裁定の内容は、申請が不適法、被害者に帰責性がある、労災等の他の公的給付を受領した、損害賠償を受領したことなどによって、全部を支給しない旨の裁定をしたものである。

平成13年中の支給裁定及び決定額は、約12億6,200万円であった。

区分	年別	10年	11年	12年	13年
被害者数 (申請者数)		189 (277)	222 (349)	290 (447)	300 (492)
	裁定及び決定者数				
	支給被害者数 (申請者数)	150 (224)	158 (258)	181 (276)	354 (570)
	不支給被害者数 (申請者数)	12 (16)	13 (20)	13 (17)	36 (52)
	計 (申請者数)	162 (240)	171 (278)	194 (293)	390 (622)
裁定・決定金額(百万円)		573	641	708	1,262

2 指定被害者支援要員の運用状況を把握する。

指定被害者支援要員制度は全都道府県警察で実施されており、事案発生の際ごとに被害者支援員を指定している大阪、和歌山、山口及び鹿児島 の4府県を除く都道府県警察における平成13年12月末現在の指定被害者支援要員数は、19,513名で、うち3,213名が女性であった。

また、全都道府県警察における平成13年中の指定被害者支援要員の運用件数は26,665件(対前年比55%増)であった。

* 指定被害者支援要員とは、専門的な被害者支援を必要とする事案が発生したときに、捜査員とは別に、被害者への付添い等、事件発生直後における被害者支援活動を行う要員として指定されている警察職員をいう。

	H13.3末現在	H13.12末現在
要員数	18,008	19,513
うち女性	2,786	3,213

	12年	13年
運用件数	17,200	26,665

【事例】

弘前市消費者金融における強盗殺人並びに放火事件につき、20名体制の被害者対策班を設置し、遺族等への付添い、カウンセラーの紹介及び捜査の進捗状況等に関する情報提供等、被害者等のニーズに対応した効果的な被害者支援活動を実施した。(青森県)

3 被害者カウンセリング体制の整備状況を把握する。

(1) 警察職員の増員

平成13年度地方財政計画において、犯罪被害者相談専門要員として、7名の増員を措置した。

(2) 教養の実施

都道府県警察において被害者支援活動に従事している警察職員(24名)を対象として、カウンセリングに関する専門的知識、技術の習得及び向上等を目的とした専科教養を開催した。(1月)

(3) 平成13年度予算における措置

- ・ 警察のカウンセリング業務のアドバイザー委嘱 約26百万円

都道府県警察においては、臨床心理士の資格を有する者等をカウンセラー要員として配置・運用している。しかし、カウンセラーの能力を十分に発揮させるためには、カウンセラーに対する指導・助言を行うスーパーバイザーが必要不可欠であることから部外の専門家を委嘱することとした。

- ・ 民間の犯罪被害者相談員の委嘱 約30百万円

電話相談、面接等により犯罪被害者に対する援助活動を行っている民間の被害者援助団体との連携を強化し、より効果的に被害者の精神的被害の回復を図るため、被害者からの電話相談等に従事する者として「民間被害者相談員」を委嘱することとした。

4 被害者用の事情聴取室等二次的被害を回避・軽減するための環境の整備状況を把握する。

平成13年度予算における措置

- ・ 被害者対策用車両等の整備 約240百万円
機動的に被害者の指定する場所に赴くことができるとともに、被害者の心情に配慮した内装・装備を備え車内での事情聴取も可能な被害者対策用車両の整備を図った。
- ・ 警察署事情聴取室の整備 約75百万円
被害者が安心して事情聴取に応じられるよう応接セットの設置、照明・内装の改善等による事情聴取室の整備を図ることとした。
- ・ 警察施設外の相談活動会場借上 約14百万円
被害者によっては被害を届け出るに際し、交番・警察署等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる者がいるので、被害者が人目を気にせず、安心して相談に来ることができるよう警察施設外の相談スペースを借り上げることとした。

5 関係機関・団体等との連携に関する活動事例を把握する。

- (1) 「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」を通じての連携
犯罪被害者対策関係省庁連絡会議幹事会において、各省庁が検討している事項及び各省庁の推進状況等について意見交換を行った。(2月)
- (2) 「犯罪被害給付制度発足・犯罪被害救援基金設立20周年記念 第6回犯罪被害者支援フォーラム」の後援
犯罪被害給付制度発足20周年記念事業実行委員会(財団法人犯罪被害救援基金、日本被害者学会、全国被害者支援ネットワーク)主催のフォーラムを後援するとともに、パネリストの一人として警察庁給与厚生課犯罪被害者対策室長が参加し、関係機関・団体等との意見交換等を図った。
- (3) 他の関係機関との連携
警察のほか、地方検察庁、弁護士会、医師会、地方公共団体の社会福祉担当部局等被害者支援に関わる機関及び団体等から成る都道府県レベルの被害者支援連絡協議会や警察署又は地域レベルの被害者支援地域ネットワークを通じて、各機関等が連携し、効果的な被害者支援活動を推進した。

【事例】

大阪教育大学附属池田小学校における児童等殺傷事件において、大阪府被害者支援会議を通じて、参加機関等に被害者支援に関して協力依頼するとともに、参加機関等から支援の申し出がなされるなどし、各機関等が有機的に結び付いた効果的な被害者支援活動がなされた(大阪府)。

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：給与厚生課

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律について

1 題名の改正

題名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

2 目的

人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかにこれらの者を援助するための措置を講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的とする。

3 犯罪被害給付制度の拡充 (政令改正部分を含む。)

(1) 重傷病給付金の創設

犯罪行為により重傷病(1月以上の療養を要し、14日以上病院に入院することを要する負傷又は疾病に係る身体の被害)を受けた者に対して、当該療養についての被害者負担額(3月以内の保険診療による医療費の自己負担相当部分)を支給する。

(2) 遺族給付への被害者負担額の付加

遺族給付金についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について被害者が死亡前に療養を受けた場合には、現行の給付に加えて、当該療養についての被害者負担額(3月以内の保険診療による医療費の自己負担相当部分)をあわせて支給する。

(3) 障害給付金の障害等級の拡大

障害給付金の支給対象となる障害等級を現行の4級から14級にまで拡大する。

(4) 給付基礎額の引上げ

給付基礎額の最低額について制定時以来の物価上昇率(4.4%)分の引上げを図るとともに、最高額について現在の賃金センサス(平成11年のデータ)を基準として引上げを図る。

4 警察本部長等の援助の措置

警察本部長等は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないものとし、国家公安委員会はその適切かつ有効な実施を図るための指針を定める。

5 犯罪被害者等早期援助団体の指定等

都道府県公安委員会は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための相談に応ずること等の事業を行うものとして犯罪被害者等早期援助団体を指定することにより、民間団体による被害者に対する支援活動の促進を図る。

6 施行日

平成13年7月1日から施行。ただし、4及び5に関する規定は平成14年4月1日から施行。

基本目標 8 情報セキュリティを確保する

業績目標 ハイテク犯罪、サイバーテロ対策の推進

(説明)

捜査体制・技術支援体制の整備、諸外国・産業界との連携強化等を推進することにより、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにする。

[平成13年中に講じた施策]

ハイテク犯罪対策のための体制強化

- ・ 都道府県警察においてハイテク犯罪捜査官を新規採用、配置等した。
- ・ サイバーパトロールモニター(1)を民間に委嘱し、民間との協力体制を構築した。

(1) 都道府県警察が実施するサイバーパトロールに対する協力・支援のための活動

- ・ 三重、高知の2県警察において国民に対する情報セキュリティに関する研修、意見交換を実施するための情報セキュリティコミュニティセンターを設置した。
- ・ ホームページ等を活用した相談業務の積極的な広報による相談窓口の利用を促進した。
- ・ 平成13年度地方財政計画において、「情報セキュリティ・アドバイザー(2)」に係る経費を40名分措置した。

(2) 国民からのハイテク犯罪等に関する相談への対応、地方公共団体、学校、民間企業等に対する情報セキュリティに関する広報啓発及びハイテク犯罪対策に関する産業界との連携等ハイテク犯罪の予防に資する施策の推進に従事する者

サイバーテロ対策のための体制整備

- ・ サイバーフォースの創設

平成13年度組織改編により、警察庁技術対策課にサイバーテロ対策技術室を、各管区警察局に技術対策課を設置し、サイバーテロに対する緊急対処等を行う機動的技術部隊として、「サイバーフォース」を創設した。

- ・ 都道府県警察における体制整備

北海道、神奈川、愛知、兵庫、福岡の5道県警察にサイバーテロを敢行するおそれの高い対象の情報収集、視察・行動確認を行うとともに、民間重要インフラ事業者等との連携強化を図るためのサイバーテロ対策ユニットを設置した。さらに、平成13年度補正予算により宮城、広島、香川の3県警察にサイバーテロ対策サブユニットを設置するための予算を措置した。

- ・ 装備資機材の整備

平成13年度第1次補正予算により、サイバー攻撃手法収集用資機材及び情報

分析システム用資機材（警視庁分）を整備するための予算を措置した。

産業界等との連携強化

- ・ 警視庁において、都内重要インフラ等の担当者との連携により、サイバーテロの未然防止及び、サイバーテロ事案発生時の被害拡大の防止と事件捜査が迅速・的確に行えるようにするための検討を行う場として、サイバーテロ対策協議会を設立した。（10月）
- ・ 46都道府県警察でプロバイダ等連絡協議会を設置した。

評価期間 3年間（平成13年から平成15年まで）

業績指標

1 捜査体制・技術支援体制の整備状況を把握する。

8県警察においてサイバーパトロールモニターを民間に委嘱し、ハイテク犯罪の捜査体制を強化した。

また、平成13年度組織改編により、各管区警察局情報通信部に技術対策課を設置し、地方における技術支援体制を強化した。

2 ハイテク犯罪について、その検挙件数を継続的に測定するなどにより、検挙状況を把握する。

【ハイテク犯罪の検挙件数の増加】

平成13年のハイテク犯罪の検挙件数は、810件で、平成12年と比較して約45%（平成11年と比較して約2.2倍）増加した。中でも、ネットワークを利用した児童買春・児童ポルノ法違反事件及びインターネット・オークションを利用した犯罪が急増した（別紙1参照。事例については別紙2参照。）

	9年	10年	11年	12年	13年
検挙件数	262	415	357	559	810
うちネットワーク利用犯罪	83	116	247	484	712

【不正アクセス行為の認知件数の増加】

平成13年の不正アクセス行為の認知件数は、1,253件で、平成12年の約12倍に増加した。

	12年	13年
認知件数	106	1,253

3 情報セキュリティ水準を向上させるための活動状況を把握する。

(1) ハイテク犯罪等に関する相談受理状況

平成13年のハイテク犯罪等に関する相談受理件数は、17,277件で、平成12年と比較して約55%（平成11年と比較して約5.8倍）増加した。中でも、迷惑メール及び不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談が大幅に増加して

いる。（別紙1参照。事例については別紙2参照。）

	11年	12年	13年
相談件数	2,965	11,135	17,277

(2) ホームページ書換え事案及び不正プログラム事案に関する注意喚起及び情報提供

- ・ 攻撃予告に絡む事案（2月）、自己増殖型不正プログラムによる事案（9月）等の事案の発生に伴い、被害情報及び警察において実施した不正プログラムの解析結果を基に、ホームページを活用した注意喚起及び情報提供を行うとともに都道府県警察においてプロバイダ連絡協議会と協力して被害拡大の防止に努めた。（平成13年3月8日・5月10日付け広報資料『ホームページ書き換え事案に関する対策について』、同年8月8日付け広報資料『自己増殖型バックドア作成プログラム「Code Red2」に関する対策について』、同年9月19日付け広報資料『自己増殖型不正プログラム「Nimda」に関する対策について』、同年11月30日付け『トロイの木馬型不正プログラム「Badtrans」に関する対策について』、同年12月7日付け『不正プログラムに関する対策について』参照）
- ・ ホームページ書換えプログラム事案（5月）において被害に遭ったサーバと同種のサーバの販売企業18社に対し、その顧客に対する当該プログラムへの対策に関する情報提供等の実施を要請した。
- ・ アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及のために不正アクセスに関する現況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発状況の調査を行った。

4 不正アクセスに対する監視・緊急対処体制の整備状況を把握する。

- ・ 平成13年度の組織改編により、警察庁情報通信局技術対策課にサイバーテロ対策技術室を、各管区警察局情報通信部に技術対策課を設置し、資機材の整備、要員の訓練を行うとともに、民間重要インフラ事業者等との連携の強化に向けた活動を実施するなど、サイバーテロに対する緊急対処等を行う機動的技術部隊として、「サイバーフォース」を創設した。
- ・ インターネット上で行われている不正アクセス等のサイバー攻撃手法をオンラインで収集し、サイバー攻撃の手口解明等を行うため、サイバー攻撃手法収集用資機材を整備した。
- ・ サイバーテロを敢行するおそれの高い対象の情報収集、視察・行動確認を行うとともに、民間重要インフラ事業者等との連携強化を図るためのサイバーテロ対策ユニットを、5道県警察に設置した。

5 警察職員に対する研修状況を把握する。

(1) ハイテク犯罪対策に係る研修状況

警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、ハイテク犯罪対策に従事する警察官及び技術職員を対象として、ハイテク犯罪の防止及び捜査を行うため

に必要となる、手続や技術的知識を習得させるための専科教養を41回（警察庁6回、その他35回。）実施した。

(2) サイバーテロ対策に係る研修状況

警察庁において、サイバーテロ対策に従事し、又は従事する予定のある警察官を対象として、サイバーテロの未然防止策及び関連事案の捜査に関する基礎知識・技能を習得させるための専科教養を実施した。

6 諸外国の関係機関及び産業界との連携状況を把握する。

(1) ハイテク犯罪に係る国際会議

- ・ 第2回G8ハイテク犯罪対策・官民合同ハイレベル会合（5月）

主催：日本政府、開催地：東京

参加者：G8各国政府・産業界の関係者約200名（警察庁からは、生活安全企画課セキュリティシステム対策室長のほか5名が出席。）

- ・ ハイテク犯罪技術対策会合（1月）

主催：警察庁・外務省、協力：法務省、開催地：東京

参加者：アジア・太平洋地域の8か国から、ハイテク犯罪技術対策の実務者等約30人（警察庁からは、技術対策課長のほか6名が出席。）

(2) 諸外国の関係機関との連携

- ・ アジア諸国警察機関との連絡のための24時間コンタクトポイントシステムの運用を開始した。（3月）

- ・ 米国捜査機関に、3月に担当者1名を、8月から11月までの間担当者2名を、それぞれ派遣した。

(3) 産業界等との連携

- ・ 都道府県公安委員会は、不正アクセス行為を受けたアクセス管理者からの申出への対応として、不正アクセス禁止法第6条の援助規定に基づくアクセス管理者に対する助言・指導を平成13年中に21件実施した。

都道府県公安委員会	12年	13年
による援助措置	6	21

- ・ 国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、不正アクセス禁止法第7条第1項の規定に基づき、**「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能の技術の研究開発の状況」**を公表した。（2月）

- ・ 警察庁月別広報重点「ハイテク犯罪防止のための情報セキュリティ対策」を実施し、教員、児童生徒等の学校教育関係者、地方公共団体及び民間企業の職員並びに広く一般国民に対する重点的な広報啓発活動を行った。（4月）

- ・ 警察庁において、警察と産業界等との連携の在り方、ハイテク犯罪発生時の連携方策の在り方等の具体的テーマの検討を行う場として、「総合セキュリティ対策会議」を開催した。また、重要インフラ事業者団体等を個別訪問

し、警察のサイバーテロ対策への取組みを説明するとともに、サイバーテロ対策に係る警察との連絡窓口の設置、事案発生時の警察への通報等の協力を要請した。(12月)

- ・ 各都道府県警察において、プロバイダ等連絡協議会を計53回実施した。
- ・ 産業界等における情報セキュリティに対する認識を深め、捜査活動や防犯活動に必要な協力が得られるような官民協力の下地を作るため、警察におけるハイテク犯罪対策、サイバーテロ対策への取組みを紹介するとともに、被害に遭った際の措置等について広報啓発するためのビデオ等を作成・配布した。

参考指標

インターネット利用者数

	9年	10年	11年	12年
利用者数(万人)	1,155	1,694	2,706	4,708

出典：総務省「平成13年版情報通信白書」

消費者向け電子商取引の国内市場規模の推移

	11年	12年
国内市場規模	3,360億円	8,240億円
年間成長率		約145%

出典：アクセンチュア・経済産業省・ECOM共同調査「平成12年度電子商取引に関する市場規模・実態調査(平成13年1月)」

平成14年度実績評価計画書作成時に、業績目標の実現状況をより正確に測るとの観点から、業績指標を一部変更した。本報告書は、平成14年度実績評価計画書に基づき作成している。

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：総務課

平成 13 年中のハイテク犯罪の検挙及び相談受理状況等

【平成 13 年中のハイテク犯罪の検挙状況】

1 ハイテク犯罪の検挙件数

	平成 13 年	平成 12 年	増 減
コンピュータ、電磁的記録対象犯罪	63件	44件	19件
電子計算機使用詐欺	48件	33件	15件
電磁的記録不正作出・毀棄	11件	9件	2件
電子計算機損壊等業務妨害	4件	2件	2件
ネットワーク利用犯罪	712件	484件	228件
児童買春・児童ポルノ法違反	245件	121件	124件
わいせつ物頒布等	103件	154件	51件
詐欺	103件	53件	50件
名誉毀損	42件	30件	12件
脅迫	40件	17件	23件
著作権法違反	28件	29件	1件
その他	151件	80件	71件
不正アクセス禁止法違反	35件	31件	4件
合 計	810件	559件	251件

その他には、銃砲刀剣類所持等取締法違反、薬事法違反、商標法違反、恐喝等がある。

2 特 徴

ハイテク犯罪の検挙件数は昨年より約 45% 増。

ネットワーク利用犯罪が全体の約 88% を占める。

ネットワークを利用した児童買春・児童ポルノ法違反事件は、昨年の 2 倍強。うち児童買春事件は 117 件（昨年は 5 件）。

ネットワークを利用した詐欺事件は昨年より約 94% 増。うち約 60% がインターネット・オークション利用。

インターネット・オークションを利用した犯罪は 182 件で昨年の約 2.4 倍と大幅に増加。

（詐欺事件 62 件、児童ポルノ事件 32 件等）

【平成13年中のハイテク犯罪等に関する相談受理状況】

1 ハイテク犯罪等に関する相談受理件数

(都道府県警察に寄せられた相談として警察庁に報告があったもの)

	平成13年	平成12年	増減
違法・有害情報に関する相談	3,282件	2,896件	386件
迷惑メールに関する相談	2,647件	1,352件	1,295件
名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談	2,267件	1,884件	383件
インターネット・オークションに関する相談	2,099件	1,301件	798件
詐欺・悪質商法に関する相談 (インターネット・オークション関係を除く)	1,963件	1,396件	567件
不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談	1,335件	505件	830件
その他	3,684件	1,801件	1,883件
合計	17,277件	11,135件	6,142件

その他の内容にはプロバイダ、有料サービス会社とのトラブルに関する相談、ネットワークセキュリティ全般に関する相談等がある。

2 特徴

相談受理件数は昨年より約55%増。

違法・有害情報(わいせつ画像、違法薬物販売等)に関する相談が全体の約19%を占める。

迷惑メールに関する相談は昨年の約2倍。

不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談は昨年の約2.6倍。

【平成13年に推進した対策】

ホームページ書き換え事案(2月)及び不正プログラム事案(8月、9月、11月、12月)に関する注意喚起と情報提供。

ホームページ書き換えプログラム事案(5月)に関するサーバ販売企業18社に対する要請。

産業界等との連携のための総合セキュリティ対策会議の開催。

セキュリティ対策のためのホームページの充実等各種広報啓発活動。

平成 13 年中の主な検挙事例及び相談事例

平成 13 年中の主な検挙事例

1 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

信用組合理事長が、支店長当時、情を知らない部下職員に命じて、オンラインシステムの端末を操作させ、貸付け及び預金等の事務処理に使用されている電子計算機に対して、自己が開設した架空名義口座に合計約 1 億 1,200 万円の貸付金の入金があった旨の虚偽の情報を与え、同口座の残高を増加させた不実の電磁的記録を作り、同金額相当の財産上不法の利益を得た。(平成 13 年 2 月検挙。電子計算機使用詐欺。三重)

2 児童買春・児童ポルノ法違反事件

- (1) インターネットの電子掲示板に、児童ポルノ動画データの販売を掲載し、電子メールで注文を受け、購入希望者に児童ポルノの動画データをダウンロードさせたり、CD-R に記録して郵送販売した。(平成 13 年 10 月検挙。富山)
- (2) 携帯電話の出会い系サイトに「15 歳の中学 3 年生、生 4 万円」等と援助交際の書き込みをした女子中学生(15 歳)とメールで援助交際の約束をし、児童買春を行った。(平成 13 年 12 月検挙。栃木)

3 わいせつ物頒布等事件

- (1) インターネット上にホームページを開設し、チャットシステムを利用し会員とチャットをさせながら、チャットモデル嬢のわいせつな映像をリアルタイムに送信して多数の者に閲覧させ公然とわいせつな行為をした。(平成 13 年 5 月検挙。大阪)
- (2) インターネット上に、ホームページを開設し、「サンプル画像にはモザイクをかけてあります。」等とわいせつな画像の CD-R の販売を掲載し、電子メールで購入申し込みをした約 60 人に同 CD-R を販売し、約 117 万円の利益を得た。(平成 13 年 10 月検挙。新潟、島根)

4 詐欺事件

- (1) インターネット・オークションに高級腕時計を出品し、その落札者に対し、電子メールで不正に入手した健康保険証を利用して開設した架空の銀行口座への現金の振り込みを指定し、同口座に現金を振り込ませ、8 名から約 170 万円を騙し取った。(平成 13 年 1 月検挙。埼玉)
- (2) 携帯電話のメール掲示板に、「メルともキャンプ開催」等と掲載して参加者を募り、電子メールで参加申し込みをした 10 名に対し参加費を指定の銀行に振り込ませ、10 万円を騙し取った。(平成 13 年 10 月検挙。神奈川)

5 名誉毀損事件

- (1) 会社を退職させられたことに対して憤慨し、インターネットの掲示板やチャットコーナーに同社社員を誹謗中傷する記事を掲載し、不特定多数の者に閲覧可能な状態にして会社や社員の名誉を毀損した。(平成 13 年 2 月検挙。山梨)

(2) 以前交際していた女性に対する嫌がらせ目的で、インターネットの掲示板に、同女性を装い、「やり友募集」等の内容を掲載したほか、同女性の電話番号等を掲載し、名誉を毀損した。(平成13年8月検挙。長崎)

6 脅迫事件

交際していた女性から一方的に別れ話を持ち出されたことから、同女に「あんた殺される。この夢が現実にならないことを祈る！誰かがいつも狙っている。」等とメールを送信して脅迫した。(平成13年8月検挙。秋田)

7 著作権法違反事件

著作権者の許諾を受けず、ソフトウェアを自己のパソコンに記憶蔵置させ、ファイル共有交換ソフトを起動させ、自己のパソコンにインターネットでアクセスしてきた不特定多数の者に自動的に送信可能な状態に設定し、著作権を侵害した。(平成13年11月検挙。京都)

8 不正アクセス禁止法違反事件

雑誌で知り得たハッキング手法を試す目的で、携帯電話を利用し、無料ホームページサービス会社の管理者になりすまして、虚偽のメッセージを送信することにより利用権者からID・パスワードを入手して、これを不正に使用してウェブサーバに侵入し、同パスワードを変更した。(平成13年5月検挙。警視庁)

9 その他

(1) 業務妨害事件

出会い系サイトの宣伝メールを不特定多数のユーザに送信していた業者が、未着信のエラーメール等が返信されないように、自分とは無関係な会社のメールアドレスを返信先として使用して発信し、同社に多量のエラーメールを返信させ、同社の業務を妨害した。(平成13年10月検挙。大阪)

(2) ストーカー規制法違反事件

前妻に対して、電子メールで、「殺人鬼。今日外で会ったな、自分はしらんやろ、なんでかな？」等と行動を監視しているようなことや、名誉を害する事項を告げ、同女の身体の安全及び行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる方法で、つきまとい等してストーカー行為を行った。(平成13年6月検挙。兵庫)

(3) 無限連鎖講の防止に関する法律違反事件

「リスト4人の口座に1,000円ずつ振り込むだけで大金が手に入る。」と記載し、1番から4番の順位が付されたリストを添付した電子メールを作成し、不特定多数人に送付し、金銭配当組織を開設した。(平成13年1月検挙。北海道、宮城、秋田)

(4) 古物営業法違反事件

電子メールを通じて県立高校のユニホームを購入し、インターネットのオークションサイトにおいて、当該ユニホームを販売し、公安委員会の許可を受けず古物の売買を行い古物営業を営んだ。(平成13年2月検挙。栃木)

(5) 銃砲刀剣類所持等取締法違反事件

インターネットオークションに改造けん銃を出品し、落札者に対して同けん銃を営利目的で譲渡した。(平成13年11月検挙。警視庁)

平成13年中の主な相談事例

1 違法・有害情報等に関する相談

- (1) インターネット上で、違法にコピーしたソフトウェア等を配信しているサイトがある。
- (2) インターネット・オークションサイトに「架空口座欲しい?」というタイトルで架空口座を販売する内容の出品がある。

2 迷惑メール等に関する相談

- (1) メールができる携帯電話を使用しているが、わいせつ画像の販売等に関するメールが多数届き迷惑している。アドレスを変更しても同じようなメールが送られてくる。
- (2) 出会い系サイトのメールが多数送られてくるが、その中に自分のアドレスから送られてくるものがある。出会い系サイトなど利用したことがないのに不安だ。

3 名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談

- (1) 知人が「出会い系サイト」で知り合った男性とつき合っていたが、私が別れさせたところ、彼女の携帯電話に「殺すぞ。」等の内容のメールを送ってくるようになった。
- (2) 何者かが、勝手に、私の名前を使用してホームページを開設し、電話番号等を明示していることから、知らない者から頻繁に電話がかかってきて迷惑している。

4 インターネット・オークションに関する相談

- (1) インターネット・オークションに出品されていた高級腕時計を約35万円で購入したが、鑑定してもらったところ偽物であった。
- (2) インターネット・オークションでカーナビを落札し、指定口座に代金約10万円を振り込んだが商品が送られてこない。何度も催促をしたが、「もう少し待ってくれ。」と言うばかりで、そのうち連絡が取れなくなった。

5 詐欺・悪質商法に関する相談

インターネットのホームページを開設し、衣料品販売を行っているが、ネットで注文があった客に洋服等約5万円相当の商品を発送したが送金がなく、発送先を訪問したが、転居していた。

6 不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談

- (1) 会社のメールサーバに不正に侵入されて、社員のメールが読まれている。
ログについて調査したところ、不正に複数の社員の認証IDを利用してサーバに侵入しているようだ。元社員である可能性が高い。
- (2) 何者かからコンピュータウイルス「BADTRANS」が送られてきて感染し、アドレス帳に登録している人にメールを送信し、感染させてしまったようだ。

7 その他

- (1) 子供に携帯電話を持たせているが、アダルトサイトに接続し、その料金の請求がきた。料金は支払わなければならないか。
- (2) 海外のアダルトサイトに接続し、オンラインで、カード引き落としで料金を支払う契約をしたが、サイトの場所を忘れてしまい、どのように契約解除すればよいか困っている。